

「中国における育成者権取得と権利行使の
モデル構築事業」

(平成18年度知識集約型産業創造対策事業)

中国における品種登録出願マニュアル (未定稿)

平成19年3月

(社)農林水産先端技術産業振興センター

目 次

はじめに	-----	1
I 中国における品種登録出願マニュアル（未定稿）	-----	2
1 中国における植物新品種保護の概要	-----	2
1) 植物新品種保護に関する法律と法令	-----	2
2) 植物新品種保護制度の概要	-----	2
3) 中国における品種権の取得実務	-----	3
4) 中国における品種権の権利行使	-----	7
2 品種登録出願についての留意事項	-----	11
1) 登録出願前の事前調査	-----	11
2) 中国代理機関の検討及び選定	-----	11
3) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡	-----	12
4) 出願に当たっての中国関係機関訪問時の業務	-----	12
5) 利用許諾契約先の検討及び選定	-----	13
6) 育成者権の保護	-----	13
7) その他出願に当たっての留意点や問題点	-----	14
3 品種登録出願の実例	-----	16
1) 農業部への出願の実例（モモ「白秋」）	-----	16
2) 林業局への出願の実例（クスノキ「ミナギ」）	-----	23
4 参考資料	-----	26
1) モモ「白秋」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料	-----	26
(1) 日本出願資料	-----	26
(2) 中国出願資料	-----	40
2) クスノキ「ミナギ」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料	-----	54
(1) 日本出願資料	-----	54
(2) 中国出願資料	-----	66
II 現地調査報告書（モモ関係）	-----	86
1 現地調査日程	-----	86
2 現地調査参加メンバー	-----	86
3 調査概要	-----	87
1) 北京路浩知識産権代理有限公司	-----	87
2) 北京光遠岩巍農業科技有限公司	-----	90
3) 北京市林業局果樹産業處、北京市農林科学院 林業果樹研究所、北京市平谷区果品办公室	-----	92

4) 北京市内スーパー・マーケット	94
5) 上海市林業総站	95
6) 上海市南匯桃子研究所（調査圃場）	96
7) 上海南匯区人民政府農業委員会、 上海市南匯桃子研究所	96
8) 上海市農業科学院科研處、上海交通大学	98
9) 上海市内スーパー・マーケット	100
4 現地調査のまとめ	101
1) 今後の全般的な進め方等について	101
2) 特に、許諾先の選定について	101
3) 育成者権の保護について	101
4) 果実の販売状況等について	102
5 参考写真	103
6 補足資料	112
1) 北京市、上海市周辺地図	112
2) 北京名果(モモの部分を抜粋)	114
3) 日本からの農業部への出願状況	118
4) 面会者リスト	119
III 現地調査報告書（クスノキ関係）	120
1 現地調査日程	120
2 現地調査参加メンバー	120
3 調査概要	121
1) 杭州藍天園林種苗有限公司（圃場）	121
2) 浙江省林業種苗管理総站	123
3) 杭州天香園林有限公司	124
4) 浙江花木城	125
5) 杭州藍天園林種苗有限公司（本社）	125
4 現地調査のまとめ	127
5 参考写真	128
6 補足資料	133
1) 面会者リスト	133

はじめに

我が国農林水産業の競争力強化を図るために、農林水産分野での知的財産の創造・保護・活用を積極的に進めていく必要がある。農林水産分野での知的財産としては、植物育成者権が代表的なものであり、この権利を海外で積極的に取得し、保護活用を進めていくことで、国際的な競争力を高めていくことができる。平成18年4月に、政府の食料・農業・農村政策推進本部において決定された「21世紀農政2006」においても、「知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化」が掲げられており、その中で、海外において育成者権等の取得と活用を推進するとされている。

近年、我が国の育成品種が海外に違法に持ち出され、無断栽培・増殖され、日本へ逆輸入されるという問題が頻発し、育成者権保護の点からも、また、国内農業への悪影響等の点からも対策が必要となっている。この問題の防止のためには、輸入の際の水際での識別等も考えられるが、我が国の育成品種について、海外で積極的に権利出願し、許諾契約を進めていくという方向性が考えられる。

しかし、海外での権利取得や利用許諾契約締結等の手続きは、非常に複雑で、経費負担も高額であり、普及が見込まれる国にあっては、権利保護施策が不十分であるといった問題があるため、現状では、我が国で育成された優秀な品種の海外での活用は、不十分な状況である。

このため、（社）農林水産先端技術産業振興センターでは、農林水産省の補助事業「中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業」において、独立行政法人、個人育成者の育成品種を事例的に取り上げ、中国に出願し、出願手続きの過程における問題点や留意すべき事項を把握して、中国における出願登録時の問題点や留意点を取りまとめた。

本マニュアルを参考にすることで、我が国育成品種の中国での権利取得・活用が促進され、我が国農林水産業の活性化、中国での無断増殖等の問題の軽減等につながることを期待する。

I 中国における品種登録出願マニュアル（未定稿）

1 中国における植物新品種保護の概要

1) 植物新品種保護に関する法律と法令

中国における植物新品種保護に関する法令としては、「植物新品種保護条例」（1997年10月1日公布）、「植物新品種保護条例実施細則（農業部分）」（1999年公布）、「植物新品種保護条例実施細則（林業部分）」（1999年公布）、「農業植物新品種所有権侵害事件処理規定」（2002年公布）、「農業部植物新品種再審委員会審理規定」（2001年公布）、「農業植物新品種所有権代理規定」（2003年公布）等の規則が公布されている。

これらの植物新品種保護の実務に関する法令以外に、日本の「種苗法」に対応する中国の「種子法」の第12条に、植物品種保護制度の方針が定められている。

従って、中国の植物新品種保護は、「植物新品種保護条例」等の関係法令に基づき行われ、「種子法」がその法的な裏打ちとなっているといえる。

2) 植物新品種保護制度の概要

中国で出願できる新品種は、育成された植物の品種または発見された野生の品種を改良した品種である。新品種の登録については、先願制度が採用されている。また、同一品種の出願は、外国に出願してから12か月以内に、優先権を主張して出願することができる。

なお、中国で保護される品種は、中国政府によって公布された保護リストに掲載されている品種に限られている。2005年12月までに、中国政府は、6回の農業植物保護リスト、4回の林業植物保護リストを公布しており、保護を受ける植物の属と種の数が139となっている。このうち、農業品種が62種、林業品種が77種ある（表1参照）。

日本の育成者権の出願と異なって、中国の品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願することとなる。

外国からの出願に関しては、認定された品種権代理機関を通じて出願しなければならない。2006年12月現在、農業部は、農業関係品種の代理機関として2か所を認定し、林業局は、林業関係品種の代理機関として21か所を認定している（表2参照）。

また、中国の品種権代理人の資格と特許権代理人の資格は別のものであって、農業と林業の植物品種権代理人になるためには、それぞれ農業部と林業局の品種権代理人の国家資格試験に合格しなければならない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属し、代理の仕事をしなければならない。日本のように、資格があれば、誰でも代理できるわけではない。このように、中国では、実際の代理の要件として、以下の2つを同時に満たさなければならない。

- ① 代理資格を持つこと
- ② 国に認定された代理機関に所属すること

なお、中国は、現在のところ、78年UPOV条約加盟国であるため、外国の優秀品種が中国で保護できない場合もある。

表1. 中国の保護対象植物リスト

農業部 (62)				国家林業局 (77)			
食糧作物(10)	イネ	オオムギ	カンショ	キビ			
	コムギ	ソルガム	ダイズ	トウモロコシ			
	パレイショ	ラッカセイ					
野菜(22)	イチゴ	インゲンマメ	エンドウ	カラシナ			
	カリフラワー	ギシギシ	キャベツ	キュウリ			
	ササゲ	スイカ	セロリ	ソラマメ			
	ダイコン	トウガラシ	トマト	ナス			
	ニンジン	ネギ	ハクサイ	ペポカボチャ			
	メロン	リョクトウ					
観賞植物(36)	カーネーション	ガーベラ	キク	グラジオラス	オヒヨモモ	キヅタ	ギンモクセイ
	シュンラン	シンビジウム	スターチス	スチロサンテス	サルスベリ	シャクヤク	ソテツ
	ストレリチア	ハゲイトウ	ベンケイソウ	ユリ	ツツジ	ツバキ	トウカ(桃花)
	ラナンキュラス				ニシキギ	バラ	フィクス
					ボタン	モクゲンジ	モクレン
					ヤブコウジ	ライラック	モクレンモドキ
果樹(19)	カンキツ	クワ(農業部)	スマモ	ナシ	アンズ	ウメ	カキ
	ブドウ	マタタビ	バナナ(ミバショウ)	モモ	ザクロ	中国グリ	ナツメ
	ライチ	リンゴ			ハシバミ		ノブドウ
飼料作物(2)	アルファルファ	ケンタッキーブルーブラス					
	アマ	カラムシ	ナタネ	ワタ	キササギ	クコ	クワ(林業局)
林木(40)					スイカズラ		サンショウ
					アカシア	アブラガリ	イチイ
					エンジュ	オガタマノキ	カエデ
					キリ	キリンケツ	クスノキ
					ケヤキ	コウヨウザン	ササ
					シタン	セイボク(性木)	シイ
					ツゲ	タケ	タブノキ
					トネリコ	トウヒ	トウダイグサ
					ヌマスギ	ニセアカシア	ニレ
					ボプラ	パンブー	ニワウルシ
きのこ(1)	ハクレイタケ				ユーカリ	ユリノキ	ヒップフェア
							ビヤクシン
							ヤナギ
							ワシ

資料:中国植物新品種保護名録(農業部:第1~6批、国家林業局第1~4批)

3) 中国における品種権の取得実務

(1) 品種権の出願

中国における品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願しなければならない。

品種権の出願に必要な書類は、代理委託書、出願願書、説明書（説明書要約と特性表を含む）、植物体の写真であり、その他にも出願の条件によって、種子や証明書類等が必要な場合がある。また、すべての出願書類は、中国語の翻訳が必要である（4 参考資料参照）。

(2) 出願用技術書類の要件

① 新品種の説明書の要件は、以下の通りである。

- A : 新品種の仮の名称
- B : 新品種が属する属と種の中国語及びラテン語の名称
- C : 新品種の育成及び育成の開始と終了の時期
- D : 新品種と国内外の類似品種との比較に関する背景状況の説明
- E : 育成過程及び育成方法の説明。系譜図表と文字との両方の説明を備えなければならない。系譜図表と併せて出願品種の親植物の説明、具体的な育成方法、育成経過、育成条件の説明、及び交雑育種に使用された親品種の特徴又は繁殖材の説明を含む

表2. 認定機関リスト

	代理機関	英名	住所
農業部 関係	北京路浩知識產權代理有限公司	CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.	北京市海淀区知春路 6 号錦秋知春花園 3 座 2402 室, 100088
	北京衆合律師事務所 北京衆合城知識產權代理有限公司	ZHONG HE LAW OFFICE	北京市西城区東公庄大街甲 4 号物華大廈 A 座 1707 室 100044
林業局 関係	山東植物新品種事務所	Shandong Plant Variety Rights Agency	濟南市文化東路 42 号,250014
	北京衆合城成知識產權代理有限公司	Beijing Zhonghechengcheng Intellecture Property Agency	北京市西城区東公庄大街甲 4 号物華大廈 A 座 1707 室,100044
	北京中林綠秀植物新品種權代理事務所	Beijing Zhonglinixiu Plant Variety Rights Agency	北京頤和園后,100091 Reaserch Institute of Forestry Policy and Information,100091
	南京南方植物新品種權事務所	Nanjing West Plant Variety Rights Agency	南京市龍蟠路,210007
	北京北林方圓植物新品種權事務所	Beijing Beilinfangyuan Plant Variety Rights Agency	北京市北京林業大學,100083 Beijing Forestry University Xiaozhuang Haidian District Beijing,100083
	福建綠閩植物新品種權代理事務所	Fujian Lvmin Plant Variety Rights Agency	福州市晉安区新店鎮上赤橋 35 号,350012
	上海林業植物新品種權代理事務所	Shanghai Forestry Plant Variety Rights Agency	上海市滬太路 975 号,200072
	黑龍江北方新品種權代理服務中心	Heilongjiang Noth Plant Variety Rights Agency	黑龍江省哈爾濱市哈平路 134 号,150040
	海南林業植物新品種權代理中心	Hainan Forestry Plant Variety Rights Agency	海口市瓊山区府城鳳翔路省林科所大院,571100
	廣東林業植物新品種權事務所	Guandong Forestry Plant Variety Rights Agency	廣州市中山七路 343 号,510173
各省 級	湖南省林業植物新品種保護代理處	Hunan Provice Forestry Plant Variety Rights Agency	長沙市天心区韶山南路 120 号, 410004
	甘肅省林業植物新品種權代理事務所	Gansu Provice Forestry Plant Variety Rights Agency	蘭州市城關区段家滩 440 号, 730020
	浙江植物新品種權事務所	Zhejiang Plant Variety Rights Agency	杭州市凱旋路 226 号,310020
	北京虹嘉城知識產權代理公司	Beijing Haihongjiacheng Plant Variety Rights Agency	北京市海淀区北四環中路 281 号海淀科技 320 号,100083
	雲南植物新品種權事務所	Yunnan Plant Variety Rights Agency	昆明東郊黑土下凹雲南林木種苗站,650215
	東林植物新品種權代理事務所	Yunnan Plant Variety Rights Agency	哈爾濱市動力区和興路 26 号, 150040
	富陽亞熱帶植物新品種權事務所	Fuyang Subtropic Zone Plant Variety Rights Agency	浙江省富陽市陽鎮大橋路 73 号,311400
	安徽省林業植物新品種權代理中心	An-hui Provice Forestry Plant Variety Rights Agency	合肥市無為路 35 号省林業廳大樓 4 楼,230001
	山西省林業植物新品種保護事務所	Shanxi Provice Forestry Plant Variety Rights Agency	太原市新建南路 185 号,030012
	湖北省楚林植物新品種權事務所	Hubei Provice Chulin Plant Variety Rights Agency	武漢市洪山区雄楚大街 339 号, 430079
省級 其他	安徽省林科新品種權代理公司	Anhui Provice Linke Plant Variety Rights Agency	合肥市長江西路 820 号,230031

F : 国内外の販売に関する説明

G : 区別生、均一性、安定性に関する詳細な説明。形態的特徴と生物学的特徴を含む品種特性の詳しい説明

H : 新品種に適した地域又は環境、及び主な栽培技術に関する説明。生育時期に必要な温度、栽植の密度、又は施肥程度等を含む新品種の栽培技術要件を説明しなければならない

I : 写真の説明

J : 特性表。審査費を納めるときに提出しても良い

② 新品種の写真の要件は、以下の通りである。

A : 新品種の形態的特徴の区別性を説明できるもの

B : 同一性状の比較が同一写真中にあること

C : 必要に応じて要求されるカラー又は白黒写真。サイズは、8.5cm×12.5cm 又は 10cm×15cm でなければならない

D : 全ての写真に説明を付けること。形態的特徴の区別性の説明、写真の倍率、他の必要な説明

写真の要件を満たさない場合は、補正しなければならない。植物に特有な生物的特徴をとらえるために季節によっては、補正が次の年になる可能性もあり、十分な注意が必要である。写真の補正の遅れで、初步審査に合格できないため、仮保護の執行ができない場合もある。

(3) 初歩審査、公表、仮保護

農業部及び林業局の審査担当部署は、品種権の出願を受理してから 6 か月以内に初步審査を完了する。初歩審査の内容は、主に、出願品種が中国の保護リストに含まれること、品種の新規性（未販売性）を満たすこと、及び品種名称の適切性を満たすことについて審査する。中国は、現在のところ 78 年 U P O V 条約加盟国なので、公布された保護リストに挙げられたものに限って保護される。

新規性については、中国国内で、出願日から 1 年遅った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないこと、又は国外で、出願日から 4 年（蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物は 6 年）遅った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないことが要件である。新規性喪失の例外が設けられており、保護リストに新たに追加された品種に関して、新規の保護リストが公布された日から、農業部で 2 年又は林業局で 1 年以内での出願については、中国国内で 4 年以上にわたって販売されていなかった場合、新規性を満たすものとみなされる。

名称の適切性とは、出願品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと、数字のみからなるものでないこと、及び社会的モラルに反するものでないことである。

初歩審査において、初歩審査の要件を満たさない場合、補正命令が発行され、3 か月以内に補正しなければならない。初歩審査に合格したものは公表され、公表日から品種の仮保護が始まる。78 年条約では、仮保護については、各国の裁量になるが、中国では仮保護制度が導入されていて、公表日から登録日までに、品種の仮保護が侵害された場合は、登

録された後に賠償金を請求することができる。

(4) 実体審査

品種権の実体審査（特性審査）は、3種類の方式によってDUS測定報告書を提出し、その報告書に基づいて審査が行なわれる。

3種類の方式とは、資料調査、栽培試験及び現地調査を指す。資料調査とは、申請書類又は他の資料による審査方式である。過去に林業局がヨーロッパから22件のDUS報告書を購入し、審査したことがあるが、その他には、ほとんど使われていない。栽培試験とは、審査官が主導し、栽培試験実施機関の試験区で、新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、各特性を観察する方式である。現在の中国の実体調査の95%は、この栽培試験による審査となっている。また、現地調査とは、出願者が主導し、出願者が新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、審査官が現地に行って、各特性を観察する方式である。

なお、果樹のDUSセンターは、現在建設中であるので、果樹については、現地調査を行うことになる。

実体審査は、品種ごとの審査基準によって行う。補正命令以外には特許の実体審査のような審査官と出願人との間の拒絶理由通知書と意見書のやりとりはない。

具体的な品種権の付与の条件は、区別性、均一性、安定性を満たすことである。実体調査に合格した後に、品種権付与の通知書が発行される。通知書を受け取った日から3か月以内に初年度の登録費を納めて、品種権が品種権登録簿に記載、公示される。また、品種権証書が品種権者に交付され、公布日から、植物品種権が発効する（中国の測試センターについては表3参照）。

表3. 測試センター一覧

設置機関		主な試験品種	住 所
総センター		トウモロコシ、大豆、白菜	北京市朝陽区麦子店街41号302,303号室
北京	中国農科院蔬菜所	蔬菜類、花き類	北京市中關村南路12号
哈爾濱		普通作物類	黒龍江省哈爾濱市学府路368号
公主嶺	吉林省農科院	普通作物類	吉林省公主嶺市西興華街
濟南		普通作物類	山東省濟南市桑園路28号
南京	江蘇省農科院	普通作物類	江蘇省南京市孝陵衛鍾靈街50号
上海	上海市農業生物ジーンセンター	蔬菜類、花き類	上海市北翟路2901号
杭州	中国水稻研究所	水稻	浙江省杭州市体育場路359号
広州	華南農業大学	普通作物類	広東省広州市五山
儋州	中国熱帶農業科学院農牧所	熱帶作物類	海南省儋州市寶島新村
楊凌		普通作物類	陝西省楊凌区渭惠路3号
成都	四川農科院	普通作物類	四川省成都市外東獅子山
昆明	雲南省農科院品資所	普通作物類、花き類	雲南省昆明市北效龍頭街
西寧	青海農科院作物所	普通作物類	青海省西寧市清路83号
烏魯木齊		普通作物類	新疆烏魯木齊南昌路38号

(5) 不服審判、無効審判及び審決取消訴訟

品種権申請を不合格とした審査に対し、拒絶査定を受取ってから3か月以内に、再審査（不服審判）を要求することができる。再審査委員会は、6か月以内に審判決定し、出願者に知らせなければならない。また、登録された品種に対してでも、無効宣告（無効審判）を要求することができる。無効宣告で取消された品種権は最初から存在しなかつたこととなるが、既に実施された品種権侵害審決、品種の実施許諾又は品種権の譲渡に関する契約には、遡及することができない。

無効宣告による侵害訴訟への影響については、品種権は実体審査を経て取得されたものとして、法的安定性が高いと認定されるため、無効宣告を要求しても侵害訴訟が続けられる。また、再審査委員会の審判決定に満足できない場合は、審判決定を受け取った日から15日以内に審決取消訴訟を提起することができる。

(6) 品種権を取得するためにかかる費用

中国における品種権を取得するためにかかる費用は、主に代理人への費用と審査官庁への費用との二つである。中国現地代理人への費用は、新品種技術の難易程度及び仕事量または代理事務所によって異なるが、数万から数十万円程度である。審査官庁への費用は、一般的に、出願費は1,800中国人民元（以下、「元」という）、実体審査費は4,600元、栽培試験が必要な場合は、実費負担となる（露地栽培の場合、約3,000～4,000元/件）。年度登録料は、1～3年目が1,500元/年、以降は3年目ごとに30%アップする。初年度登録までの審査官庁への合計費用は、中国で栽培試験がある場合、およそ11,000元程度であり、日本円で約18万円前後（人民元を基準。2006年12月現在、1元=16円）である。その他、日本の代理人費用、翻訳費、種子等の通関、郵送手数料等もかかるので、一つの品種権を取得するまでに、少なくとも数十万円の費用がかかる。

4) 中国における品種権の権利行使

(1) 品種権の内容

中国における品種権の内容には、植物品種保護条例によって、品種の商業上の生産及び販売の独占権（例外あり）、品種権の譲渡権、及び品種名の使用義務等を含む。登録された品種は、種子及び繁殖のための植物体の一部（栄養体）について、品種権者の同意を得ずに商業目的で生産、販売してはならない。F1品種の生産のための親品種としての反復利用も同意が必要である。品種権の例外として、試験研究目的のための実施及び農家の自家増殖のための実施に対して、品種権者の同意を得ず、実施料が払われなくても実施することができる。また国家と公衆の利益のために、強制実施の規定も設置されている。強制実施を行う時、品種権者に合理的な実施料を払わなければならず、強制実施の決定又は実施料に不満がある場合は、通知を受取った日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。なお、中国の品種保護制度を1999年に実施し始めて以来、強制実施の決定を行ったことはない。中国における品種権の存続期間は、登録日から、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物については20年、そのほかの植物については15年である。

(2) 品種権の主な侵害方式

2001 年に中国の品種権の行使が行われて以来、中国における品種権侵害形式は、主に 2 種類ある。第一類は、商業侵害であり、育成者の許可なく登録品種の繁殖材を商業目的で生産又は販売し、また登録品種を他の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用することである。第二類は、偽物侵害であり、登録品種でないものを登録品種と偽ることである。

現在の中国の品種権における侵害の特徴として、商業侵害より、優秀品種の偽物侵害（詐称事件）が多いようである。

（3）品種権の対策

中国における品種権侵害の対策は、当事者間の話し合いにより解決できなければ、行政と司法の二つのルートがある。行政ルートでは、品種権者又は利害当事者は、商業侵害の場合は侵害地の省レベル以上に対して、又は偽物被害の場合は、県レベル以上の人民政府の農林部局に対して、各部局の権限に従って侵害事件を取り扱うことを要求できる。司法ルートでは、品種権者又は利害当事者は、直接人民法院（裁判所）に提訴することができる。

人民政府の農林部局は、各部局の権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかつた場合、品種権者又は利害当事者は民事訴訟手続きに従って人民法院に提訴することができる。

（4）知財訴訟の種類と留意点

中国における知財訴訟は、基本的に日本と同じように 3 種類が存在する。まずは、行政訴訟で、知財権を付与する機関の長官と当事者との間の訴訟であり、例えば、審決取消訴訟である。二番目は、民事訴訟で、権利者と権利侵害者の間の訴訟であり、例えば、植物品種の商業侵害の訴訟である。三番目は、刑事訴訟で、公訴人と犯罪容疑者との間の訴訟である。中国の知財の刑事訴訟は、社会に悪影響を与え、多大な損失を与えた非常に重大な知財権利の詐称事件に限定されており、例えば、植物品種の悪質な偽物侵害訴訟である。

中国における知財訴訟の留意点について、知財訴訟の管轄の裁判所は、侵害行為の発生地の裁判所が管轄裁判所となると明確に規定している。また、知財訴訟の時効は、知的財産（品種権を含む）が侵害された日から 2 年である。2 年以上経過した場合でも、侵害の差止めを状況によって請求することができるが、損害賠償の金額は、訴訟が起こされた時点の 2 年前から計算する。そして、権利侵害紛争の判決について侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者をその違法な収入の 5 倍以下の金額をもって罰することができる。侵害の金額が確定できない場合は、人民法院は当事者の請求又は職権により 50 万人民元以下の損害賠償額を決定することができる。

表4. 植物種類別出願登録数

(中国農業部ホームページによる。07年2月28日現在。07年3月7日公表。)

植物種類		総出願数	登録数	05年出願	06年出願	07年出願
普通作物	水稻	1,226	326	261	274	44
	トウモロコシ	1,578	430	344	339	47
	ダイズ	130	30	34	41	4
	普通コムギ	361	102	89	70	4
	ナタネ	87	23	11	11	0
	ラッカセイ	21	8	2	5	2
	カンショ	8	4	2	1	1
	オオムギ属	17	4	2	7	1
	高粱(ソルガム)	19	0	4	11	1
	穀類(キビ)	13	0	3	10	0
	ワタ属	115	0	80	32	3
	苧麻属(カラムシ)	1	0	1	0	0
	リョクトウ	1	0	0	1	0
	小計	3,627	927	833	802	106
野菜	ハクサイ	27	11	5	3	0
	トウガラシ属	24	3	6	3	2
	トマト	24	5	6	3	0
	バレイショ	18	3	6	5	0
	スイカ	30	7	5	5	0
	メロン	8	0	5	3	0
	ダイコン	3	1	1	0	0
	ニンジン	1	0	0	0	0
	キャベツ	4	4	0	0	0
	キュウリ	11	6	3	2	0
	イチゴ	8	0	6	2	0
	ハクレイタケ	3	0	2	1	0
	ナス	5	0	0	5	0
	小計	166	40	45	32	2
花き	キク属	39	4	17	9	4
	ガーベラ属	19	2	17	0	0
	ナデシコ属(カーネーション)	17	7	4	4	0
	ユリ属	24	1	7	8	6
	ラン属	11	0	4	0	0
	グラジオラス属	1	0	0	1	0
	小計	111	14	49	22	10
果樹	ナシ属	32	11	5	7	0
	ライチ	1	1	0	0	0
	モモ	13	5	2	1	0
	マタタビ属(キウイフルーツ)	10	1	3	2	1
	リンゴ属	26	4	4	7	0
	ブドウ属	13	0	7	5	0
	カンキツ属	7	1	2	4	0
	小計	102	23	23	26	1
牧草	ギシギシ属	2	0	0	0	0
	アルファルファ	1	0	0	1	0
	小計	3	0	0	1	0
合計		3,999	1,004	950	883	120

表5. 国別出願登録数

(中国農業部ホームページによる。07年2月28日現在。07年3月7日公表。)

国別	総出願数	うち登録数	うち05年出願	うち06年出願	うち07年出願
中国国内	3,849	996	796	808	114
オランダ	57	5	32	11	6
韓国	29	0	13	10	0
アメリカ	27	0	23	3	0
日本	21	3	5	3	0
イスラエル	4	0	4	0	0
オーストラリア	4	0	0	3	0
ニュージーランド	3	0	0	0	0
スペイン	3	0	0	3	0
南アフリカ	1	0	0	1	0
ドイツ	1	0	0	1	0
合計	3,999	1,004	950	883	120

日本からの出願登録の内訳(07年2月28日現在)

植物種類	出願数	うち登録数
トウガラシ	1	1
キク	6	2
シンビジウム	10	0
メロン	1	0
イチゴ	1	0
モモ	1	0
イネ	1	0
合計	21	3

表6. 日本から中国への出願事例 (中国農業部ホームページ等による。07年2月28日現在。)

	事例1	事例2	事例3
植物種類	とうがらし	きく	きく
品種名称	カプチン(卡普椒)	精興の誠(精興之誠)	精興光玉
申請日(出願日)	2000年12月15日	2001年10月23日	2002年5月20日
授権日(登録日)	2004年9月1日	2004年9月1日	2004年9月1日
審査期間	約3年9か月	約2年11か月	約2年4か月
育成者	和地 義隆	山手 義彦	山手 義彦
品種権者	株式会社日本農研	有限会社精興園	有限会社精興園
出願代理機関	北京中農恒达植物品种权代理事务所有限公司(現北京路浩知識產權代理有限公司)	北京中農恒达植物品种权代理事务所有限公司(現北京路浩知識產權代理有限公司)	北京中農恒达植物品种权代理事务所有限公司(現北京路浩知識產權代理有限公司)
(参考)日本登録年月日	2002年12月16日	1998年1月22日	1998年8月12日

2 品種登録出願についての留意事項

1) 登録出願前の事前調査

できるだけ、登録出願前に事前調査をした上で、出願品種を選ぶことが望ましい。

品種登録出願する前の事前調査で重要なのは、以下の3点である。

① 本当に売れるのかの調査（消費者の嗜好、生産者の意向等を調査する）

日本で、良いとされるものでも、中国で売れるとは限らない。逆に、日本で売れないものでも、中国で売れるものもある。当然のことながら、中国と日本の消費者の嗜好は違う。例えば、モモの場合、日本では、生食用は、一般に「白に少しピンクが差した」ものが好まれるが、中国では「真っ赤」なものが好まれる。

生産者の意向も大切である。モモの場合、日本では、売るることを考えて、生産者も「柔らかくてジューシー」なものを求めるが、中国の生産者は、輸送と貯蔵を考えて、一般的に「硬い」品種を好む。

このように、中国の消費者の嗜好、生産者の意向を踏まえて、出願品種を選考することが、重要であり、そのためには、十分に事前調査をする必要がある。

② 進出戦略を立てる（どのような契約をするか等事前検討する。）

中国の場合、生産者段階での自家増殖は、自由に認められているので、特に、果樹の場合、品種登録しても、広く使用許諾して、一旦生産者段階に新品種が普及してしまうと、育成者権を保護したり、許諾料を回収したりすることは極めて難しい。

このため、例えば、信頼できる許諾相手と独占的な許諾契約を結ぶとともに、その契約内容についても、「あらかじめ3年程度で、大量に種苗を増殖し、一斉に生産者に販売することにより、それに見合う許諾料として、〇〇〇元支払う。」というような契約内容とする等、実情に合わせた契約とすることが重要であり、事前調査により、どのような契約とするか進出戦略を立てる必要がある。

③ 許諾相手の候補を探す（あらかじめ許諾相手の候補をリストアップする）

あらかじめ、許諾相手の候補を選定することも重要である。利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の3点である。

- ・信頼性があるか：信用のにおける業者か、調査が必要。
- ・実力があるか：実際に市場に進出でき得る相手か。
- ・業者へのコンタクトルートがあるか：生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、登録品種の選定について、許諾相手候補者の意見を参考にすることも有効である。

2) 中国代理機関の検討及び選定

中国の知財制度としては、特許あるいは、品種登録を代理するために、先ず、代理人資格（日本の弁理士と同様）を持たなければ、代理することができない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属してから、代理の仕事をしなければならない。

なお、品種登録の場合は、代理人資格を持つ者は、実際に事務所に専任していないなくても、代理している場合もあるので注意する必要がある。

中国の植物品種登録制度は、農業部へ出願する品目と国家林業局へ出願する品目があるので、注意を要する。一般的には、草本性のものが、農業部、木本性のものが国家林業局であるが、果樹や花き類については、特に注意。果樹については、堅い果実類が、国家林業局、柔らかい果実類が農業部ということになっている。農業部と国家林業局とでは、代理資格や出願先が異なるので、あらかじめ、区分を確かめてから、手続きを進める必要がある。

中国へ品種登録出願する際に、代理人を選ぶ主な条件は以下の5点である。

- ① 出願植物を扱うことができる機関であるかを確認
 - ・品種登録の出願には代理機関が必要。現在、農業分野で2か所。林業分野で21か所ある。
- ② 政府認可の資格を有しているかを確認
 - ・資格があるか、政府から認可された機関であるかが重要。
- ③ 別の業務と兼任していないかを確認
 - ・代理業務の他に別の業務と兼任していないか確認。専任が望ましい。
- ④ 個人ではなく法人に依頼する
 - ・品種代理人は、事務所がある場合と（実質的に）代理人だけがいる場合があるが、代理人だけの場合は、他の仕事との兼務がよくあり、連絡がとりづらい、本人と問題が起きると責任を取ってもらえないなどのトラブルがあり得る。専任の代理人がいる事務所と契約すれば、担当がいなくなっても事務所が引き継ぐので良い。
- ⑤ 価格はサービス内容により変わる
 - ・モモは、農業部所管であり、農業関係の代理機関は、2機関あるが、今回は、そのうち、体制もしっかりしており、日本からの出願代理実績もある「北京路浩知識産権代理有限公司（CN-KnowHow）」を代理機関として選定した。

3) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡

外国から中国に出願登録するためには、資格を有する中国代理機関を通じて出願しなければならない。また、中国の育成者権所管機関からの指示や連絡も中国代理機関を通じて行われる。このため、信頼の置ける代理機関を選定するとともに、代理機関との意思の疎通を密にする必要がある。疑問点等があれば、そのままにせず、代理機関に率直に聞くことも重要である。

なお、モモ白秋の出願において、連絡業務に関して特に問題となった点はなかった。ただし、①日本に出願する場合は、対照品種が2品種であるのに対して、中国出願の場合は、最も類似する品種の1品種だけでよい。②対照品種について、出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましい。血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明することになるとの現地代理人からの説明があった。

4) 出願に当たっての中国関係機関訪問時の業務

今回の調査を踏まえて、出願に当たっての中国関係機関訪問についての留意事項は、

以下のとおりである。

信頼のおける「代理機関」を選定すれば、「出願手続き」そのもののために、中国を訪問する必要はない。

しかしながら、登録品種の選定等のために、事前調査が重要なこと、出願手続きと併行して、実施許諾候補の選定や許諾条件について検討する必要があること等から、中国の関係機関を訪問することが重要である。

出願に当たって、中国を訪問する場合は、

- ① まず、「代理機関」を訪問し、手続きの進捗状況を確認すること。
- ② できるだけ、「許諾契約候補」に、面談し、信頼できる相手であるかどうか確認するとともに、「契約内容」について事前交渉すること。
- ③ 必要に応じ、関係行政機関、試験研究機関等と面談し、情報を収集すること。（行政機関に会わない方がよい場合もある。）
- ④ 生産地（生産者、試験場等）、及び消費地（市場、小売店等）を現地調査すること。

等が、重要であるので、十分準備をした上で訪問すると良い。

5) 利用許諾契約先の検討及び選定

利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の3点である。

① 信頼性があるか

信用のおける業者か、調査が必要である。

② 実力があるか

実際に市場に進出でき得る相手か見極める必要がある。

③ 業者へのコンタクトルートがあるか

生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、その品種が中国で売れる見込みがあるかの確認調査も必要である。地方によって食物の好みが異なるので、注意が必要である。

6) 育成者権の保護

育成者権の保護について、今回の調査で聴き取った中国の関係機関の考え方等、参考になると思われる事項は、以下のとおりである。

① 北京市農林科学院林業果樹研究所の考え方

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のものを付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に5畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せ的方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA判

定は採用していない。侵害の判定において、DNA 分析は参考に過ぎないと考えている。特性項目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA 分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家への直接販売で、数年たった古い品種は協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いは多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せられる方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法などがある。

政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

② 上海市林業総站の考え方

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考えている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させているところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールにくくなるので、3~5 年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、まとめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは 3 年、果樹では 10 年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

これら地元関係機関の見解も参考にしながら、実行のある対応をしていく必要がある。

7) その他出願に当たっての留意点や問題点

今回の調査で聴き取った出願に当たっての留意点や問題点は、以下のとおりである。

方式審査の段階で、名称、育成者、育成経過等について書類内容のチェックを受けている。これに合格すれば、通知がきて、公表される。その時点から、仮保護が受けられ、利用許諾契約の締結が可能となる。

方式調査がOKになると、栽培試験の要求が審査当局から來るので、事前準備が必要である。果樹の場合は、果実を 2 回収穫調査するので、果実が結実し、特性が確認できるまで、5~6 年必要となる。

穂木が中国に渡ってから 60 日以内の検疫の時間がかかり、その後に試験が開始

される。

審査について留意する事項は以下の 3 項目である。

① 申請品種と比較品種の比較が必要

比較品種の要件は、申請品種と兄弟関係にある品種・系統が最適（比較品種は登録されていないものでも可）。

無い場合は親品種でも可能である（中国に無い品種でも良い）。ただし、系統段階のものは認められない。品種登録されていなくても良い（育成者権が切れた品種、登録制度前の昔の品種など）。

なければ片親が一緒にしくはもう 1 代前が一緒に、など、できるだけ血縁関係にあるものが良いが、なければ、理由書をつけて血縁関係のないものを用いることもできる。

穂木の形で提供を受ける必要があり、1 品種 15 本程度は必要。

② 比較品種の育成経過を詳細に記入する必要がある

類似品種の特性を出願品種と同様に詳細に記載する。この内容により栽培試験の場所を選定する。申請品種の特性表と同じ様式で記入すれば可。

③ 写真が必要

写真は区別性のあるもので良く、出願品種と類似品種を並べて写してあるものが必要である。具体的には、比較品種と区別性が示される形質の写真 1~3 枚（葉、花、種または種苗、果実外観、果肉色など、組み合わせ自由）。

登録品種名については、中国でも日本と同様に、品種名称と商標名称が同一の場合は、同時に登録することはできない。日本での品種名称が中国での商標名称に抵触する場合（妨害商標登録など）であっても、日本での先行名称利用を証明することができれば、無効化し、使用することができる。

もし、現在品種出願中の名称を商標出願する場合であれば、出願公表される前に申請する必要がある。

3 品種登録出願の実例

1) 農業部への出願の実例（モモ「白秋」）

(1) 出願品種モモ「白秋」の概要について

2004年8月18日、日本で品種登録。水蜜桃、果実は大きく、300～400g、果実は硬い、果汁が多い、糖度は高い、袋を掛けると白くなる。日本の優良品種。

名称は、白秋（はくしゅう）（系統名は、筑波113号）。命名登録番号は、もも農林24号。登録年月日は、2001年10月9日。品種登録番号は、第12212号。登録年月日は、2004年8月18日。

交雑組み合わせは、うー9（白桃×布目早生）×C2R19T182（米国から導入の系統）。

品種の概要としては、樹勢はやや強く、樹姿は開張性と直立性の中間となる。新梢の発生は中、花芽の着生はやや多い。花は单弁桃色で花粉を有し自家結実性である。開花期は「あかつき」と同時期かやや遅い。収穫期は「あかつき」より2～3週間程度遅い中生系統である。生理落果の発生は少ない。

果形は円形で果実重は300～400gとなり、「あかつき」よりかなり大きい。果皮の地色は白色、着色は少なく、有袋栽培により着色のほとんどないきれいな果実を収穫できる。玉揃いは比較的良好である。果面の裂果、肌荒れは見られない。果肉は白色、溶質で粗密は中程度、纖維は少ない。果肉及び核周囲の紅色素は少ない。核は粘核である。果汁の糖度はやや高いが、「あかつき」に較べると1%前後低く、酸味は少ない。渋味の発生は認められず、食味は比較的良好である。有袋により容易に外観の優れた無着色タイプの果実生産ができることが、本品種の大きな特徴である。

岡山県など関西市場向けの着色抑制栽培に適している。生理落果が少なく、渋味の発生も少ないので、夏季に降雨が少なく、果実糖度の上昇が良好な産地で特性を發揮する。収穫期に降雨の多い条件では食味の低下を招くので注意が必要である。せん孔細菌病の発生が認められるので対策が必要である。また、灰星病にも罹病性なので防除が必要である。

(2) モモ「白秋」を、出願品種に選んだ理由

中国での品種登録・許諾のモデル事業を実施するに当たって、中国への品種登録が可能であり、国内への影響が少ないことを中心に独立行政法人農業・食品産業総合技術研究機構果樹研究所で育成した品種のうちから出願品種候補の選定を行った。

中国への品種登録が可能という点については、登録要件を満たす「販売から6年未満の品種」をまず選び、果樹研究所育成品種では6樹種（ニホンナシ、カキ、クリ、モモ、ブドウ、カンキツ）12品種に絞られた。このうち、中国での対象樹種に指定されていないニホングリを除外すると5樹種（ニホンナシ、カキ、モモ、ブドウ、カンキツ）11品種となった。

次いで、これら11品種のうち、国内農業への影響を最小限にすることを考えて、販売開始から4年未満の品種については国内での普及を優先させているため、対象外とした。残る2樹種（モモ、カンキツ）2品種のうち、カンキツは落葉果樹に比べて経済栽培樹

齢に達するのに長年月がかかるので除外した。

モモは結実樹齢に達するまでが果樹の中では短く、モデル事業として権利侵害の有無を比較的短期間に確認するのに適している。加えて、日持ち性に劣り、輸送にあまり適しないため、万一権利侵害が起きた場合でも、国内への逆輸入の懸念が低いと考えられることから、モモ「白秋」を出願品種として選定した。

(3) 中国代理機関の選定についての留意事項

現在、中国農業部は、農業関係品種の代理機関として、2機関を認定している。北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) と北京衆合律師事務所/北京衆合城知識産権代理有限公司の2か所が、その認定事務所である。

今回のモモ白秋の出願については、そのうち、北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) を現地代理機関として選定した。その理由は、①日本の植物品種保護調査団が中国農業部を訪問した際に、北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) が中国の品種権代理事務所として対応していたこと。②元の中国農業部の事務所であること等を考慮して選定したものである。

現地代理機関の選定においては、中国農業部に認定された代理機関であるかどうかが重要である。

(4) モモ「白秋」の出願関係書類

中国への出願書類については、当局からの要求書類が、日本の当局からの要求書類と異なるので、中国農業部の要求に従って出願書類を作成する必要がある。

(5) 出願に当たっての中国関係機関とのやりとり

モモ白秋の出願において、連絡業務に関して特に問題となった点はなかった。ただし、①日本に出願する場合は、対照品種が2品種であるのに対して、中国出願の場合は、最も類似する品種の1品種だけでよい。②対照品種について、出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましい。血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明することになるとの現地代理人からの説明があった。

(6) 出願関係費用

モモ白秋について、出願時点で必要となった費用は、次のとおりであった。

- ① 中国農業部への官費（出願費）：1,800 人民元（約 28,800 円）
- ② 中国の現地代理機関への費用：1,800 米ドル（約 216,000 円）
- ③ 日本の代理機関（平木国際特許事務所）の中国出願代理費：200,000 円（書類作成、中国との連絡、相談、事務など全ての費用を含む。）

これら全てを合計すると、出願時の費用は、約 45 万円程度となった。

(7) 利用許諾契約先の検討及び選定のための情報

今回の調査で、今後、利用許諾契約先の検討及び選定のために、参考となると考えられた情報は以下のとおりであった。

① 中国におけるモモの生産及び消費状況について

ア 中国におけるモモの主要産地は、北京市平谷区と上海市南匯区である。

イ 平谷区は、北京市の東北の郊外地域である。農業生産面積は 1030 万m²、農業人口 40 万人。北緯 39° に位置する。半分は山間地で、年間降水量 600mm、日照時間は長い。果樹栽培面積は 44 万畝（約 29 千 ha（注）1 畝=667 m²）。このうち 50% がモモの栽培面積であり、生産・販売量とも中国第一の産地。果物の生産量は北京周辺で一番多い。モモだけで 200 品種以上（白肉桃、黄桃、油桃（ネクタリン）、蟠桃など）を栽培しており、栽培技術は中国一である。2005 年、2006 年とも、果物の品質の全国協議会で、上位は殆ど平谷産が占めている。

日本との協力関係を進めている。日本からの観光客も多く、中日友好果園として観光農園を作る予定である。平谷区にはモモの専門機関（産業協会）があり、モモの協会（モモ農家 15 万人から成る、2000 年設立）や行政事務所がある。

ウ 南匯区は、上海周辺で最大のモモの産地であり、8 万畝（約 5,3ha）の栽培面積があり、主に 3 品種（「大団」、「新風」、「錦秀」）が栽培されている。これらの品種は、上海市民が受け入れている優良品種である。

地元農家はモモの生産に依存している。地元ではモモの生産改善によって、収入を上げていくようにしており、市場においても地元のモモが売れている。このようなモモの生産を改善するために当研究所が設立された。モモ産業を良くするために導入品種を固定して、改善を図っている。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

当地での生産、収穫期間は 7 月下旬～8 月上旬。それ以外の早生のもの、晩生のものがあれば、ニーズに対応できると考えており、早生か晩生が欲しい。有機栽培は開始しているが、始まつばかり。糖度 15～18 度のモモを作っている。

試験栽培に協力することはできるので、その結果、当地域が適地となれば上海市場に出すことができる。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

これからも交流することは双方にとって良いことと考える。友好な協力関係を築いていきたい。

エ 中国におけるモモの主要消費地は、北京市と上海市である。北京市では、一般的に、硬くて赤いモモが、好まれ、上海市では、柔らかくて白いモモが好まれる。また、共通して、大きくて甘いモモが好まれる。

② 利用許諾契約先の検討のための留意事項について

現物がないと許諾交渉ができないが、モモ現物の中国国内への持ち込みは、税関での条件を満たせば可能（60 日以内）である。ただし、「白秋」では日持ちしないので無理である。本当に中国で販売する意思がある業者であれば、日本にモモの現物を見に来るのはないかと思う。逆に、日本に行こうとしない業者は、本気ではない。

利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の 3 点である。

ア 信頼性があるか

信用のおける業者か、調査が必要。

イ 実力があるか

実際に市場に進出でき得る相手か。

ウ 業者へのコンタクトルートがあるか

生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、その品種が中国で売れる見込みがあるかの確認調査も必要である。地方によって食物の好みが異なる。

(8) 利用許諾契約先候補の選定について

平成 18 年 11 月 19 日～11 月 25 日に行った現地調査の結果、北京及び上海におけるモモ栽培について、以下の相違点を確認することができた。

	北京市	上海市
生産状況	栽培面積:47万畝(31,349ha) 生産量(20万t)、売上利益(5.5億元)とともに中国一 栽培株数:2,000万株 主な産地:平谷区	栽培面積:13万畝(8,671ha) 栽培面積は増加傾向にあり、増産を図っている 栽培株数:10数万株 主な産地:南匯区
気候	年間降水量:600mm、最低気温-15～-20℃程度 (凍結の恐れあり)	年間降水量:1,200～1,400mm 梅雨:6月中旬～7月中旬 岡山県と同じ平均気温
栽培環境	一般的に摘果はしない。	摘果、袋掛けを行う。
用途	生果用、缶詰用	生果用
好み	堅い、赤色を好む傾向があるが、国内外から集まっている人々の需要を満たすため、様々なニーズのモモが必要。	柔らかい、白色を好む。 消費者が産地に出かけ、直接購入する産直が多い (高品質のモモに対するニーズが高い)。
導入している主な日本品種	白鳳、岡山白桃、大久保	清水白桃、浅間白桃、布目早生、川中島

これらを比較検討した結果、上海が優位な点として、

- ①気候が日本のモモ産地に似ている（岡山県と年平均気温及び年間降水量が同じ、冬期に樹木が凍害を受ける可能性がない。）
- ②摘果、袋掛け等の栽培管理技術が徹底しており、柔らかい肉質のモモの扱いに慣れていることから、収穫から流通において果実にダメージを与える等のトラブルの可能性が低い。
- ③栽培面積は北京の 1/3～1/4 程度ではあるが、上海でのモモの栽培面積は増加傾向にある

ことから、栽培適性（果実の大きさ、糖度等）が日本のデータと同様であれば、高品質のモモに対する購買意欲が大きいので、積極的に導入する可能性が高い。

などがあることから、モモ「白秋」の栽培及び販売地域として上海が適していると判断し、研究所において果樹種苗の生産・販売の実績がある「上海市林業総站」及び「上海市農業科学院科研処」を許諾相手として交渉を進めるとともに、栽培適性を確認するための試験栽培についての手続きを進めることとした。

なお、育成者権の侵害対応の責任を明確にすることや許諾先に販売の優位性を与えることなどを考慮して、許諾先の選定・絞り込みを図ることとした。

(9) 利用許諾契約締結に当たっての留意点及び問題点について

①「生産許可」について

北京での関係機関からの聴き取りによれば、中国で栽培を行うには、政府の「生産許可」が必要である。通常育成者が政府に申請し、許可をもらうことになっている。中国各地の試験場で試験栽培を行うことが必要ではないか。リンゴ「ふじ」でも同じように試験栽培を行った。農業部に確認することが必要である。

かつて「大久保」は糖度12~13度として入ってきたが、試験栽培すると、北京では12度が良いところであった。大きさも十分ではなくなった。日本品種は中国人の口に合う良い品種であるが、北京市で栽培する場合、寒さに対応できるかを確認する必要がある。また「日川白鳳」「加納岩白桃」「長沢白鳳」を入れたら、北京周辺の冬期最低気温が-15°C程度になるので3年目に枯死した。試験場は最低で-15°Cになるが大部分のモモに対しては、問題はない。品種登録に係る栽培試験では、耐寒性はみないので、各地で試験栽培しないと適地はわからない。

品種登録前に試験栽培は可能だが、大面積栽培はできない。登録に際しても、全国対応、北京市限定、北京と上海など、種々ある。申請者が決めて申請する。

「白秋」については栽培適性試験をしてから登録した方が良いのではないか。さもないと、許諾相手が見つかっても大面積栽培ができない。「生産許可」については農業部弁公室に聞いてみればよい、とのことであった。

また、上海での関係機関からの聴き取りによっても、新しい品種を導入しようとする場合は、各地域の試験場において試験栽培をして、栽培の許可を政府から得なくてはならない。これは数年かけて、地域での栽培に適しているかを判断するものである。もし栽培した地域にあわないと賠償をしなくてはならない。90年代以降、政府の取締が厳しくなり、このような認定制度を行っている。

手順としては、品種登録後、上海での試験栽培による生産評価を受けて、生産許可証を得てから栽培を行うことになる。このような許可は外国品種についても要求されている。登録していない品種（昔の品種など）にも、生産許可が必要となっている。古い品種も、品種保護はできないが、許可無く生産すると、違反となり、罰せられる。そのため、品種登録申請と品種の生産許可申請を並行して進める必要がある。

生産許可申請については、農業部のホームページに掲載されているので参照されたい。一般に、国内育成者の場合は自分で許可を申請するが、外国品種の場合はその品種を導入

する機関が申請する。例えば、上海市農業科学院では、外国品種を含めて年間30～40品種についての生産許可をもらっている。試験栽培は地方部署が行う。大学等は、基礎研究が主な部分であるので、試験栽培は行わないとのことである。

なお、生産許可のための栽培試験では、既存品種との比較で、①導入しようとする色々な地域での栽培成績がよいこと、③果樹については3年間以上の成績がよいこと、③収量、品質、耐病性で高い評価を得ることの3つの条件を満たすことが重要とのことである。また、果樹の場合新規に育成した品種は、生産許可のための栽培試験に、3～5年程度かかっているとのことである。

②「948項目」について

外国の品種や農業技術の導入を進めることができ94年8月国家推進項目にあがっており、現在、積極的に様々な取組みが行われている。外国の新しい品種や技術の導入を促進するのが目的で、この対象になると助成が受けられる。助成対象になっているのは、日本関係では、リンゴの栽培技術のみであり、品種導入の例はない。北京市だけで、1千万元の予算がある、とのことであった。

(10)育成者権の保護に関する留意点及び問題点について

今回の調査で、育成者権の保護について、関係機関から聞き取った考え方は以下のとおりであった。

①北京市農林科学院林業果樹研究所の考え方

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のものを付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に5畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せ的方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA判定は採用していない。侵害の判定において、DNA分析は参考に過ぎないと考えている。特性項目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家への直接販売で、数年たった古い品種は、協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いが多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は、品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せる方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法な

どがある。

政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

②上海市林業総站の考え方

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考えている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させているところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールしにくくなるので、3~5年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、まとめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは3年、果樹では10年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

これら地元関係機関の見解も参考にしながら、実行のある対応をしていく必要がある。

2) 林業局への出願の実例（クスノキ「ミナギ」）

(1) 出願品種クスノキ「ミナギ」の概要

2006年10月13日に日本で出願、出願番号第20241号。2007年2月13日に出願公表。春期夏期の若葉が濃紅色になるのが特徴である。この品種の品種登録出願書類に記載の特性は下記のとおり。

この品種は、出願者のは場で発見された偶発実生であり、成木の樹姿が放物形、春期及び夏期の若葉は濃紅色の街路樹等の緑化木向きの品種である。樹姿は苗木で円錐、成木で放物、幹の通直性は小、完満性は梢殺、真円性は正円である。樹皮の厚さは中、紋様は荒皮である。枝の太さは細、長さは中、着生角度は大、新梢の毛の有無は無、色はその他（濃紅）である。葉の形状比は小、葉の先端の形は広長鋸尖、葉の基部の形は鈍、成葉のヒダの多少は少、葉のちりめんの有無は無、主脈長は短、葉身幅は狭、葉柄の長さは短、春期の若葉の色は濃紅、夏期の若葉の色は濃紅、葉の光沢は中、斑の有無は無、葉の裏の毛の有無は無である。冬芽の大きさは大である。果実の形は球、大きさは小である。発芽の時期は中、苗木の初期生長性は中、ほう芽性は中、発根率は低である。耐寒性は弱、耐雪性は中、耐陰性は弱、耐乾性は強、耐湿性は強、耐霜性は弱、耐潮性は中である。春期の若葉発色の時期は早、夏期の若葉発色の時期は早である。

くすの木に比較し、春期夏期の若葉は濃紅色、生長は中、葉の形状比は小。「レッドモンロー」に比較し、斑は無、新葉のちりめんは無、春期夏期の若葉の濃紅色の出現が早く、新梢の色は淡緑色であることなどが他の品種と区別される特性である。

登録品種の育成の経過の概要については、1998年出願者のは場（福岡県甘木市）において、偶発実生を発見、以後、増殖を行いながら特性の調査を継続し、2006年にその特性が安定していることを確認して育成を完了した。

(2) クスノキ「ミナギ」を、出願品種に選んだ理由

中国では、赤葉の林木や花木は大変人気があり、赤葉のベニカナメモチ「レッドロビン」はこれまでに7千万本が生産され、販売されているという情報があった。また、街路樹などに使われるクスノキなどは、現在、中国では山採りが禁止されており、生産された林木は、非常に販売が好調という。クスノキ「ミナギ」の育成者である行徳繁太郎氏は、すでに、春と夏の新芽が赤くなるクスノキ「レッドモンロー」を平成10年に品種登録済みである。今回、中国への出願品種として選定したクスノキ「ミナギ」は、「レッドモンロー」の葉にちりめんが出る性質が改良されたものであり、中国において、街路樹等の緑化木としての利用が大変期待できる品種である。また、その増殖方法は、主に挿し木と接ぎ木により、一定以上の技術水準が必要であるので、出願品種として選定した。

(3) 中国代理機関の検討及び選定

現在、中国林業局は、林業関係品種の代理機関として、21機関を認定している。

今回のクスノキのミナギの出願については、そのうち、北京中林緑秀代理事務所を現地代理機関として選定した。その理由は、①日本の植物品種保護調査団が中国林業局を訪問した際に、北京中林緑秀代理事務所が中国の品種権代理事務所として対応していたこと。②元の中国林業局の事務所であること等を考慮して選定したものである。

現地代理機関の選定においては、中国林業局に認定された代理機関であるかどうかが重要である。

(4) クスノキ「ミナギ」の出願関係書類

中国への出願書類については、当局からの要求書類が、日本の当局からの要求書類と異なるので、中国林業局の要求に従って出願書類を作成する必要がある。

(5) 中国出願の手続きと中国代理機関との連絡業務と留意事項

クスノキのミナギの出願に関して、日本から最初の林業関係の品種の出願でもあり、今まで、日本の代理機関（平木国際特許事務所）と北京中林緑秀代理事務所との業務関係もなかったことから、以下のような問題点があった。

- ① 中国出願の現地代理機関として協力要請を行った際に、北京中林緑秀代理事務所は、代理出願の契約を結ぶことを要求してきた。契約書は、北京中林緑秀代理事務所が事前に作成した固定様式の5ページのものであった。（これまで、日本の代理機関から現地代理機関に対して委任状を送ることは、よくあるが、1件ごとの出願に対して代理契約を結ぶことは、初めての経験であった。）
- ② また、代理契約の出願の時点で、出願費用を全額前払いで支払うよう要求してきた。（日本の代理機関の一般的なやり方としては、出願を完了した後に、請求書に従って支払うのが通例である。）
- ③ さらに、出願に必要な資料のリストの提供を受けたが、その中に、クスノキの中国出願の特性表がなかった。提供された資料のリストは、全ての樹種に共通なもののみで、クスノキの特性の説明に関する情報が提供されなかった。

以上のような問題点に対して、平木国際特許事務所としては、北京中林緑秀代理事務所との間で、数回に及ぶやり取りを行い、最終的に、

- ① 平木国際特許事務所と(社)農林水産先端技術産業振興センターにおいて契約内容を点検し、出願人と現地代理機関の間で品種出願代理に係る契約書が締結された。
- ② 出願費用については、前払いをキャンセルし、出願した後でできるだけ早い時期に、費用全額を支払うよう契約した。
- ③ 特性表については、日本に出願の場合のクスノキの特性表を参考にして、中国出願用の特性の説明を作成して提出した。

なお、日本出願の場合は、対照品種が2品種必要であるが、中国出願の場合は、最も類似する品種1品種だけでよい。

また、農業部関係品種については、類似品種として出願品種と兄弟関係にある品種、あるいは親品種の方が望ましいとされており、血縁関係のない品種を対照品種にする場合は、その理由を説明する必要があるが、林業関係品種については、そのような要求はない。

(6) 出願関係費用

クスノキのミナギについて、出願時点で必要となった費用は、次のとおりであった。

- ① 中国農業部への官費（出願費）：1,800 人民元（約 28,800 円）
- ② 中国の現地代理機関への費用：中国語の書類が提供された場合は、7,700 人民元（約 123,000 円、内訳は、代理費 7,500 元 + 銀行手続き費 200 元）
なお、北京中林綠秀代理事務所の代理費用は、提出書類の使用言語によって異なっており、
 - 中国語書類の場合： 7,500 元
 - 英語書類の場合： 8,000 元
 - 日本語書類の場合： 12,000 元となっている。
- ③ 日本の代理機関（平木国際特許事務所）の中国出願代理費：200,000 円（書類作成、中国との連絡、相談、事務など全ての費用を含む。）
これら全てを合計すると、出願時の費用は、約 35 万円（提出書類が日本語の場合、約 42 万円）程度となる。

（7）利用許諾契約先の検討及び選定

中国では、国の機関である公司、国等の政府関係者が経営者を兼任する公司、民間人が経営する公司が存在する。今回のクスノキ「ミナギ」については、長期間にわたる品種権の利用許諾契約先となることから、経営者が長期間交替することがない、民間人が経営する公司を契約先として想定した。また、林木の大量生産の実績があり、林木の販売力のある規模の大きな種苗会社とすることとした。

今回訪問した杭州は、中国一の林木生産地であり、全国に販売を行っている規模の大きな林木種苗会社が存在する。そのうちの代表的な 2 社（杭州藍天園林種苗有限公司及び杭州天香園林有限公司）を訪問し、その生産ほ場等の視察と代表者との懇談を行い、利用許諾先候補として、今後、具体的に検討を進めることとした。

4 参考資料

1) モモ「白秋」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料

(1) 日本出願資料

□ □ □ □ □

(ちょう付した収入印紙の額 円)

品種登録願 平成13年 月 日

農林水産大臣 殿

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。

農林水産植物の種類 もも ()

学名 Prunus persica

出願品種
の名称 (ふりがな) はくしゅう
白秋
ローマ字表記 Hakusyu

出願者 計 1 名 〒 305-8517

ふりかな いはらきけん し かんのんたい
住所 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

電話番号 (0298) 38 - 8998

ふりかな どくくりつぎょうせいほうじん のうぎょうぎじゅつけんきゅうきこう
氏名又は名称 独立行政法人 農業技術研究機構 印

ふりかな りじちょう みわえいたろう
(代表者氏名) 理事長 三輪睿太郎 印

持分 (共同出願の場合のみ記載) _____ 国籍 (出願者が外国人の場合のみ記載) _____

代理人 (代理人出願の場合のみ) 〒

ふりかな 住 所 _____

電話番号 _____

ふりかな 氏名又は名称 _____ 印

ふりかな (代表者氏名) _____

育成者 計 12名

氏名	吉田雅夫	住所	
ふりがな	よしだ まさお	ふりがな	
氏名	京谷英壽	住所	
ふりがな	きょうたにひでとし	ふりがな	
氏名	山口正己	住所	
ふりがな	やまぐちまさみ	ふりがな	
氏名	小園照雄	住所	
ふりがな	こその てるお	ふりがな	
氏名	中村ゆり	住所	
ふりがな	なかむら ゆり	ふりがな	
名	西村幸一	住所	
ふりがな	にしむらこういち	ふりがな	
氏名	土師岳	住所	
ふりがな	はし たかし	ふりがな	
氏名	福田博之	住所	
ふりがな	ふくだひろゆき	ふりがな	
氏名	三宅正則	住所	
ふりがな	みやけまさのり	ふりがな	
氏名	木原武士	住所	
ふりがな	きはら たけし	ふりがな	
氏名	八重垣英明	住所	
ふりがな	やえがき ひであき	ふりがな	
氏名	鈴木勝征	住所	
ふりがな	すずきかつゆき	ふりがな	

特定条件下の出願

(1) 出願品種が職務育成品種の場合

該当しない

使用者等による出願

従業者等による出願

使用者等の名称 独立行政法人農業技術研究機構

住所 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

(2) 既に外国に対して出願した品種について出願した場合 該当しない

出願した国	出願年月日・番号	品種名称	登録年月日・番号

(3) 優先権を主張しようとする場合

四 該当しない

優先権主張の基礎となる出願をした国名	出願年月日

(4)出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡している場合 該当しない (譲渡していない)

日本国内 謙譲していない

謙譲している 最初の謙譲を行った日 年 月 日

日本国外 謙譲していない

□ 謙譲している 最初の譲渡を行った国

添付書面及び提出物件の目録

- 1 願書 正副各1通
- 2 説明書（特性表を含む） 正副各1通
- 3 出願品種の植物体の写真 17種類 各3枚
(以下該当しないものを消去)
- 4 出願品種が種子又は種苗とする場合
提出する種子又は種苗の別及びその量(○をつけて下さい)
種子 粒 苗株 試験管 本
種苗管理センターの送付年月日 年 月 日
送付の場合 郵送 宅配便 指定 その他()
- 5 代理人出願の場合
委任状 1通
- 6 出願品種の育成をした者の承継人が出願した場合
承継人であることを証する書面 1通
- 7 出願者が外国人である場合
(1)国籍を証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
- (2)出願者が締約国等及び同盟国といづれにも属さない場合は、次に掲げる書面のいずれか。
イ 出願者が日本同内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面 1通
ロ 出願者が契約国等及び同盟国に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
△ 出願者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を認めていたこと又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認める条件に日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面及び当該国が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
- 8 優先権の主張をする場合
当該優先権主張の基礎となる出願があったことを証明する書面(原文及び翻訳文) 各1通
- 9 試作データ 1通

本品種の旧系統名は「モモ筑波113号」であり、参考成績書等に示されている
「モモ筑波113号」は「白秋」と読み替える。

説明書

農林水産植物の種類 もも

出願品種の名称

出願者の氏名または名称 独立行政法人農業技術研究機構

1 出願品種の植物体の特性

(1) 概要

樹勢は中～強、樹姿は開帳性と直立性の中間になる。新梢の発生は中程度、花芽の着生はやや多い。花は単弁普通咲きで花粉を有し、結実は良好である。開花期は育成地で4月上中旬となり、「あかつき」より1～2日遅い。収穫期は育成地で8月中旬で「あかつき」の2～3週間余り後に収穫される中生系統である。生理的落果は少ない。灰星病、せん孔細菌病には罹病性である。

果形は円形、大きさは300～400gとなる大果系統である。果皮の地色は乳白、着色は少なく、全体に白っぽい外観となる。玉揃いは中～やや良である。裂果や肌荒れは見られない。果肉は白色で粗密はやや密、果汁は多く糖度は11～13%程度で、「あかつき」よりも0.5%程度少ない。酸味はpHで4.5～4.8程度と少ない。食味は比較的良好である。渋味の発生はみられない。果肉色は乳白色で、核周囲及び果肉内の紅色素の着生は少ない。核は粘核である。

果実が極めて大きく、果皮の着色が少なく、有袋栽培では美しい外観の無着色タイプの果実が得られるのが本系統の大きな特徴である。

(2) 特性は、別紙「特性表」のとおり

(3) 対照品種と区別される特性

a 対照品種名 あかつき
よしひめ

b 区別される特性 「あかつき」とは熟期が遅いこと、果実が大きいこと、核周囲の紅色素が少ないとことで区別される。「よしひめ」とは花弁が濃桃色であること、核周囲の紅色素が少ないとこと、果形が扁円形であることなどで区別される。

(4) (1)～(3)の特性の検定を行った栽培条件

a 栽培地 宮城県園芸試験場、山形県立園芸試験場、福島県果樹試験場、山梨県果樹試験場、長野県果樹試験場、新潟県農業総合研究所園芸研究所、愛知県農業総合試験場園芸研究所、和歌山県果樹園芸試験場紀北分場、岡山県立農業試験場、広島県立農業技術センター果樹研究所、山口県農業試験場、徳島県果樹試験場県北分場、香川県農業試験場府中分場、愛媛県立果樹試験場及び鬼北分場、福岡農業総合試験場豊前分場、熊本県農業研究センター果樹研究所及び球磨農業研究所、大分県農業技術センター、鹿児島県果樹試験場北薩支場および果樹試験場の21場所である。

b 栽培年月及び期間 平成4年4月より平成13年3月まで7年間

c 栽培の方法

作型 露地普通栽培

栽培規模 モモ実生台に接ぎ木した苗2本を定植し、栽培を行った。

その他栽培上の留意点 せん孔細菌病、灰星病の発生が認められるので防除が必要である。花芽が多く、結実が良好なので適正な着果管理を心掛ける。過熟になると果肉障害を発生することがあるので適期収穫を行う。

2 繁殖の方法

種子繁殖

うち、繁殖のつど複数の品種を交雑させて種子を得るもの

栄養繁殖

うち、種菌を種苗とするもの

その他 繁殖方法を具体的に記載 接ぎ木

3 種子又は種菌を種苗としない品種の場合の特性を確認できる植物体の維持、保存状況

維持、保存の場所 茨城県つくば市藤本2番1 農林水産省果樹試験場

維持、保存の方法 圃場植栽

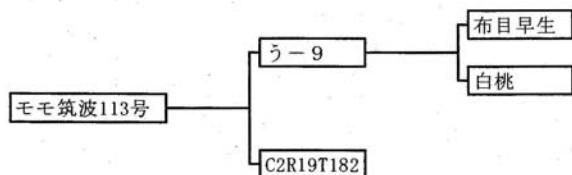
4 出願品種育成の経過

(1) 育種素材（交配親等名等）

母親 うー9

父親 C2R19T182

育成系統図



(2) 育成地 茨城県つくば市藤本2番1

独立行政法人農業技術研究所 果樹研究所

(3) 育成の経過（育成期間その他）

昭和54年（1979年）に‘うー9’に米国からの導入系統である‘C2R19T182’を交雑して得た実生から育成した。昭和56年（1981年）に個体番号「153-15」を付して、果樹試千代田圃場に定植した。昭和58年（1983年）に初結実し、果実が大きく、食味も比較的良好であることから1986年に注目個体として選抜した。平成4年（1992年）より、「モモ筑波113号」として、モモ第7回系統適応性検定試験に供試した。系適実施場所は宮城、山形、福島、山梨、長野、新潟、愛知、和歌山紀北、岡山、広島、山口、徳島、香川府中、愛媛、愛媛鬼北、福岡、熊本、熊本球磨、大分、鹿児島、及び果樹試の21場所である。

平成12年度落葉果樹系統適応性・特性検定試験成績検討会で新品種候補にふさわしいとの合意が得られ、平成12年度果樹試験研究推進会議において新品種候補とすることが決定された。この結果、平成13年3月31日をもって本品種の育成は終了した。

5 出願品種の主たる用途 生食用

6 出願品種の栽培の方法等栽培上の留意事項

(1) 適応地域 岡山県等関西市場向けに着色抑制栽培を行うモモの産地

(2) 日本国内における具体的な栽培場所（出願者の管理下にあり、現地調査が可能な栽培場所）

住 所（〒305-8605）

茨城県つくば市藤本2番1 農林水産省果樹試験場
交通機関 JR常磐線 (最寄りの下車駅 牛久駅)

(3) 作型 普通露地栽培

- 露地
 施設 (施設の種類)

は種又は植付け等の適期

は種	月	旬	～	月	旬	/周年		
植付け	12	月	下旬	～	2	月	下旬	/周年
接ぎ木	4	月	中旬	～	4	月	下旬	/周年
挿し木	月	旬	～	月	旬	/周年		
その他 繁殖の方法	月	旬	～	月	旬	/周年		

開花期、収穫期、その他出願品種の特性把握に適した生育ステージの時期等

開花期	4	月	上旬	～	4	月	中旬	/周年
収穫期	7	月	下旬	～	8	月	上旬	/周年
成熟期	7	月	下旬	～	8	月	上旬	/周年
その他生育ステージ	月	旬	～	月	旬	/周年		
	月	旬	～	月	旬	/周年		

(4) その他栽培上の留意事項 花着色抑制栽培のためには遮光率の高い果実袋を用いた有袋栽培が必要である。成熟期に降雨の多い地域では品質低下を招くので注意が必要である。せん孔細菌病及び灰星病には罹病性なので防除対策が必要である。

(5) 出願品種の栽培技術及び成育状況に関する問い合わせ先及び担当者氏名

住 所 (〒305-8605) 茨城県つくば市藤本2番1
所 属 農林水産省果樹試験場育種部核果類育種研究室
氏 名 山口正己

7 その他 (参考となるべき事項)

第1表 モモ筑波113号の樹の特性 (2000年)

場所	樹勢	樹姿	花芽の 多少	開花 盛	収穫 期	収量 (kg)	生理 落果
山形	強	や直	多	5/2	8/25	47.5	中
福島	や強	や直	多	4/25	8/28	58.8	少
筑波	強	直	多	4/12	8/17	13.6	や少
山梨	や強	直	や多	4/12	8/10	12.5	や多
新潟	強	や直	や多	4/24	8/25	39.9	少
和歌山	強	や直	中	4/10	8/6	41.1	少
岡山	強	直	多	4/15	8/15	53.8	少
山口	強	や直	多	4/7	8/15	52.0	少
徳島	中	中	多	4/9	8/7	62.9	中
愛媛	や強	や開	多	4/11	8/14	37.4	少
福岡	や強	や直	多	4/10	8/7	35.0	少
大分	中	中	中	4/4	8/18	55.5	少

第2表 モモ筑波113号の果実の特性 (2000年)

場所	果形	果実重 (g)	果 皮		果 肉			品質	
			揃い	着色	裂果	粗密	果汁	甘味 ¹⁾	酸味 ²⁾
山形	扁円	437	中	少	—	中	中	14.9	4.7
福島	扁円	374	や良	少	無	や密	多	12.4	4.7
筑波	円	350	や良	少	無	中	や多	11.1	4.42
山梨	扁円	361	良	少	無	密	多	12.2	4.4
新潟	扁円	386	良	中	無	密	多	14.3	4.5
和歌山	扁円	393	や不良	少	無	や粗	や少	11.9	4.8
岡山	円	377	良	微	無	中	多	15.4	4.3
山口	扁円	372	中	少	微	粗	多	12.5	4.7
徳島	扁円	365	良	少	微	密	多	15.7	4.07
愛媛	扁円	409	良	少	無	中	中	12.7	4.8
福岡	扁円	350	中	少	無	中	多	12.4	4.46
大分	扁円	309	中	や少	無	密	中	12.8	4.37

¹⁾屈折計示度、²⁾ pH

特 性 表

調査に当たっては種苗特性分類調査報告（審査基準）を参照のこと。

農林水産植物の種類名（もも） 出願品種の名称（白秋）

（よみ：はくしゅう）

出願者の氏名又は名称（独立行政法人農業技術研究機構）育成者（山口正己 他11人）

出願者の住所（茨城県つくば市観音台三丁目1番地1）

育成地の場所（茨城県つくば市藤本2番1）

特性調査場所（茨城県つくば市藤本2番1、独立行政法人農業技術研究機構果樹研究所）

特性調査者の氏名（土師 岳）

特性調査年（2000年）

類似品種名（あかつき、清水白桃）

形 質	出願品種の特性値（標準品種との比較）									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 あかつき 清水白桃
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
樹 姿			直立	○	中間	開張					06 04
樹の大きさ			小		中	大					05 05
樹 勢			弱		中	強					06 05
枝梢の太さ			細	中		太					05 05
節間長	極短		短	中		長					05 05
枝梢の色			緑	赤褐		濃褐					05 05
花芽の先端			鈍	鈍尖							05 03
芽の大きさ (横×縦)			小	中		大					03 07
芽 序 (芽性)			單	單複		複					07 07
葉身の形			短	中		長	極長	(葉長 17.1cm) (葉幅 4.5cm) (5.6 個)	07 (20.0cm) (4.4cm) (3.9 個)	07 (19.6cm) (4.5cm) (4.0 個)	
鋸歯数/1 cm			少	中	多						05 05
鋸歯の形			浅		中	深					05 07
葉縁の波打ち	無		少	中		多					03 05
葉の大きさ	極小		小		中	大	極大				07 07
葉身の色			淡緑	綠		濃緑	多				05 05
葉の光沢			少	中							07 07
蜜腺の形	無		球	球	腎						05 05

—もも—

1 / 5

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値		
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃	
花 形			(普通)				しべ	咲			03	03	
花の大きさ			(小)	中			大				05	05	
花弁の数			(单弁)				重弁			(5枚)	03	03	
花弁の数			(円)	楕円			長楕円			(5枚)	(5枚)	06	05
波打ち	無							(有)			09	09	
花弁の脚		短	(中)				長				05	05	
花弁の大きさ		(小)	中				大				05	05	
花弁の色	白	淡桃	桃	(濃桃)	紅	緋					04	04	
雌ずいの数	(1)	2以上									01	01	
雌ずいの健否 (不完全花の多少)	(無)	少	中		多						01	01	
雄ずいの色	(淡黄)	黄	濃黄								01	01	
花粉の多少 (花粉の有無)	(無)						(有)				09	09	
がく筒内壁の色	(黄緑)	鮭肉	黄	濃黄	橙						02	02	
がく筒の形		(円)	(鐘)								05	05	
がく片先端の形	(鈍)		尖								05	05	
がく片の長さ	(短)		中		長						05	05	
がくの色	黄	緑	淡紅	(紅)	紅	紫					05	05	
果実の外観	扁平	扁円	(円)	短楕円	精円	長楕円	卵	(縦径/側径 = 0.951)			03	03	
果頂部の形	(凹)	平		凸		尖					01	01	
果頂部の凹	無	浅	(中)		深			(5.66 mm)			03	05	
梗あの深さ		浅	中	(深)				(17.68 mm)			07	05	
												13.53mm	

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃
梗あの広さ			狭	(中)		広					05	05
赤道部の縫合線			浅	(中)		深					03	03
果頂部の縫合線			浅	(中)		深					05	03
果実の大きさ	極小		小	中		大		(極大)			06	07
果皮の地色	緑白	白	乳白	緑黄	黄	濃黄	赤				02	03
果皮の着色	難		少	中		多		(極多)			05	03
着色の濃さ			淡	(中)		濃					05	05
着色の形			斑	条		(ぼかし)					05	07
果面の毛じの有無	無						(有)				09	09
果面毛じの密度			粗	(中)		密					05	05
切った直後の果肉の色	緑白	(白)	乳白	クリーム	淡黄	黄	橙黄	赤			02	02
果肉内の着色	無	微	少		中	多					03	02
核周囲の着色	無	微	少		中	多					03	01
果肉の粗密			粗		中	(密)					07	05
果肉繊維の多少		(少)			中	多					03	03
果皮の剥皮性		易			中	(難)					03	03
肉 質		(溶質)			半不溶質		不溶質				03	03
果汁の多少			少	中	(○)	多					07	07
甘 味			少	中	(多)		(13.0度)				07	06
酸 味	(微)		少	中	多		(pH 4.42)				12.9度	12.7
											01	01
											4.69	4.76

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		あかつき	清水白桃
渋 味	(無)	微	少		中		多				01	02
苦 味	(無)	微	少		中		多				01	01
香 気		微	少	(中)			多				07	05
核と果肉の粘離		離	半	半	粘	核	離				07	07
核の形	離 核 扁 平	扁 圓	短 梢 圓	短 梢 圓	長 梢 圓	核 卵					04	04
核の大きさ		小		中	(大)						05	05
核の色		淡 褐		(褐)		濃 褐					05	05
核面の粗滑		(粗)		中		滑					05	05
刻の点条の比率		(1:1)	2:1		3:1						03	03
開 花 期		早		(中)		晚					05	05
発 芽 期		早		(中)		晚					05	05
落 葉 期		早		(中)		晚					05	05
成 熟 期	80	81	91	101	111	(21)	131	141	151	(129日) 日(8月15日～ 23日頃) 以上	04	05
(満開～成熟 までの日数)		～	～	～	～	～	～	～	～			
	90	100	110	120	(130)	140	150					
果実の着色の難 易		易		(難)							03	05
結 実 性 (結果量)		少		中	(○)	多					07	05
生理落果の多少	無	(少)		中		多					05	07
核割れの多少	(無)	微	少		中		多				01	03
裂 果	(無)	微	少		中		多				01	01
耐 寒 性		弱		中		強						
果実の日持ち		弱		(中)		(良)					07	05
病害抵抗性		弱		(中)		強					05	05

—もも—

4 / 5

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 あかつき 清水白桃
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
虫害抵抗性			弱		中		強				

台木用品種のみ

形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
接ぎ木の難易			易		中		難				
実生のそろい			不良		中		良				
栄養繁殖の難易			易		中		難				
接ぎ木後の樹勢	極 矮 性	矮	弱		中		強				
台木の根の発育			弱		中		強				
耐 湿 性			弱		中		強				
耐 干 性			弱		中		強				

-もも-

5 / 5

(2) 中国出願資料

品种权申请请求书	
此框由农业部植物新品种保护办公室填写	
5 品种暂定名称(中英文) 白秋 (Hakusyu)	1 申请日 2 申请号
6 品种所属的属或者种的中文和拉丁文 桃 <i>Prunus persica</i> (L.) Batsch	3 优先权日 4 分案提交日
7 培育人 吉田雅夫 京谷英寿 山口正己 小园照雄 中村由里 西村幸一 土师岳 福田博之 三宅正则 木原武士 八重垣英明 铃木胜征	
8 申 请 人 (代表)	姓名或名称 : 独立行政法人农业食品产业技术综合研究机 国籍或所在地国家 : 日本 (Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization)
	单位代码或个人身份证号 :
	地址 : 日本茨城县筑波市观音台 3-1-1 邮政编码 : 305-8517 (3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305-8517, Japan)
	联系人 : 电话 : 传真 : E-mail:
9 申 请 人	姓名或名称 : 国籍或所 在地国家 :
	地址 : 邮政编码 :
9 申	姓名或名称 : 国籍或所 在地国家 :

请 人	地址 :	邮政编码 :
10 代 理 机 构	名称 :	
	北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司	
	地址 :	邮政编码 :
北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座 2401 室	100088	
代理人姓名 :	翟卫华	证书号 : 2003003
11 其 他	品种的主要培育地 日本茨城县筑波市藤本 2 番 1 农林水产省果树试验场	
	品种培育的起止日期 1979 年 4 月 日至 2001 年 3 月 日	
	保密请求 <input type="checkbox"/> 本品种涉及国家安全或者重大利益, 请求保密处理	

0301

12 品种暂定名称 白秋 (Hakusyu)		
13 新 颖 性 说 明	<input type="checkbox"/> 未销售	
	<input checked="" type="checkbox"/> 已销售	
	若已销售, 详细说明本申请品种最早销售的 <u>2002</u> 年 <u>2</u> 月 <u>8</u> 日和具体的销售地点 _____ <u>2002 年 2 月 8 日在日本东京首次销售给日本果树种苗协会; 在中国及其他国家或地区, 至</u>	
	<u>申请日前均未销售过。</u>	
14 申请文件清单		
(1) 请求书	2 份 每份 2 页	15 附加文件清单
(2) 说明书	2 份 每份 4 页	<input checked="" type="checkbox"/> 代理委托书
技术问卷	2 份 每份 5 页	<input type="checkbox"/>
(3) 照片及其简要说明	2 份 每份 1 页	<input type="checkbox"/>
16 申请人或者代理机构签章		

17 收件人地址、姓名

1 0 0 0 8 8

北京市海淀区知春路 6 号锦秋知春花园 3 座 2401 室

北京中农恒达植物品种权代理事务所有限公司

翟 卫 华

收地

件

人址

收姓

件

人名

0301

说 明 书

白秋

本申请品种白秋(Hakusyu)在植物分类学中属于蔷薇科李亚科李属桃种(拉丁文名称为 *Prunus persica* (L.) Batsch)。

日本冈山县的白桃产量及质量，在日本境内有口皆碑，细致的果肉、蜜糖般甜美，每一颗桃子都是一套袋、细心呵护，其中，清水白桃又以汁多肉甜被认定为桃中精品，一般收获期是 7 月下旬到 8 月上旬。

白秋是日本选育的一个优良晚熟白桃新品种，其果实极大，果形为卵圆形，果皮呈乳白色，果实成熟期在 8 月下旬，与清水白桃相比，果实大，成熟期晚。

选择清水白桃作为申请品种的近似品种。清水白桃是白桃和冈山 3 号混植园中偶然发现的品种 20 世纪 80 年代上海市农业科学院从日本引进的优良品种。它与申请品种都含有白桃的血缘，具有较近的亲缘关系，且其在现有品种中与申请品种白秋在形态学特征和生物学特性上最近似。

近似品种清水白桃的主要特征特性为：树体大小为中，树体生长势中，树姿为直立，花枝粗度中，花枝节间长度中，花枝花色苷显色有，花枝花色苷显色程度中，花芽密度密，花芽着生状态为复花芽，花型为蔷薇形，萼筒内壁颜色为绿黄色，花冠颜色为粉色，花瓣形状为椭圆形，花瓣大小为中，花瓣数目为 5 个，雄蕊相对花瓣位置为等高，柱头相对花药位置为等高，花粉有，子房绒毛有，托叶长度短，叶片长度中，叶片宽度中，叶片长宽比中，叶片形状为椭圆披针形，叶片横截面形状为水平，叶片顶端外卷无，叶基角度钝尖，叶片颜色为绿色，叶缘锯齿深，叶柄蜜腺有，蜜腺形状为圆形，蜜腺大致数目为 2 个，果实大小为大，果形为圆形，果顶形状为稍凹陷，果实对称性为对称，果实缝合线明显度中，果实梗洼深度中，果实梗洼宽度中，果皮底色为白色，果实彩色有，果实彩色为红色，果着色状态为斑纹，果实着色程度少，果绒毛有，果面绒毛密度中，果皮厚度中，果皮剥离难易为易，果肉硬度中，果肉颜色为白色，果皮下花色苷无或很少，果肉花色苷无，近核果肉花色苷无或很少，果肉质地为纤维少，果甜酸度为甜，核相对果实大小为中，核形状为椭圆形，核褐色程度中，核表面核纹为点和沟，裂核倾向无或低，核粘离性为粘，核表面

粗糙程度为粗糙，叶芽萌芽时间中，开花时间中，花期持续时间中，果实成熟时间中，采前落果弱，落叶时间中。

申请品种的育种方法与过程

申请品种白秋是以U-9为母本，以C2R19T182为父本杂交选育而成的晚熟白桃新品种。

其母本U-9是以白桃为母本，以布目早生为父本杂交选育而成的白桃品种。

其父本C2R19T182是1979年从美国新泽西州罗格斯大学引进的花粉。

1979年春，在日本茨城县农林水产省果树试验场以U-9为母本，以C2R19T182为父本杂交，同年秋播种，得到实生苗，翌年春移植。1981年将编号为53-15的单株进行定植。1983年开始结实，其果实大，口感较佳。1986年，选择果实大、口感好的优良单株，进一步观察。1992年，将其暂定名为筑波113号，参加第7次系统适应性检定试验，结果其果实极大，果皮着色少，生理落果少，着色抑制栽培适宜。1993-2000年继续对其特性进行调查，最终于2001年3月选育出该新品种，将其命名为白秋。

其系谱图如下：



申请品种白秋的主要特征特性：树体大小为大，树体生长势强，树姿为直立，花枝粗度中，花枝节间长度中，花枝花色显现色有，花枝花色显现色程度中，花芽密度中，花芽着生状态为复花芽，花型为蔷薇形，萼筒内壁颜色为绿黄色，花冠颜色为粉色，花瓣形状为圆形，花瓣大小为小，花瓣数目为5个，雄蕊相对花瓣位置为等高，柱头相对花药位置为等高，花粉有，子房绒毛有，托叶长度中，叶片长度中，叶片宽度中，叶片长宽比中，叶片形状为宽披针形，叶片横截面形状为水平，叶片顶端外卷无，叶基角度锐尖，叶片颜色为绿色，叶缘锯齿浅，叶柄蜜腺有，蜜腺形状为圆形，蜜腺大致数目为2个，果实大小为很大，果形为圆形，果顶形状为稍凹陷，果实对称性为对称，果实缝合线明显度中，果实梗洼深度深，果实梗洼宽度中，果皮底色为白色，果实彩色有，果

果实彩色为红色，果着色状态为斑纹，果实着色程度少，果绒毛有，果面绒毛密度中，果皮厚度中，果皮剥离难易为难，果肉硬度中，果肉颜色为白色，果皮下花色苷无或很少，果肉花色苷无，近核果肉花色苷无或很少，果肉质地为纤维少，果甜酸度为甜，核相对果实大小为中，核形状为椭圆形，核褐色程度中，核表面核纹为点和沟，裂核倾向无或低，核粘离性为粘，核表面粗糙程度为粗糙，叶芽萌芽时间中，开花时间中，花期持续时间中，果实成熟时间晚，采前落果弱，落叶时间中。

有关销售情况的说明

本申请品种白秋的繁殖材料，经育种人许可，已于2002年2月8日在日本东京首次销售给日本果树种苗协会；在中国及其他国家或地区，至申请日前均未销售过。

关于该新品种特异性、一致性和稳定性的详细说明

特异性：

申请品种白秋的花瓣形状为圆形，花瓣大小为小，叶缘锯齿浅，果实大小为很大，果实成熟时间晚；

近似品种清水白桃的花瓣形状为椭圆形，花瓣大小为中，叶缘锯齿深，果实大小为大，果实成熟时间中。

一致性：

由于该申请品种是采用无性繁殖方式进行繁殖和生产，一直保持良好的一致性和稳定性。

1993年对15株申请品种白秋进行试验观测，结果其树势、树姿、果实大小、果形、果皮色、果甜酸度及成熟期等主要特征特性均表现一致，未发现任何性状变异，符合新品种保护的一致性要求。

稳定性：

1993年-2000年连续8年，对15株白秋进行试验观测，所观测植株的树势、树姿、果实大小、果形、果皮色、果甜酸度及成熟期等主要特征特性均能保持稳定。

适宜种植的区域或环境条件以及栽培技术要点说明

适种区域：

本申请品种适宜在年均气温12-18℃，年降水量1000-1200mm，年日照时

间 2000 - 2200 小时的地区种植。

栽培技术要点：

为了进行着色的抑制栽培，有必要使用遮光率高的果实袋进行套袋。同时要注意防治病虫害。

照片及其简要说明



照片 1：申请品种白秋的果实大小为很大，核相对果实大小为小。

桃 技 术 问 卷

申请号:

审批机关收到日期:

申请日:

审批机关处理意见:

一、品种暂定名称:

白秋 Hakusyu

二、属或种的中文和拉丁文名称:

桃 *Prunus persica* (L.) Batsch

三、申请人和联系人

姓名或名称: 独立行政法人农业食品产业技术综合研究机

(Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization)

地 址: 日本茨城县筑波市观音台 3-1-1 邮 编: 305-8517

(3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305-8517, Japan)

电 话:

传 真:

E-mail:

联系人:

四、申请人或代理机构签章

五、品种的类型、亲本及适宜生长区域

1、品种类型

1) 普通桃 2) 红桃 3) 油桃 4) 寿星桃 5) 垂枝桃 6) 碧桃

2、亲本

1) 实生 (自然实生、杂交) (指明亲本) 母本: U-9, 父本: C2R19T182

2) 突变 (芽变、诱变) (指明亲本)

3) 偶然发现 (指明时间和地点)

3、适宜生长区域: 白秋适宜年均气温 12-18℃, 年降水量 1000-1200mm, 年日照时间 2000-2200h 的地区种植。

六、品种保存和繁殖情况

1、离体繁殖

植物材料是由离体繁殖获得的 是, 否

2、授粉品种

最佳授粉品种为如下品种

3、病毒情况

1) 无病毒 (指明病毒)

2) 已经过病毒检测 (指明针对何种病毒)

3) 病毒情况未知

七、指出品种或组合的性状 (见下表)

八、申请品种与近似品种的差异

近似品种名称	与近似品种有差异的性状	近似品种描述	申请品种描述
清水白桃	花瓣形状	椭圆形	圆形
	花瓣大小	中	小
	叶缘锯齿	深	浅
	果实大小	大	很大
	果实成熟时间	中	晚

九、有助于辨别申请品种的其他信息

1、抗病虫害的特性

2、品种测试要求的特殊条件

3、其他

七、指出品种性状 (申请、近似品种特性值请填入代码, 性状描述下栏为标准品种名称, *为重要性状)

性状 代码	性状描述 (与标准品种的比较)									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请 品种	近似 品种	
*1. 树体大小	很小		小		中		大		很大	7	5	00
	红花寿星		哈露红		大久保		五月鲜		石林黄肉			
2. 树体生长势			弱		中		强			7	5	00
			红花寿星		大久保		五月鲜					
*3. 树姿	直立		半开张		开张		极开张		下垂	1	1	00
	吊枝白		燕红		雨花露		大久保		红垂枝			
4. 花枝粗度 (不包括花束状果枝)			细		中		粗			5	5	00
			哈露红		京春		一线红					
5. 花枝节间长度	很短		短		中		长		很长	5	5	00
	红花寿星		大久保		庆丰		深州红蜜		红花碧桃			
*6. 花枝花色昔 显色 (背光面)	无								有	9	9	00
	石林黄肉								大久保			
*7. 花枝花色昔 显色程度			浅		中		深			5	5	00
			石林黄肉		大久保		一线红					
*8. 花芽密度			稀		中		密			5	7	00
			石林黄肉		朝晖		大久保					
9. 花芽着生状态	单花芽	复花芽								2	2	00
	卡林娜	秋艳										
*10. 花型	铃形花	蔷薇形								2	2	22
	瑞光 3 号	大久保										
*11. 穗筒内壁颜色	绿黄	橙红								1	1	23
	大久保	瑞光 18 号										
*12. 花冠颜色 (内侧)	白	浅粉	粉	深粉	黄粉	紫粉	红			3	3	22
	白花碧桃	早露蟠桃	京春	临白 7 号	哈佛	瑞光 3 号	红花碧桃					
*13. 花瓣形状	窄椭圆	椭圆	宽椭圆	圆	倒卵圆	卵圆				4	2	22
	早甜桃	晚蜜	大久保	春时	深州白蜜	五月鲜						
*14. 花瓣大小	很小		小		中		大		很大	3	5	22
	哈佛	瑞光 3 号			吊枝白		大久保		早露蟠桃			
*15. 花瓣数目	5 个	大于 5 个								1	1	22
	京玉	红花碧桃										
16. 雄蕊相对花 瓣位置	低	等高	高							2	2	22
	大久保	阿母肯	瑞光 3 号									
*17. 柱头相对花 药位置	低		等高		高					3	3	22
	五月鲜扁干		白凤		砂子旱生							
*18. 花粉	无								有	9	9	22
	五月鲜								大久保			
*19. 子房绒毛	无								有	9	9	22
	瑞光 18 号								大久保			
20. 托叶长度 (完 全展开叶)		短		中		长				5	3	32
		吊枝白		大久保		洛林						
*21. 叶片长度	极短		短		中		长		极长	5	5	43
	哈露红		太阳粘核		大久保		一线白		红花寿星			
*22. 叶片宽度		窄		中		宽				5	5	43
		哈露红		燕红		一线白						

性状	代码	性状描述（与标准品种的比较）									特性值		观测时期
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请品种	近似品种	
*23.叶片长宽比			小		中		大				5	5	43
			一线白		京玉		云暑1号						
24.叶片形状	狭椭形	宽椭形	椭圆形	卵圆形							2	3	43
	红花寿星	朝晖	大久保	吊枝白									
25.叶片横截面形状	凹陷	水平	突出								2	2	43
	春雷	云暑1号											
26.叶片顶端外卷	无									有	1	1	43
	云暑1号									红顶			
27.叶基角度	锐尖	近直角	钝尖								1	3	43
	五月鲜	大久保	一线白										
28.叶尖角度		小		中		大							43
		云暑1号		大久保		早黄金							
29.叶片颜色	黄绿	绿	紫红								2	2	43
	瑞光18号	大久保	筑波6号										
30.叶缘锯齿		浅		中		深					3	7	43
		大久保				蓓蕾							
31.叶柄长度		短		中		长							43
		西伯利亚C		京玉		五月鲜							
*32.叶柄蜜腺	无									有	9	9	42
	蓓蕾									大久保			
*33.蜜腺形状	圆形	肾形									1	1	42
	春时	大久保											
34.蜜腺大致数目	2个	2个以上											
	五月鲜	北农早艳									2	2	42
*35.果实大小	很小	小		中		大		很大		9	7	64	
	筑波6号	早花露		白凤		大久保		燕红					
*36.果形（从腹面观察）	扁平形	扁圆	圆	卵圆	椭圆						3	3	64
	早露蟠桃	红甘露	白凤	五月鲜	丽格兰特								
*37.果顶形状	显著突出	稍突出	圆	稍凹陷	显著凹陷						4	4	64
	深州蜜桃	京玉	白凤	雨花露	早露蟠桃								
38.果实对称性（从腹部观察）	不对称	对称									2	2	64
	早甜桃	大久保											
39.果实缝合线明显度		弱		中		强					5	5	64
		白凤		京玉		一线红							
40.果实梗洼深度		浅		中		深					7	5	64
		京春		砂子早生	深州蜜桃								
41.果实梗洼宽度		窄		中		宽					5	5	64
		五月鲜		白凤		燕红							
*42.果皮底色	淡绿	黄白	白	浅黄	深黄						2	2	64
	迟园蜜	大久保	五月鲜	金童7号	金皇后								
43.果实彩色	无									有	9	9	64
	云暑1号									大久保			
44.果实彩色	浅红	红	深红								2	2	64
	雨花露	红甘露	燕红										

性状 代码	性状描述 (与标准品种的比较)									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请 品种	近似 品种	
*45.果着色状态	晕	条纹	斑纹							3	3	64
	雨花露	京春	哈维斯									
*46.果实着色程度	少	中	多	全面						1	1	64
	春蕾	大久保	燕红	红甘露								
*47.果绒毛	无								有	9	9	64
	瑞光 18 号								大久保			
*48.果面绒毛密度		少		中		多				5	5	64
		旱美		大久保		旱黄金						
49.果皮厚度		薄		中		厚				5	5	64
		玉露		大久保		瑞光 18 号						
50.果皮剥离难易		不能		难		易				5	7	64
		晚蜜		红甘露		大久保						
*51.果肉硬度	很软	软		中		硬			很硬	5	5	64
	玉露	深州蜜桃		大久保		金童 7 号			京玉			
*52.果肉颜色	淡绿	白	黄白	黄	橙黄	红				2	2	64
	瑞蟠 4 号	五月蟠桃	白凤	金童 7 号	金皇后	一线红						
*53.果皮下花色苷	无或很少	少	多							1	1	64
	京玉	京春	红顶									
*54.果肉花色苷	无								有	1	1	64
	砂子早生								八月脆			
*55.近核果肉花色苷	无或很少	少	多							1	1	64
	早美	秋蜜	晚蜜									
56.果肉质地	纤维少	纤维多								1	1	64
	白凤	玉露										
*57.果甜酸度	淡甜	甜	酸甜	甜酸适中	甜酸	酸				2	2	64
	砂子早生	晚蜜	雪香露	爱保太	金童 7	阿母肯						
*58.核相对果实大小		小		中		大				5	5	64
		玉露		京艳		丽格兰特						
*59.核形状 (侧面观察)	扁平	近圆	椭圆	倒卵圆	卵圆					3	3	64
	早露蟠桃	燕红	吊枝白	丽格兰特	白凤							
60.核褐色程度		浅		中		深				5	5	64
		白凤		京玉		香蕉桃						
61.核表面核纹	小点	大点	沟	点和沟						4	4	64
	一线红	大久保	新疆桃	白凤								
62.裂核倾向 (采收高峰)		无或低		中		高				3	3	64
		早美		大久保		春蕾						
*63.核粘离性		粘		半离		离				3	3	64
		白凤		砂子早生		大久保						
64.核表面粗糙程度	平滑	粗糙								2	2	64
	深州蜜桃	张白 8 号										

性状 代码	性状描述 (与标准品种的比较)									特性值		观测 时期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	申请 品种	近似 品种	
65.叶芽萌芽时间 临白7号	很早		早		中		晚		很晚	5	5	11
			一线红		雨花露		吊枝白		肥城桃			
*66.开花时间 临白7号	很早		早		中		晚		很晚	5	5	21
			旱露蟠桃		大久保		砂子早生		五月鲜			
*67.花期持续时间 吊枝白		短		中		长				5	5	21-24
					大久保		砂子早生					
*68.果实成熟时间 早美	很早		早		中		晚		很晚	7	5	64
			雨花露		大久保		京艳		晚蜜			
69.采前落果 大久保		弱		中		强				3	3	64
			大久保		迎庆		早甜桃					
70.落叶时间 春蕾	很早		早		中		晚		很晚	5	5	73
			兴津油桃		大久保		吊枝白		石林黄肉			

2) クスノキ「ミナギ」の中国での出願及び利用許諾契約締結に関する参考資料

(1) 日本出願資料

47.200

様式第一号

ここに収入印紙をちょう付してください。
収入印紙は、消印や汚損等しないでください。

(ちょう付した収入印紙の額 円)

品種登録願

農林水産大臣 殿 平成18年 10月 10日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。

1. 出願者

出願者の人数 計 1 名

フリガナ

住所又は居所 _____

(ローマ字表記)

フリガナ

氏名又は名称 行徳繁太郎 行徳
(ローマ字表記) GIYOUTOKU SHIGETARO

電話番号 _____

国 種 日本

持 分 _____

(共同出願の場合のみ記載)

フリガナ
代表者名 _____
(ローマ字表記) _____

2. 代理人(代理人による出願の場合のみ)

フリガナ

住所又は居所 (〒) _____

フリガナ

氏名又は名称 _____ 印 電話番号 _____

フリガナ
代表者名 _____

3. 文書送付先(出願国における住所等)

フリガナ

住所又は居所 _____

宛 名 行徳繁太郎 電話番号 _____

出願者の1人 代理人 業務用住所(非居住者の場合など)

0013

4. 農林水産植物の種類

農林水産植物の種類 くすのき
 学名 C. camphora (カンフオリ)

5. 出願品種の名称

フリガナ	みなき											
品種名	ミナギ											
ローマ字表記	MINA GI											

※ 品種名稱欄のままで足りない場合は、適宜増やしてください。

6. 出願品種の育成者

(a) 本品種を育成したものは

- (すべての)出願者である。
 次の者(計 1名)

フリガナ

住所又は居所

(ローマ字表記)

フリガナ

氏名

(ローマ字表記)

行徳繁太郎

GIYOUTOKU SHIGE TARO

(b) 本品種が職務育成品種である場合

- 使用者等による出願 従業者等による出願

使用者等の名称

(c) 本品種が育成された国

日本

住所

7. 既に外国で出願した品種について出願した場合

請当しない

出願をした国 又は政府間機関	出願年月日・番号	品種名称又は仮名称	審査状況	登録年月日・番号
			<input type="checkbox"/> 審査 <input checked="" type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 拒絶	

8. 優先権を主張する場合

請当しない

(国又は政府間機関) (出願年月日) 年 月 日

9. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

(a) 日本における譲渡について

- 譲渡した → 年 月 日に最初の譲渡を行った。
 譲渡していない 譲渡時の名称

(b) 外国における譲渡について

- 譲渡した → 国名: で 年 月 日に最初の譲渡を行った。
 譲渡していない 譲渡時の名称

注) 緑掛けの部分は、外国で出願された方のみを対象にしています。

0014

10. 外国の審査当局による栽培試験の実施状況

本品種の栽培試験は、 完了した 実施中である 実施する予定である

栽培試験地は、 (国名) _____

提出物件及び添付書面の目録

(提出必須物件)

1 願書 → 正1通、副2通 (注: 電子出願の場合は正1通)

2 説明書 (特性表を含む) → 正1通、副2通 (注: 電子出願の場合は正1通)

3 出願品種の植物体の写真 → 3 種類 各3枚

(以下、該当する□に「✓」を付する。)

4 出願品種が種子又は種苗を種苗とする場合

(a) 提出する種子又は種苗の別及びその量 → 種子: 1,000粒 苗株: 試験管5本

(b) 種苗管理センターへの送付方法及び年月日 → 送付 持参 その他

年 月 日

5 代理人による出願の場合 → 委任状: 正1通、写し1通

6 出願品種の育成をした者の承継人が出願した場合 → 承継人であることを証明する書面
: 正1通、写し1通

7 出願者が外国人又は外国法人である場合 → 次に掲げる書面のいずれか

(1) 種苗法第10条柱書関係 → 出願者が日本国内に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、これを証明する書面: 正1通、写し1通

(2) 種苗法第10条第1号及び第2号関係 → 出願者が日本国外以外の締約国等又は同盟国の国籍を有するか、当該国に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、そのいずれかを証明する書面 (原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

(3) 種苗法第10条第3号関係 → 出願者の属する国 (締約国等及び同盟国を除く。) が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているときは、これを証明する書面、当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面 (原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

8 優先権を主張する場合 → 当該優先権の主張の基礎となる出願があったことを証明する書面
(原文及び翻訳文) : 正1通、写し1通

9 試作データ → 1通

注) 網掛けの部分は、外国で出願された方のみを対象にしています。

0015

様式第二号

昭18年 10月 10日

説明書

1. 農林水産植物の種類

農林水産植物の種類 くすのき

学名 カンフオラ

(ローマ字表記) C. CAMPHORA

2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ _____

住所 _____

(ローマ字表記) _____

フリガナ _____

氏名 行徳繁太郎

(ローマ字表記) GYOUTOKU SHIGETARO

電話番号 _____

FAX番号 _____

E-mailアドレス _____

フリガナ _____

育成者

(出願者と異なる場合) _____

(ローマ字表記) _____

3. 出願品種の名称

フリガナ みなぎ

品種名称 ミナギ

(ローマ字表記) MINAGI

0016

4. 出願品種の育成の経過及び増殖に関する情報

(1) 育種素材 (交雑親名等)

フリガナ くすのき

母 親 くすのき

(ローマ字表記) C.CAMPHORA.

フリガナ

父 親

(ローマ字表記)

(2) 育成地 福岡県朝倉市平塚 1268

(ローマ字表記) FUKUOKAken ASAKURASHI HIRATSUKA 1268

(3) 育成の経過 (育成期間その他。時系列に従って、育成の過程ごとに年月を明記した上で、各過程の内容を記載する。)

1998 年 4 月 育成者のは場にて、偶発実生苗として出現

2000 年 5 月 接木苗木 6本

2006 年 3 月 サレ木苗木 50本

年 月

(4) 育成完了年月

2006 年 10 月

(5) 出願品種の繁殖の方法

種子繁殖

種子繁殖のうち、繁殖ごとに複数の品種を交雑させて種子を得るもの (F1品種)

栄養繁殖

栄養繁殖のうち、種菌を種苗とするもの

その他の繁殖方法

(繁殖の方法を具体的に記載) サレ木、接木

(6) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況 (場所及び方法)

維持及び保存の場所 福岡県朝倉市平塚 1268 (有)行徳緑化農場内

維持及び保存の方法 サレ木、接木に増殖しは場内にて管理を行なう

0017

5. 特性は、別紙「特性表」のとおり。

6. 他の植物体と区別されることとなる特性

(1) 出願に際して用いた対照品種名（その植物体の写真をなるべく添付すること。）

① くすのき（在来品種）

② レッドモンロー（登録品種番号 7031）

(2) 区別される特性（対照品種ごとに記載すること。）

① くすの木に比較し、春期夏期の若葉は濃紅色、
生長は中、葉の形状比は小。

② レッドモンローに比較し、斑は無、新葉のちりめんは無、
春期、夏期の若葉の濃紅色の出現が早い。
新梢の色は淡緑色。

7. 出願品種及び対照品種の特性検定を実施した栽培条件

(1) 栽培地

福岡県朝倉市平塚 1268

(2) 栽培年月及び期間

1998年4月～2006年10月

(3) 栽培の方法

a. 露地及び施設栽培の別

露地 施設

b. 植付け方法の別

地植 鉢植 その他()

c. 栽培規模

20m²

0018

8. 品種審査において参考となり得る追加情報

(1) 出願品種の主たる用途

街路樹

(2) 出願品種の適応地域、栽培場所、栽培方法及び栽培上の留意事項

a. 適応地域 日本、中国、台湾

b. 日本国内における具体的な栽培場所（出願者の管理下にあり、現地調査が可能な栽培場所）

住 所 (〒 838-0059)

福岡県朝倉市平塚 1268

交通機関 甘木鉄道 (最寄り駅) 甘木駅

c. 作 型

露 地 施 設

(施設の種類)

・ は種、植付け等の適期

は 種	月	旬	～	月	旬	/	周	年					
植 付 け	月	旬	～	月	旬	/	周	年					
接 ぎ 木	ス	月	下	旬	～	上	月	下	旬	/	周	/	年
挿 し 木	3	月	上	旬	～	4	月	下	旬	/	周	/	年
そ の 他	月	旬	～	月	旬	/	周	年					

・ 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等

開 花 期	月	旬	～	月	旬	/	周	年				
収 穫 期	月	旬	～	月	旬	/	周	年				
成 熟 期	月	旬	～	月	旬	/	周	年				
そ の 他	7	月	中	旬	～	8	月	上	旬	/	周	年

d. 栽培上の留意事項 発色が確認できる

なし

0019

9. 審査用種苗に関する情報

(1) 一又は複数の形質発現は、病害虫、薬物処理（例：成長抑制剤又は農薬）、組織培養の影響、台木の違い、生育段階の異なる樹木由来の差し穂等の要因により影響を受けることがあります。

(2) 農林水産大臣の求めがないにもかかわらず、種苗の形質発現に影響を及ぼす処理を行なうべきではありません。もし、提出した種苗にそのような処理を行なっており、種苗が何らかの影響を受けていた場合には、次の(a)から(d)までの該当する「□」に「✓」を付した上で、下記に詳細を記載してください。

- (a) 微生物（ウィルス、細菌、ファイトプラズマ）
- (b) 薬物処理（成長抑制剤、殺虫剤）
- (c) 組織培養
- (d) その他の要素

詳細の説明

病害虫	薬物処理
成長抑制剤	殺虫剤
組織培養	その他
台木の違い	生育段階の異なる樹木由来の差し穂
他の要素	

0020

特 性 表

農林水産植物の種類名 (くすのき)

種類名コード

区分コード

出願品種の名称 (ミナキ)

(よみ: みなき)

出願者の氏名又は名称 (行徳繁太郎)

育成者 (行徳繁太郎)

出願者の住所 (

)

育成地の場所 (福岡県朝倉市平塚 1268)

)

特 性 調 査 所 (福岡県朝倉市平塚 1268)

特 性 調 査 者 の 氏 名 (行徳繁太郎)

特 性 調 査 年 (2006年 9月)

対照品種名 (最も類似する品種)

(くすのき レッドモロー)

(特性について該当する項目を○で囲んで下さい)

形 質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備 考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのき) (レッドモロー)	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09			
樹姿 (苗木)	円錐	円筒	逆円錐						その他		01	01
樹姿 (成木)	円錐	円筒	放物	半球	傘	横張			その他		03	03
幹の通直性	直		小		中	大					03	03
幹の完満性	無	良	完満	中間		(横斜)					07	07
幹の真円性	正円	橢円	長橢円	角形	不正円						01	01
心材の色	黄褐色	桃褐色	紅褐色	暗緑褐色					その他	カラーチャートNo.		
辺材の色	灰白	淡黄褐色	淡褐色						その他	カラーチャートNo.		
繊維傾斜			小	中	大							
繊維長			短	中	長							
もぐの形	無	交錯木理	玉査						その他			
容積密度			小	中	大							
樹皮の色 (苗木)	淡灰	茶灰	茶褐色	紫褐色					その他	カラーチャートNo.		
樹皮の色 (成木)	淡灰	茶灰	灰褐色	茶褐色	暗褐色	黒褐色			その他	カラーチャートNo.		

くすのき 1

0021

形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備考 (測定値等)	類似品種の特性値	
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		(<i>くすのき</i>)	(<i>レッドモンロー</i>)
内樹皮の色 (苗木)	淡灰	茶灰	茶褐	紫褐					その他	カラーチャートNo.		
樹皮の厚さ			薄	中		厚			その他		05	05
樹皮の紋様	平滑	網	亀甲	荒皮	縦裂				その他		04	04
枝の太さ			細		中	太					05	05
枝の長さ			短	中		長					07	07
枝の着生角度			小		中	因					07	07
枝付き密度			疎		中	密						
新梢の毛の有無	無								有		01	01
新梢の色	黄緑	黄褐	緑	淡紅	紅	紫褐			その他	カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710
葉の形状比			小		中	大					05	03
葉の先端の形	狭 鋭	鋭	狭長 鋭尖	広長 鋭尖							04	04
葉の基部の形	くさび	鋭	鈍	円							03	03
葉柄長と 主脈長の比			小		中	大						
成葉のビダ の多少			少		中	多					03	03
葉のちりめん の有無	無								有		01	09
主脈長			短		中	長					03	03
葉身幅			狭		中	広					04	03
葉柄の長さ			短		中	長					03	03
葉の厚さ			薄		中	厚						
春期の 若葉の色	淡 緑	橙 緑	淡 紅	紅	濃 紅				その他	カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710
夏期の 若葉の色	淡 緑	橙 緑	淡 紅	紅	濃 紅				その他	カラーチャートNo. 0109	01	カラーチャート No.9710

くすのき 2

0022

形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのき) : (レッドモンロー)
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
冬期の成葉の色	黄緑	淡緑	緑	濃緑	濃紫				その他	カラーチャートNo.	
葉の光沢			弱		(中)		強				05 05
葉の斑の有無	(無)								有		01 09
葉の斑の発生位置	樹全冠体	樹一冠部の									02
葉の斑のパターン	縞斑	ちり斑	逆ちり斑	う(金)ぶ(本)	覆輪				その他		02
葉の斑の色	淡黄	黄	黄褐	褐	暗褐				その他	カラーチャートNo.	
葉柄の色	黄	黄緑	緑	褐色	淡紅	紅紫			その他	カラーチャートNo.	
葉の裏の毛の有無	(無)								有		01 01
葉の裏の毛の長さ		短		中		長					
葉の裏の毛の色	白								その他		
冬芽の色	淡緑	緑	淡黄緑	黄緑	淡紅	紅	濃紅		その他	カラーチャートNo.	
冬芽の大きさ			小		中	(大)					07 07
花序の形	円錐								その他		
花の形			広卵		橢円		長橢円				
花の大きさ			小		中	大					
花の色(花弁表側)	黄白	黄緑							その他		
一花序の花数			少		中	多					
果実の形	(球)	橢円									01 01
果実の大きさ			(小)		中	大					03 03
果実の色	紫黒	黒							その他	カラーチャートNo.	

形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備考 (測定値等)	類似品種の特性値 (くすのキ) (レッドモロ)
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		
種子の形	球	橢円									
種子の大きさ			小	中	大						
種子の色	淡黄褐	褐	暗褐	黒					その他	カラーチャートNo.	
発芽の時期			早	中	中	晚				05	05
開花開始年			早	中	中	晚					
開花の時期			早	中	中	晚					
落葉性			易	中	中	難					
初期成長性 (苗木)			遅	中	中	速				07	05
ほう芽性			早	中	中	晚				05	05
発根率		低	中	中	中	高				03	03
結実の時期		早	中	中	中	晚					
結実量		少	中	中	中	多					
自然落枝性		易	中	中	中	難					
耐寒性		弱	中	中	中	強				03	03
耐雪性		弱	中	中	中	強				05	05
耐陰性		弱	中	中	中	強				03	03
耐乾性		弱	中	中	中	強				07	07
耐湿性		弱	中	中	中	強				07	07
耐霜性		弱	中	中	中	強				03	03
耐潮性		弱	中	中	中	強				05	05
春期の若葉発色の時期 (早)		中	中	中	中	晚				05	05
夏期の若葉発色の時期 (早)		中	中	中	中	晚				05	05

くすのき 4

0024

(2) 中国出願資料

① 品種権申請受理通知書

品种权申请受理通知书

申请人: 行徳繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)

关于 2007 年 1 月 17 日提出的名称为 弥娜纪 (MINAGI) 的 樟 种
(属) 品种权申请, 根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》

第二十一条和第二十四条规定, 予以受理, 并根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》第二十二条规定, 确定申请日、申请号如下:

申请号	20070002
申请日	2007 年 1 月 17 日

根据《中华人民共和国植物新品种保护条例》第二十四条和国家计委、财政部计价格 [1999] 290 号通知及计价格 [2002] 1023 号通知的规定, 请于一个月内缴纳申请费 1800 元。

申请费可以通过邮局或银行汇付, 也可以直接向国家林业局植物新品种保护办公室缴纳。汇款时请写明申请号、费用名称、申请人、品种名称。

收款单位: 国家林业局植物新品种保护办公室

开户银行: 中国工商银行北京市东城区和平里分理处

帐号: 891028-72

地址: 北京市和平里东街 18 号

邮政编码: 100714



2002-1

② 植物新品種権請求書

植物新品种权请求书

请按照本表背面“注意事项”正确填写本表各栏

此框内容由国家林业局
植物新品种保护办公室填写

5. 品种暂定名称: 弥娜纪		1. 申请日
6. 品种所属的属或者种的中文和拉丁文: 樟属 (<i>Cinnamomum</i> Trew)		2. 申请号
		3. 分案提交日
		4. 分案申请号
申 请 人	①姓名或名称: 行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)	国籍或所 在地国家: 日本
	地址: 日本 (JAPAN)	邮政编码:
	联系人: 何小萍 (日本平木国际特许事务所)	电话: 03-5425-1800 传真: 03-5425-0981
	②姓名或名称:	国籍或所 在地国家:
	地址:	邮政编码:
	③姓名或名称:	国籍或所 在地国家:
地址:	邮政编码:	
8. 培育人: 行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)		
9. 品种的主要培育地: 日本 福冈县 朝仓市平塚 1268 行德绿化农场 品种的培育起止日期: 1998年4月1日 ~ 2006年10月1日		
代 理 机 构	10. 名称: 北京中林绿秀植物新品种权代理事务所	
	代理人姓名: 林宝玲	证书号: 2004009
	邮政编码: 100091	电话 010-62860611 传真: 010-62860611
	地址: 北京颐和园后中国林科院科信所	

9701-1

11. 品种暂定名称: 弥娜纪					
12. 要求优先权申明	在先申请国别	在先申请日	在先申请号	13. 品种新颖性	<input checked="" type="checkbox"/> 没有销售 <input type="checkbox"/> 已被销售 中国首次销售日期: 无销售 年月日 销售地点: 其它国家或地区 首次销售日期: 无销售 销售地点:
14. 有无可供现场考察的植株	<input checked="" type="checkbox"/> 有, 10 株, 1~2 年生			<input type="checkbox"/> 无	
15. 申请文件清单	(1) 请求书 2 份 每份 2 页 (2) 说明书 2 份 每份 2 页 说明书摘要 2 份 每份 1 页 (3) 照片 2 份 每份 6 页 照片的简要说明 2 份 每份 1 页			16. 附加文件清单	<input checked="" type="checkbox"/> 代理委托书 <input checked="" type="checkbox"/> 申请品种的国内外销售证明
				17. 保密请求	<input type="checkbox"/> 本品种涉及国家安全或者 重大利益, 请求保密处理
18. 申请人或代理机构签章:				19. 国家林业局植物新品种保护办公室:	
					

9701-2

说 明 书

1. 品种暂定名称：弥娜纪
2. 品种所属的属或者种的中文和拉丁文：樟属 (<i>Cinnamomum</i> Trew)
3. 品种与国内外同类品种对比的背景材料说明： <p>樟科的樟属(<i>Cinnamomum</i>)是一个种类多达250余种的大属，中国约有50个种。主要分布于亚洲热带区及大洋洲和太平洋岛屿，美洲热带区也有一定分布。目前，樟属植物在日本埼玉县以南都有栽培和销售，主要有传统的青樟和赤樟等樟树类型和樟树品种红梦露（Red Monnroe，日本品种权授权号为7031）；在中国的亚热带常绿阔叶林中，被确定为樟木林类型的约有32万公顷，占常绿林面积的10%。这是一类十分重要的经济林木，不仅是优良的用材树种，而且是珍贵的生态环境保护与绿化树种。在植物界独树一帜的可贵之处，在于樟属植物全株各器官均含有芳香油（挥发油或精油），可广泛用于香料、医药、食品和化工合成等工业，尤其是在我国天然香料和医药工业中占有举足轻重的地位，并且多年来倍受国际市场的欢迎。</p> <p>樟树 (<i>Cinnamomum camphora</i>) 又名香樟，属樟属常绿乔木；主产区在中国的长江以南及西南地区，日本、朝鲜和越南等地也有分布。呈圆形树冠，树皮暗褐色，有纵裂。叶革质互生，卵形或椭圆形，全缘，表面光滑。雌雄同花，圆锥花序腋生于枝顶端，黄绿色小花；浆果球形、成熟时由绿色转为黑紫色。樟树按形态特征可分为赤樟和青樟两个品种类型，按经济性状可分为红心樟、白心樟两种木材类型，其中青樟较耐寒，可抗短期零下11℃低温；生长快，材质好。樟树主要用于行道树、孤植或群植。</p> <p>在已知的商业品种中，与申请品种“弥娜纪”(MINAGI)最接近的樟树品种是“红梦露”(Red Monnroe)。通过与“红梦露”的总体比较可以看出，“弥娜纪”的叶片无折皱和斑点，“红梦露”的叶片有折皱和斑点；“弥娜纪”春、夏季嫩叶的红色着色比“红梦露”早7~10天。</p>
4. 品种培育过程和方法（包括系谱、培育过程和所使用过的亲本或者繁殖材料的说明）： <p>育种目的是培育叶片无折皱和斑点，春、夏季嫩叶红色着色早的品种。</p> <p>1998年4月，育种人在日本福冈县朝仓市平塚1268行德绿化农场内，在未知的实生苗中偶然发现变异株。2000年5月，在该农场内将选出的变异株通过枝接法繁殖了6株；2002年4月~2005年8月，确认了该品种的形态特征：叶片无折皱和叶斑，嫩叶的红色着色期比对照品种“红梦露”早7~10天；2006年3月和2006年10月，分别以插条法繁殖出50株苗，其特异性状表现稳定。</p>
5. 销售情况： <p>在中国境内外均尚未销售；</p>

9702-1

6 品种特异性、一致性、稳定性的详细说明：

申请品种“弥娜纪”(MINAGI)是以实生苗变异株枝接和插条法繁殖而来的樟树新品种。该品种形态特征表现为：成年树形为抛物线形；树干通直；树皮厚度中等，纹理不规则；树枝细，中等长度；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(1) 该申请品种与对照品种相比存在以下显著差异：

	“弥娜纪”(MINAGI)	“红梦露”(Red Monnroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RHS)	深红色 (60A)	浅红色 (N186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

(2) 该申请品种在以下形态特征方面具有足够的性状一致性：树枝细，长度中等；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(3) 该申请品种经插条法繁殖，同一世代的 100 个单株之间没有形态学上的显著差异，繁殖后的世代与亲本之间也无形态学上的显著差异，均稳定地显示了上述表现型性状。

7 适宜种植的区域、环境以及栽培技术：

生长习性：樟树喜温暖湿润气候，在年平均气温 16℃ 以上、1 月平均气温 5℃ 以上、绝对低温零下 7℃ 以上的地区生长良好。适生 pH 值 5.0~7.5 的酸性至中性土壤，在 0.2% 以内的盐碱土中亦能生长，可耐短期水淹。

栽培管理：该申请品种的种植区域为日本、中国及中国台湾地区，以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分，年降雨量 1265 毫米，最高气温 38℃，最低气温 -6℃，年日照 1896.4 小时，年平均风速 1.2 米/秒的地区为栽培最佳地区。申请品种可在 2 月下旬~5 月下旬进行枝接繁殖，在 3 月上旬~4 月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施，可在露地栽培。

8 申请人签章：

日期：2007 年 1 月 16 日

9702-2

说 明 书 摘 要

所属的种或属: 樟属 (*Cinnamomum* Trew)

培育人: 行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)

申请人: 行德繁太郎 (GIYOUTOKU SHIGETARO)

说明: 樟树 (*Cinnamomum camphora*) 新品种“弥娜纪”是由育种人在日本福冈县朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内, 在未知的实生苗中偶然发现的变异株, 以枝接和插条法繁殖获得的。该品种形态特征为: 成年后树形为抛物线形; 树干通直; 树皮的厚度中等, 纹理不规则; 树枝细, 长度中等; 叶片无折皱和斑点; 春、夏季嫩叶的颜色近于深红色, 着色期早。与对照品种“红梦露”相比, “弥娜纪”的叶片无折皱和斑点, “红梦露”有折皱和斑点; “弥娜纪”春夏季嫩叶的红色着色比“红梦露”早。

该申请品种种植区域为日本、中国及中国台湾地区, 以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分, 年降雨量 1265 毫米, 最高气温 38℃, 最低气温-6℃, 年日照 1896.4 小时, 年平均风速 1.2m/s 的地区为栽培最佳地区。申请品种可在 2 月下旬~5 月下旬进行枝接繁殖, 在 3 月上旬~4 月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施, 可在露地栽培。

9703-1

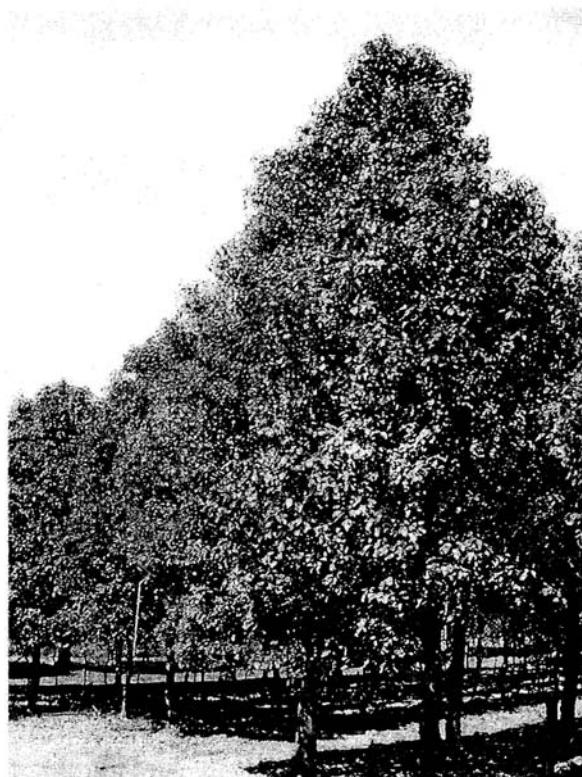
照 片



照片 1: 植株——申请品种“弥娜纪”(MINAGI)；

9705-1

照 片



照片 2：植株——对照品种“红梦露”（Red Monroe）。

此照片系夏健南与申清山种（照后）
树龄稍长的新品种。

9705-2

照 片



照片 3：春季的新叶——申请品种“弥娜纪”（MINAGI）；

9705-3

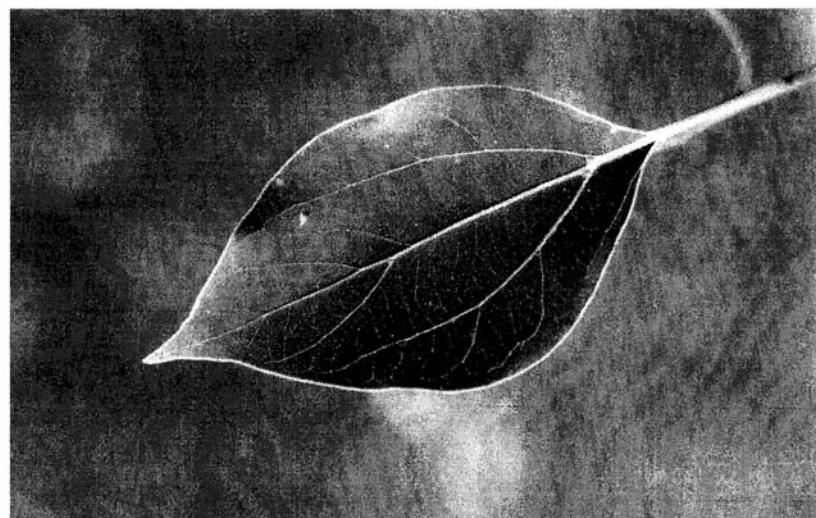
照 片



照片 4：春季的新叶——对照品种“红梦露”（Red Monroe）。

9705-4

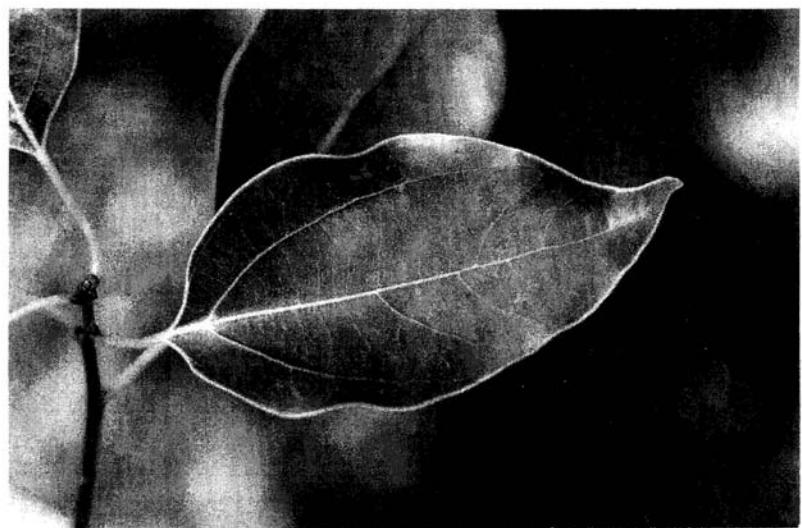
照 片



照片 5: 叶片——申请品种“弥娜纪”(MINAGI)；

9705-5

照 片



照片 6: 叶片——对照品种“红梦露” (Red Monroe)。

9705-6

照片简要说明

照片 1、2、3、4、5、6：申请品种“弥娜纪”（MINAGI）和对照品种“红梦露”（Red Monnroe）；

申请品种：1、植株：该照片 2005 年 8 月 6 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。株龄约 6 年生，

树高 250 厘米，树干径 6 厘米，树冠幅 100 厘米；

2、春季的新叶：该照片 2005 年 4 月 13 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内；

3、叶片：该照片 2006 年 12 月 20 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。

对照品种：1、植株：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。株龄约 15 年

生，树高 450 厘米，地上 120 厘米处的树干径 10 厘米，树冠幅 200 厘米；

2、春季的新叶：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内；

3、叶片：该照片 2006 年 4 月 19 日摄于日本朝仓市平塚 1268 行德绿化农场内。

申请品种：“弥娜纪”—— 树枝的粗度细，长度中等，叶片无折皱和斑，春、夏季嫩叶颜色为深红色（RHS-60A），春、夏季叶的红色着色时期早。

对照品种：“红梦露”—— 树枝的粗度中等，长度长，叶片有折皱和斑，春、夏季嫩叶颜色为浅红色（RHS-186），春、夏季叶的红色着色时期居中。

9706-1

③ 代理委託書

销售证明

樟属 (*Cinnamomum* Trew) 申请品种“弥娜纪”自 2006 年完成培育工作至今为止，尚未在中国境内和其他国家及地区进行商业销售。

特此证明。

(申请人签字) 行德繁太郎 

2007 年 / 月 / 日

代理委托书

兹

委托: 北京中林绿秀植物新品种权代理事务所

地址: 北京市海淀区东小府 2 号西院情报楼 1 层 116 室

电话: (+86)10-62889742 传真: (+86)10-62860611

- 1、代为办理品种暂定名称为 弥娜纪 (MINAGI) 的品种权申请
以及授权前的全部有关事宜
- 2、代为办理缴纳年费事宜
- 3、代为办理请求品种名称为 _____
品种权号为 _____ 的品种权无效宣告事宜
- 4、代为办理请求品种名称为 _____
品种权号为 _____ 的品种更名事宜
- 5、代为办理 _____
_____ 有关事宜

代理机构接受上述委托并指定代理人 _____
办理此项委托

委托人(单位或个人) 行德繁太郎  (签字或盖章)

被委托人(代理机构) 北京中林绿秀植物新品种权代理事务所 (盖章)

2007 年 1 月 12 日

6 品种特异性、一致性、稳定性的详细说明:

申请品种“弥娜纪”(MINAGI)是以实生苗变异株枝接和插条法繁殖而来的樟树新品种。该品种形态特征表现为：成年树形为抛物线形；树干通直；树皮厚度中等，纹理不规则；树枝细，中等长度；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(1) 该申请品种与对照品种相比存在以下显著差异：

	“弥娜纪”(MINAGI)	“红梦露”(Red Monroe)
树枝的粗度	细	中
树枝的长度	中	长
叶的折皱	无	有
春、夏季嫩叶颜色 (RHS)	深红色 (60A)	浅红色 (N186)
叶的斑点	无	有
春、夏季叶的红色着色期	早	中

(2) 该申请品种在以下形态特征方面具有足够的性状一致性：树枝细，长度中等；叶片无折皱和叶斑；春、夏季嫩叶的颜色近于深红色，着色期早。

(3) 该申请品种经插条法繁殖，同一世代的 100 个单株之间没有形态学上的显著差异，繁殖后的世代与亲本之间也无形态学上的显著差异，均稳定地显示了上述表现型性状。

7 适宜种植的区域、环境以及栽培技术:

生长习性：樟树喜温暖湿润气候，在年平均气温 16℃ 以上、1 月平均气温 5℃ 以上、绝对低温零下 7℃ 以上的地区生长良好。适生 pH 值 5.0~7.5 的酸性至中性土壤，在 0.2% 以内的盐碱土中亦能生长，可耐短期水淹。

栽培管理：该申请品种的种植区域为日本、中国及中国台湾地区，以北纬 33 度 24.3 分、东经 130 度 41.7 分，年降雨量 1265 毫米，最高气温 38℃，最低气温 -6℃，年日照 1896.4 小时，年平均风速 1.2 米/秒的地区为栽培最佳地区。申请品种可在 2 月下旬~5 月下旬进行枝接繁殖，在 3 月上旬~4 月下旬进行扦插繁殖。申请品种无需采用保护地措施，可在露地栽培。

8 申请人签章:

行德繁太郎



日期：2006 年 1 月 16 日

9702-2

④ 植物新品種出願代理契約書

△ PVR-07001-JP

植物新品種出願代理契約書

委託者(甲)：有限会社 行徳緑化農場

代表：行徳繁太郎

受託者(乙)：北京中林綠秀植物品種代理事務所

代表：王晓原

合法と互恵の原則に基づき、甲乙双方はこの委託契約を締結する：

甲は合法的に所有している品種「ミナギ」や栽培品種等を中国国家林業局植物
新品種保護弁公室に対し新品種権の申請に関わる全ての事務手続きを代理とし
て乙に委託する。

一、委託業務内容

1. 乙は甲に新品種権を申請するための助言を行ない、出願に必要な内容と書類、
写真及び実物等の材料の情報を紹介するものとする；
2. 乙は甲の代理として、“植物新品種権請求書”、“説明書”，“説明書要旨”
及び“写真の簡単な説明”などを記入し、甲と共に確認する；
3. 仮審査申請では、申請書類を国家林业局植物新品种保护办公室に手渡す；
4. 国家林業局植物新品種保護弁公室の規定時間、経費と納付方法に基づき、申
請費、審査料、試験料（求めのある時）と年間品種権料の納付につき、甲に助
言する；
5. 申請に関する進捗状況と問題点などを甲に適宜報告し、通知書ならびに証明
書などを甲に送付する。

二、委託代理実施期間

甲・乙両者が本契約書調印の日から（効力を発生する）申請業務の最終結果
を得るまでとする。

三、甲の役割と権利

責任：

1. 本当事者の甲が植物新品種請求の品種に対する法的所有権を有し、かつ、そ
れに関係する証明書類などを乙に提供する；

2. 新品種権請求の品種につき、実態審査により発生する全ての結果及びそれに
より発生する関連した効果についても責任を負う；
3. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》の規定に基づき、関係費用の納付を
負う；
4. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》及びその“実施細則（林業部分）”
の規定に基づき、関係資料を乙に提供するものとする；
5. 乙は本契約書に示す通り、その代理業務を遂行する上で必要な経費（代理費）
は全額立て替える；
6. 乙の過失行為による代理費以外の費用に責任を負う；
7. 新品種権請求の品種につき、実質的な原因による再審査責任及び関連費用に
責任を持つ。

権利：

1. 委託申請品種の請求結果を受け取る；
2. 請求手続きに差し支えないことを前提として、委託側の技術と商業秘密を守
る；
3. 乙の代理業務中に生じた過失行為により委託側に損失を与えた場合には、乙に
それに相当する賠償請求を行うことができる；
4. 乙の代理業務において過失行為があった場合には、契約解除を求め、既に支
払った立替費用を請求することができる；
5. 乙に委託事務と関係のある書類や材料を適切に保管し、第三者に漏れないよ
うに要求することができる。

四、 乙の役割と権利

役割：

1. 《中華人民共和国植物新品種保護条例》とその“実施細則（林業部分）”の
規定に基づいて、その代理承諾を行なう；
2. 代理側の乙として、甲側の委託事務を受理する資格の合法性を保証させ、甲
側に必要な証明書などを提供する；
3. 新品種権を申請する品種について初步審査を受ける時、届け出る書類の様式
がその審査様式に合致しないことによる損失に責任を負う；

4. 乙の過失によって書類を紛失した場合や時間に遅れた場合にもたらされる損失及び経費の増加分に責任を負う；
5. 新品種権の出願品種に関する書類の書式上の不備により行われる再審の責任及び必要な費用を負担する；
6. 本契約の第一ならびに第二条の“委託代理事務”と“実施期間”の規定により、代理申請に関する書類を甲に提供する；
7. 代理費用の有効な領収書を甲に提出する。

権利：

1. 甲と乙の両者により合意された金額に従い、委託申請事務の代理費用を受け取る；
2. 甲の契約を履行する期間において、過失により乙にもたらされた損失については甲に損失に相応した賠償を求めることが出来る；契約破棄も求めることができる、また、代理費用の全額を受け取る権利を有する；
3. 乙の過失により本契約を履行出来ない場合を除いて、乙は法令により税務機関に徴収された税金及び行政管理費を甲に払い戻さない；
4. 甲が契約通りの代理費用を支払うことが出来ない場合には、乙は甲にすべての申請書類を送付することを拒むことができる；しかし、国家林業局新品種保護弁公室に送付していない書類や資料について甲に秘密保持の義務を負う。

五、免則条項

1. 予見できない、また、不可抗力的な原因によって、本契約が甲と乙の双方で履行できない場合には、契約を解除することができる。問題の後処理については、甲と乙が協議の上で解決するものとする；
2. 本契約の第五条第一項の規定に定める以外の事項、ならびに、乙の原因によって引き起された費用の増大などの問題に対して甲は関係ないものとする；
3. 新品種権請求品種について初步審査をする場合に、その実体内容に関わる申請と符合しないことによってもたらされた損失に対し、乙は一切責任を負わない。

六、委託費用

1. 金額：中国語出願書類を提出することによって、申請代理費は 1 品種につき、
計七千五百元（7500 元）；

2. 支払方法：

出願書類を国家林業局に提出した後、一ヶ月以内に、請求書に基づき、その代
理費の全額を支払うものとする。

3. 支払：本契約に署名、捺印日（効力が発生する）に手付金を支払う。

七、その他の事項

1. 甲と乙の当事者間において、お互いに協力する精神から出発し、本契約条項
に定めていない事項、または本契約条項に疑義の生じた事項については、先ず
双方で協議した上で定めるものとし、相応する補充条項を新たに設けて解決す
るものとする；

なお、本契約に係わる手続きについては、全て平木国際特許事務所を通じて行
うものとする。

2. 双方とも行政または法的ルートを通じて、各自の権益を維持する権利を有す
る；

3. 連絡方法：

甲：有限会社 行徳緑化農場、郵便番号：838-0059

宛先：福岡県朝倉市平塚 1268

電話：0946-24-3961

電子メール：ryoutiku@f2.dion.ne.jp

法人代表：行徳繁太郎 担当者：行徳繁盛

乙：北京頤和園後中国林業科学研究院林業科学技術情報研究所

宛先：北京海淀区東小府 2 号西院情報棟 1 階 116 室

電話：010-62860611、62889742

電子メール：minitree@forestry.ac.cn, zhonglinluxiu@hotmail.com

法人代表：王晓原

甲：（捺印）
代表：行徳繁太郎

乙：（捺印）
代表：

日付：2007 年 1 月 10 日

日付：2007 年 1 月 1 日

II 現地調査報告書（モモ関係）

1 現地調査日程

11月19日(日)	14:55	成田発(CN926便)
	18:00	北京首都空港着
11月20日(月)	09:30～12:00	北京路浩知識産権代理有限公司
	14:00～16:00	北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）
11月21日(火)	09:00～12:00	北京市林業局果樹産業処 北京市農林科学院林業果樹研究所 北京市平谷区果品办公室 北京市内スーパー（イトーヨーカ堂）視察
11月22日(水)	11:25	北京首都空港発(CN1557便)
	13:40	上海虹桥空港着
11月23日(木)	09:00～10:30	上海市林業総站 上海市南匯桃子研究所視察 上海南匯区人民政府農業委員会 上海市南匯桃子研究所
11月24日(金)	10:00～12:00	上海市農業科学院 上海交通大学 上海市内スーパー（カルフール）視察
11月25日(土)	午前	資料整理
	14:35	上海浦東空港発(CN919便)
	18:10	成田空港着

2 現地調査参加メンバー

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 知的財産センター 知的財産専門職	米田 勉
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所 研究管理監 平木国際特許事務所 種苗室	村上ゆり子
社団法人農林水産先端技術産業振興センター 企画部長	何 小萍
	四方 平和

3 調査概要

1) 北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow Intellectual Property Agent Ltd.)

調査日時：11月20日（月）9:30～12:00

面談相手：（以下4名）

謝順星	北京路浩知識産権代理有限公司	董事長
張晶	北京路浩知識産権代理有限公司	企画部経理
高峰	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理
朴仙	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理

（1）北京路浩知識産権代理有限公司からの説明

① 北京路浩知識産権代理有限公司の概要

北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、中国で最初の品種出願代理機関として 1985 年に設立された。

農業関係、特に、品種について中国のトップの事務所である。中国では農業品種代理権を持つ事務所は 2 か所しかない。北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、品種登録に関しては、国内品種の農業部への出願の 90% 以上の代理を担当している。中国から外国（韓国）へ初めて大豆品種の登録出願を行った。中国から外国に出願する際には、農業部の審査が必要である。

北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、植物品種関係で中国最大の事務所である。ちなみに、中国全体では、知財に関わる認定事務所は植物品種を取り扱うところが 2 か所、外国からの特許出願を取り扱うところが 100 か所以上ある。

特許権、商標権、著作権、育成者権を中国での取り扱う資格を有する政府指定の代理機関である。フリーダイヤル (800) の電話番号を有しており、外部からの問い合わせサービスにも対応している。200 名以上のスタッフからなり、ドクター、マスター、審査官経験者（9 名）の職員を有している。事務所の面積は 600 m² ある。

特許部、商標部、品種部、外交部、研究部、行政部のグループから成り、代理機関として、知財権の申請、紛争、登録、仲介を行っている。地方子会社が広州にある。研究部では「北京市農業知財権戦略研究」などの市政府の知財のプロジェクトを担当している。資本金 100 億元以上の大型企業やベンチャー企業を 100 以上持つ精華科学技術院の知的財産を担当し、これらのコンサルタントや顧問となっており、中国の最高ランクの知財事務所として表彰されたことがある。

1 件の中国の特許を 103 カ国に PCT 出願したことが世界記録となっている。

今年 9 月には、日本の農林水産省の三浦副大臣（、伊藤種苗課長ほか）に来所していただいた。

果樹の品種登録出願の実績としては、リンゴ、ブドウ、キウイ、オレンジ、ナシ、モモ（韓国で育成）がある。ナシは 2000 年に出願し、2005 年に登録となった。その他の果樹は昨年出願し、現在栽培試験中である。

日本からの農業部関係の出願で公開、登録されたものは 18 件あり、うち 3 件は登録となっている（ピーマン 1 件：日本農研、キク 2 件：精興園）。

② モモ「白秋」の出願審査について

モモ「白秋」の品種登録出願書は、平木特許事務所を通じ、CN-KnowHow から 11 月 10 日に農業部に申請したところである。

ア 現在、方式審査の段階で、名称、育成者、育成経過等について書類内容のチェックを受けている。これに合格すれば、通知がきて、公表される。その時点から、仮保護が受けられ、利用許諾契約の締結が可能となる。

イ また、栽培試験の要求が審査当局から来るので、事前準備が必要である。果樹の場合は、果実を 2 回収穫調査するので、果実が結実し、特性が確認できるまで、5~6 年必要となる。

穂木が中国に渡ってから 60 日以内の検疫の時間がかかり、その後に試験が開始されると思う。

審査について留意する事項は以下の 3 項目である。

ア 申請品種と比較品種の比較が必要

- ・比較品種の要件は、申請品種と兄弟関係にある品種・系統が最適（比較品種は登録されていないものでも可）。
- ・無い場合は親品種でも可能である（中国に無い品種でも良い）。ただし、系統段階のものは認められない。品種登録されていなくても良い（育成者権が切れた品種、登録制度前の昔の品種など）。
- ・なければ片親が一緒もしくはもう一代前が一緒、など、できるだけ血縁関係にあるものが良いが、なければ、理由書をつけて血縁関係のないものを用いることもできる。
- ・穂木の形で提供を受ける必要があり、1 品種 15 本程度は必要。

イ 比較品種の育成経過を詳細に記入する必要がある

- ・類似品種の特性を出願品種と同様に詳細に記載する。この内容により栽培試験の場所を選定する。申請品種の特性表と同じ様式で記入すれば可。

ウ 写真が必要

- ・写真は区別性のあるもので良く、出願品種と類似品種を並べて写してあるものが必要である。具体的には、比較品種と区別性が示される形質の写真 1~3 枚（葉、花、種または果、果実外観、果肉色など、組み合わせ自由）。

③ 許諾相手先の選択の際の留意事項

現物がないと許諾交渉ができないが、モモ現物の中国国内への持ち込みは、税関での条件を満たせば可能（60 日以内）である。ただし、「白秋」では日持ちしないので無理である。本当に中国で販売する意思がある業者であれば、日本にモモの現物を見に来るのではないかと思う。逆に、日本に行こうとしない業者は、本気ではない。

利用許諾契約を締結するに当たって留意する点としては、相手を見極めることが重要であり、そのポイントは、以下の 3 点である。

ア 信頼性があるか

- ・信用のおける業者か、調査が必要。

イ 実力があるか

- ・実際に市場に進出でき得る相手か。

ウ 業者へのコンタクトルートがあるか

- ・生産者、消費者に対するルートを持っているかの確認が必要である。

また、その品種が中国で売れる見込みがあるかの確認調査も必要である。地方によって食物の好みが異なる。当社では調査、情報収集を行うことができる。

当社では品種の代理人も行うことができ、契約相手の紹介や契約方式を提案できる。

なお、今回は、出願してから、現地調査を行ったが、本来は、登録出願前に、事前調査を行うのが望ましい。事前調査で重要なのは、以下の3点である。

ア 本当に売れるのかの調査（消費者の嗜好、生産者の意向等を調査する）

イ 進出戦略を立てる（どのような契約をするか等事前検討する。）

ウ 許諾相手の候補を探す（あらかじめ許諾相手の候補をリストアップする）

④ 代理機関の選び方の留意事項

中国へ品種登録出願する際に、代理人を選ぶ条件としては、

ア 出願植物を扱うことができる機関であるかを確認

- ・品種登録の出願には代理機関が必要。現在、農業分野で2か所。林業分野で21か所ある。

イ 政府認可の資格を有しているかを確認

- ・資格があるか、政府から認可された機関であるかが重要。

ウ 別の業務と兼任していないかを確認

- ・代理業務の他に別の業務と兼任していないか確認。専任が望ましい。

エ 個人ではなく法人に依頼する

- ・品種代理人は、事務所がある場合と（実質的に）代理人だけがいる場合があるが、代理人だけの場合は、他の仕事との兼務がよくあり、連絡がとりづらい、本人と問題が起きると責任を取ってもらえないなどのトラブルがあり得る。専任の代理人がいる事務所と契約すれば、担当がいなくなっても事務所が引き継ぐので良い。

オ 価格はサービス内容により変わる。

なお、CN-KnowHowは、林業局への品種登録出願資格の許可を申請中である。林業局への出願資格を有している職員もいる。

⑤ 登録品種名について

中国でも日本と同様に、品種名称と商標名称が同一の場合は、同時に登録することはできない。日本での品種名称が中国での商標名称に抵触する場合（妨害商標登録など）であっても、日本での先行名称利用を証明することができれば、無効化し、使用することができる。

もし、現在品種出願中の名称を商標出願する場合であれば、出願公表される前に申請する必要がある。

⑥店頭販売していたモモについて

ホテルの隣の果実店で販売していたモモについて、CN-KnowHow のコメントによると、以下のとおり。

多分温室栽培だろう。10 元／500 g → 9 元／1 個は温室栽培としては妥当な値段で、特に高くなない。旬は 1.67 元／500 g ぐらいで売っているが、旬でも優良品は 3 元／500 g くらい。北京では、柔らかいモモが好きな人も増えてきた。柔らかくても甘ければ良い。大きさは 250 g 以上あれば十分。

「ふじ」に関して言えば、最高レベルの日本産、しかも、果実表面にめでたい字を浮き彫りにしたものは 120 元／500 g (2 個) くらいである。モモについても、「字」が書ければ、売れるかもしれない。

(2) 以下は、先方からは説明されなかった参考情報である。

- ① 北京路浩知識産権代理有限公司 (CN-KnowHow) は、中国農業部に属する元の国立特許事務所と国立品種事務所が合併した事務所で、中国で最初の品種出願代理機関として 1985 年に設立され、2002 年に民営化した。北京路浩知識産権代理有限公司の 200 名以上の職員の中には、兼任の職員が、多数いるといわれている。
- ② 中国の知財制度としては、特許或いは、品種を代理するために、先ず、代理人資格（日本の弁理士と同様）を持たなければ、代理することができない。また、代理資格を持つ者は、必ず国に認定された代理機関に属してから、代理の仕事をしなければならない。
- ③ 品種登録の場合は、代理人資格を持つ者は、実際に事務所に専任していなくても、代理している場合もある。
- ④ 三浦副大臣が北京路浩知識産権代理有限公司を訪問された際、日本からの品種出願の手数料を 1/2 に割引くとの表明があったとのことであるが、今回は、この手数料の話はなかった。

2) 北京光遠岩巍農業科技有限公司 (双営果園) (北京市平谷区モモ業者)

調査日時：11 月 20 日 (月) 14:00～16:00

面談相手：(以下 2 名)

王光遠 北京光遠岩巍農業科技有限公司 (双営果園) 総経理

王岩 北京光遠岩巍農業科技有限公司 (双営果園) (王光遠氏の次男)

(1) 北京光遠岩巍農業科技有限公司からの説明

① 北京市平谷区の産地概要

平谷区は、北京市の東北の郊外地域である。農業生産面積は 1030 万 m²、農業人口 40 万人。北緯 39° に位置する。半分は山間地で、年間降水量 600mm、日照時間は長い。果樹栽培面積は 44 万畝 (約 29 千 ha (注) 1 畝 = 667 m²)。このうち 50% がモモの栽培面積であり、生産・販売量とも中国第一の産地。果物の生産量は北京周辺で一番多い。モモだけで 200 品種以上 (白肉桃、黄桃、油桃 (ネクタリン)、蟠桃など) を栽培しており、栽培技術は中国一である。2005 年、2006 年とも、果物の品質の全国協議会で、上位は殆ど平谷産が占

めている。

日本との協力関係を進めている。日本からの観光客も多く、中日友好果園として観光農園を作る予定である。平谷区にはモモの専門機関（産業協会）があり、モモの協会（モモ農家 15 万人から成る、2000 年設立）や行政事務所がある。

② 北京光遠岩巍農業科技有限公司（双営果園）の概要

平谷区の生産者（父親と次男：子供を 2 人ともカナダに留学させて、英語を習得させている。）

平谷区のうちで大手の果樹業者である。日本の JAS 規格に準じた有機栽培を行っている。当社は 2000 年設立の私企業であり、1000 畝（約 67ha）のモモ圃場を持ち、150 人のスタッフからなり、2003 年から全ての圃場を有機栽培に切替え、2006 年に認可された。現在では 20 数カ所の会社が有機栽培を行っている。当社のモモは全国人民代表者会議において展示された。地域商標として「平谷大桃」が 2006 年 4 月に認められ、有機栽培の「平谷大桃」は、市内のスーパーマーケットにおいて高値（500g 当たり店頭価格で 10~15 元）で販売されている。また、中国のイトーヨーカ堂（北京、上海に進出している）と契約して販売を行っている。温室栽培面積は 15 畝（約 1ha）。輸出入許可業者となっており、加工品（缶詰用）を日本へ輸出している。モモの品種育成と、苗木販売、海外からの品種導入も行っている。昨年は韓国へ行き、タイにも行っている。日本にも興味がある。

北京市の研究所と密接な協力関係にあり、良質なモモの栽培環境を整えている。

当社では外国品種の取り扱いの実績はないが、韓国やタイのモモ品種の調査を行っている。2005 年、2006 年の果物コンテストにおいて平谷産のモモが上位を占めており、モモに適した栽培環境が整備されている。

収穫したモモは、翌日、北京の店頭に上るが、棚持ちが重要で、1 週間くらいの保存期間が必要。仮に、白秋を導入した場合、栽培技術の提供も受けられるか関心がある。有機栽培できるか興味がある。糖度が 11~13 度では低すぎる。18 度くらいのものは作れる。収穫期が、5 月 23 日~6 月 15 日の櫻桃、大桃、6 月下旬~7 月 15 日の慶豊、7 月 30 日~8 月 10 日の大久保、8 月 11 日~8 月 30 日の緑化九号、8 月 31 日~9 月 10 日の燕紅 24、9 月 15 日~10 月 15 日の晩久保中華寿と、5 月から 10 月まで収穫している。

今年は行っていないが、日本の産地を視察している。岡山大の先生と連携しており、また、鮮度保持で中国農業大学と共同研究を行っている。来年、収穫時期に訪日することも考えている。岡山大の先生は、今年退官予定で、退官したら、一緒に日中友好観光園を作ることにしている。

伝統的に中国北部は堅いモモ、南部は柔らかいモモを好む。ただし、北京市の人口は 1600 万人で最近発展が著しく、各地方からの人々やエリート層が集まっている国際的な街であるので、様々な好みのモモが必要である。消費量は多いので、「白秋」の販売は北京市を狙った方がよいのではないか。以前は「白鳳」があったが、売れないで伐ってきた。ただし、台湾出身者や全国からの出身者が集まるようになって、柔らかいモモの需要も増えてきて、「白鳳」も最近また増えてきた。「白秋」の栽培を試す価値があると思う。

店頭にあったのは、今の時期なら「中華寿桃」だろう。収穫期は 10 月下旬で、本来なら糖度 16 度はあるはずだが、冷蔵庫で 1 ヶ月程度保存したものと思うので品質保証はで

きない。（食べた実感は8度程度）

3) 北京市林業局果樹産業処、北京市農林科学院林業果樹研究所、北京市平谷区果品办公室

調査日時：11月21日（火）9:00～12:00

面談相手：（以下4名）

方建輝	北京市林業局果樹産業処副処長	高級行程師
	北京市果樹産業協会	副秘書長
	北京果樹学会	副理事長
姜全	北京市農林科学院林業果樹研究所	研究員
周士龍	北京市平谷区果品办公室	室員
岳長文	北京市平谷区果品办公室	室員

（1）北京市林業局果樹産業処からの説明

① 北京市のモモを中心とした果樹の生産概要について

北京市のモモ栽培面積は47万畝（約31千ha）、栽培株は2,000万株、今年の生産量は20万t、売り上げ利益は5.5億元で、今年の平均価格は1.8元/kgであった。2004年の全国のモモ栽培面積は904万畝（約603千ha）、生産量は582万tであった。北京13県全においてモモが栽培されている。そのうち最大の産地が平谷県であり、栽培面積は北京市の半分以上を占めている。

北京での果樹については、日本と技術交流が深い。リンゴ「ふじ」を導入してから技術交流が1980年代から続いている。モモについても交流を深めたいと考えている。

② 94年8月国家推進項目について

外国の品種や農業技術の導入を進めることができ94年8月国家推進項目にあがっており、現在、積極的に様々な取組が行われている。外国の新しい品種や技術の導入を促進するのが目的で、この対象になると助成が受けられる。助成対象になっているのは、日本関係では、リンゴの栽培技術のみであり、品種導入の例はない。北京市だけで、1千万元の予算がある。

（2）北京市農林科学院林業果樹研究所からの説明

① モモの育種概要について

中国でのモモの育種は1950年代から開始。初期は成熟期による選抜を行った。

1980年代からは品質を重視（下記の順で重視）して選抜し、生果用品種、加工用品種及び油桃、蟠桃の育種を行っている。

ア 大きい（北部で300g以上、南部で200g以上）

イ 赤い

ウ 甘い

エ 硬い（日持ちがよい。収穫時に硬く、輸送に適して、消費者には柔らかい「大久保」の様な品種が理想）

オ 核割れが無い（解決済）

「甘さ」より「赤さ」が上位に来るのは、まずは買ってもらう必要があるため外観が大事。おいしければ外観がどうでも買われていくが、最初は外観重視。

1980 年代は 40 か所で育種をしていたが、現在は 10 か所程度に減少。育成品種が十分に多くなったことと、弱小の育成機関が淘汰されたことによる。現在の有力育成機関は、北京市農林科学院林業果樹研究所、南京園芸所、中国農科院→果樹研究所、西北農林科学大学果樹研究所の 4 か所。

全国では 200 以上の品種が栽培されており、大部分は中国育成品種で、一部「大久保」、「白鳳」等の導入品種がある。このうち生産量が多い重要品種は約 50 品種である。

中国でのモモの品種更新は早く、1 地域で 10 年程度の期間で更新される。ただし、20 年以上使われている「大久保」や中国品種もある。一般に摘果はしないので、無摘果でどのくらい大きくなるかに関心がある。

② 「生産許可」について

中国で栽培を行うには、政府の「生産許可」が必要である。通常、育成者が政府に申請し、許可をもらうことになっている。モモについても、新規導入の場合は、中国各地の試験場で試験栽培を行うことが必要ではないか。リンゴ「ふじ」でも同じように試験栽培を行った。農業部に確認することが必要である。

「大久保」は糖度 12~13 度として入ってきたが、試験栽培すると、北京では 12 度が良いところであった。大きさも十分ではなくなった。日本品種は、中国人の口に合う良い品種であるが、北京市で栽培する場合、寒さに対応できるかを確認する必要がある。かつて「日川白鳳」「加納岩白桃」「長沢白鳳」を入れたら、北京周辺の冬期最低気温が-15°C 程度になるので 3 年目に枯死した。試験場は最低で-15°C になるが、大部分のモモに対しては、問題はない。品種登録に係る栽培試験では、耐寒性はみないので、各地で試験栽培しないと適地はわからない。

品種登録前に試験栽培は可能だが、大面積栽培はできない。登録に際しも、全国対応、北京市限定、北京と上海、など、種々ある。申請者が決めて申請する。

「白秋」については栽培適性試験をしてから登録した方が良いのではないか。さもないと、許諾相手が見つかっても大面積栽培ができない。「生産許可」については農業部办公室に聞いてみればよい。

③ 種苗の販売と育成者権の保護について

種苗の保護体制は、品種保護の法律に従って行われており、違反者は罰せられる。品種の保護を行うための手立ては、権利者は許諾者に自由な形で要求することができる（苗木に証票のような形のもの付けることも可能）。独占許諾させることもできる。果樹の育成者権の保護は特に難しい。信頼できる人に 5 畝位の試験栽培をさせる方法や、一度に金銭で全権利販売してすべて任せ的方式や、毎年権利金を取る方式などもある。政府にプロジェクトとしてやってもらう方法もある。北京市にも果樹種苗協会のようなものがある。

品種判定法は、60 項目の栽培形質で行う。異なったら別品種と判定する。DNA 判定は採用していない。侵害の判定において、DNA 分析は参考に過ぎないと考えている。特性項

目が全て同じでなければ、同一品種とはいえないのではないかと考える。侵害された場合、その地域の裁判所に訴えるが、DNA分析の結果は参考に過ぎない。

研究所でも、苗木の販売を農家や協会などの業者に行っている。苗木販売は、研究所から農家へと、苗木業者への両方の販売がある。新品種の場合は、当初は、研究所から農家への直接販売で、数年たった古い品種は協会や種苗会社経由で販売している。販売形態は、苗木の方が扱いが多いが、穂木もある。穂木の方が高接ぎの技術が必要なので、取り扱いが少ない。

栄養繁殖性の植物は品種保護の管理が難しいので、品種の許諾は信頼できる者に任せた方がよい。契約の形態は苗木の売り上げにロイヤリティーをかける方法や年間契約をして権利者が一定額を受け取り、許諾者に中国国内で利用権を運用してもらう方法などがある。政府支援のプロジェクトであれば中国の政府機関と契約することも可能であるし、北京市の協会と契約することもできる。

(3) モモ生産者（北京市平谷区果品办公室）からの説明

① 生産現場の状況について

平谷では、22万畝、約40品種が栽培されている。白肉モモが一番多い。「白鳳」「岡山白桃」は中レベルのスーパーで売っているが、減少中。中国では、年間を通じて堅いモモが好まれている。柔らかくて、流通も嫌うし、消費者も好まない。「大久保」は硬いままで売るのでよいが、柔らかくなったら売れない。「燕紅」など香りがある品種が好まれる。都市では柔らかいのを好む若い人がいるが、全体の売れ行きでは硬い方が良い。北京／上海＝硬／軟とは一概に言えない。最近は流通で硬いのが好まれ、硬くなっている。タイにも輸出しているが、タイは白いモモが好き。「白秋」は白いが、導入すれば赤くなるのではないか。以前に入れた日本の白い品種も育成者の予想外に赤くなった経緯がある。

8月中下旬という「白秋」の収穫時期は、ちょうど良い品種がない時期なのでよい。自分の考えでは、平谷区の一部の地域では「白秋」の栽培は可能ではないかと思う。

全国発送は硬いものが適するが、近郊なら柔らかいのも大丈夫ではないか。流通業者も生産者も取り扱いが楽なので硬いのが好きではある。

一概には言えないが、生産農家の扱いやすさや流通上のメリットが大きい。政府としては、堅いモモと柔らかいモモの両方を奨めている。平谷区の一部の地域では柔らかいモモを流通時間のかからない北京市に主に出荷している。中国では香りがある品種が好まれており、「燕紅」という品種が、香りがする。

「白鳳」は中高階級の消費者には売れている。北京市では250g以上ないと売れない。白色は好まれない。「白秋」は平谷区の成熟時期に合いそうである。花粉が多いことは農家に好まれる要素である。北京では赤色が必要である。「白秋」に袋かけしない場合には、どの程度赤色になるかの写真がほしい。中国では赤みが強くなるのではないか。

4) 北京市内スーパーマーケット（イトーヨーカ堂十里堡店）

調査日時：11月21日（火）14:30～16:00

イトーヨーカ堂は、北京市内に5店舗あり、十里堡店は、北京市東部に位置し、周辺は高層アパートが多い。営業時間は9:00～22:00。来店客は地元の人々が多く、非常に賑わつ

ていた。

残念ながらモモは販売していなかったが、11/22 のバーゲン（超級早市）品としてチラシに掲載されていた（袋装白桃：6.99 元/500g）。

5) 上海市林業総站

調査日時：11月 23 日（木）9:00～10:30

面談相手：（以下 4 名、関係者 2 名同席）

沈烈英	上海市林業総站	站長
朱心軍	上海市林業総站	党總支書記 副站長
夏琼	上海市林業総站	果樹園芸科長高級農芸師
韓玉潔	上海市林業総站	林木種苗科 副科長
張志豪	麒麟生物農業（上海）有限公司	董事 総經理（同席）
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師総經理（同席）

（1）上海市林業総站からの説明

① 上海市林業総站の概要

上海市林業総站は、上海市での林業、果樹、花きを管轄している。総站には、5 つの研究所があり、品種の指導、育種を統括している。モモの研究所もある。站長は 1990 年代に来日経験がある。

花き協会も上海にある。花とメロンは、ここ十数年、日本から新品種を導入している。

② 上海市の果樹生産状況

果物のグループは、モモ、スマモモ、カンキツ（ミカン）、ブドウ、ビワの 5 つある。果樹の全体生産面積は 2.3 万 ha あり、そのうちモモについては 0.8 万 ha である。

モモはメイングループであり、増産中。水蜜桃、黄桃、蟠桃、ネクタリンを栽培。増産傾向にある。特徴のある品種や付加価値のある品種の導入を検討しており、「白秋」についても興味がある。これまで水分や糖分含量が多い品種を育成してきたが、輸送性には問題がある。上海市には外から多くの人が入っており、ビタミン C が豊富など、健康によいものを期待している。地方の人もヘルシー嗜好、高級嗜好となってきた。また、観賞用+果実も食べられるものがあれば、街路樹需要もあり、日本の甘ガキを候補として考えている。

③ 育成者権の保護について

果樹の新品種育成導入に対応して、上海でも代理人機能を充実させていきたいと考えている。権利保護の体制整備はこれからである。登録をしてからも、侵害対策をこれから整備しないと難しい。特に栄養繁殖系は難しい。現在、業界の中で知財意識を浸透させていくところ。知的財産の権利保護の意識は高まっていることから、将来、権利保護の考え方は浸透すると思われる。

栄養繁殖性の品種は、すぐに市場に出すと農家が自家増殖を行ってコントロールしにくくなるので、3～5 年程度の一定期間は国の機関で試作増殖して、その間は広げないで、ま

とめて世に出せば、無断増殖が防げると思う。

品種登録までには、花きは3年、果樹では10年程度かかるので、登録手続きをすすめながら、中国での代理人を指定して、品種の試験栽培や苗木の増殖を行うことを検討すべきあろう。

④ 上海のモモ品種について

上海ではモモの日本の品種も多く、「清水白桃」、「浅間」、「布目早生」などが栽培されている。消費者の好みも日本に近く、白いもの、柔らかいものを好む。上海は缶詰め用ではなく、生果用として、大きく、水分が多く糖分が高いものが好まれる。メインの栽培品種としては「大団」、「新風」、「錦秀」があり、いずれも上海で選抜した品種である。これらの品種の収穫最盛期は7/20～8/20であり、「白秋」と同じ時期である。

揚子江より北では堅く、赤い品種を好む。袋かけと摘果は通常実施している。黄色い袋をかけて収穫前にはずすと、白い果皮に紅が差し、消費者に好まれる。

上海の気候は6月中旬～7月中旬が梅雨。長くても1か月。短い年は2週間ほど。年間降水量は1200～1400mm。モモの糖度は11～13度品質を良くするために袋かけや摘果はいとわない。大きくなくてはならないが、250g以上であれば大きいと考える。上海周辺の産地に消費者が車で買いに行く産直が多い。

品種登録には花でも3年かかり、果樹では6年かかる。申請中に果樹の代理栽培をすることができる。

⑤ 新品種の日本への出願について

新品種の交流について、植木品種「東方山」（スギ科）を日本に出願している。林業の種苗登録代理人資格を持った人はこちらに6名いる。これから林業の代理事務所を作る予定。

6) 上海市南匯桃子研究所（調査圃場）

調査日時：11月23日（木）13:30～14:00

上海市南匯桃子研究所紀仁芬所長の案内で、同研究所のモモ試験圃場を視察した。ここ数日雨が降り続いたため、水たまりが多くみられた。ただし、水路に近く排水性は良いとのこと。全体的に樹高が低く、樹勢が弱く、幹の皮が荒れていた（幹が傷つきヤニがでたため）。近々別の圃場に移転する計画である。

7) 上海南匯区人民政府農業委員会、上海市南匯桃子研究所

調査日時：11月23日（木）14:30～16:30

面談相手：（以下5名、関係者4名同席）

郁亜忠	上海南匯区人民政府農業委員会	副主任
郭国華	上海南匯区人民政府農業委員会農林办公室	
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所	所長 高級農芸師
	上海市南匯区林業站	副站長
願志新	上海市南匯桃子研究所	研究員

黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
朱心軍	上海市林業總站	党總支書記 副站長(同席)
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長高級農芸師 (同席)
楊波	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長 高級農芸師 (同席)
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師總經理(同席)

(1) 上海市南匯桃子研究所からの説明

① 上海市南匯桃子研究所の概要について

上海市南匯桃子研究所は、2001年、上海市南匯区の研究所として設立。2006年9月に、上海市の研究所となった。研究員は7名おり、高級資格研究員2名、中級、初級資格研究員は5名である。

モモの品種育成、導入、検定を行っており、モモの試験、優良品種の選定を実施している。2004年に「南京水蜜桃」を育成して申請。2005年に登録。

標準的な栽培技術を試験して、区内の生産者に対して標準化をすすめている。これまでに、100品種以上を導入し、早生(5月、ネクタリン)、中生(7月下旬～8月上旬、普通モモ)、晩生を栽培しており、主に水蜜桃、蟠桃、油桃を6～7品種栽培している。露地およびハウス栽培を行っている。最初の成熟期となるのが油桃で5月頃、次いで水蜜桃で7月下旬～8月上旬。「清水白桃」「浅間白鳳」「川中島白桃」など5～6品種を導入。日本品種は地域適性も合い、導入に問題はないと思う。上海には8月中旬以降の晩生には良い品種がなく、良い品種があれば導入したい。

当研究所のもう1つの任務として、生産者に対する技術支援を行っている。研究所敷地内のモモ試験地面積は100畝(約6.7ha)、年間生産量400tとなっている。他の会社との協力によるモモ栽培面積は500畝(約33.4ha)以上あり、5畝(約0.4ha)の苗木栽培地がある。上海周辺に苗を20万株以上出荷している。

国レベル、市レベルのプロジェクト研究も行っている。最近のプロジェクトとしては、2009年国際博覧会に特別指定果物として出展するために研究を始めている。

この他、区の科学委員会と協力して、土壤肥料、生理等の試験も実施しており、モモの肥料効果の測定試験の研究を行っている。また、モモの鮮度保持のための100m²の冷蔵施設を建設中である。

(2) 上海南匯区人民政府農業委員会からの説明

① 南匯区のモモ生産概要

南匯区は、上海周辺で最大のモモの産地であり、8万畝(約5,3ha)の栽培面積があり、主に3品種(「大団」、「新風」、「錦秀」)が栽培されている。これらの品種は、上海市民が受け入れている優良品種である。

地元農家はモモの生産に依存している。地元ではモモの生産改善によって、収入を上げていくようにしており、市場においても地元のモモが売れている。このようなモモの生産を改善するために当研究所が設立された。モモ産業を良くするために導入品種を固定して、

改善を図っている。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

当地での生産、収穫期間は7月下旬～8月上旬。それ以外の早生のもの、晩生のものがあれば、ニーズに対応できると考えており、早生か晩生が欲しい。有機栽培は開始しているが、始まったばかり。糖度15～18度のモモを作っている。

試験栽培に協力することはできるので、その結果当地域が適地となれば上海市場に出すことができる。国内外から優良品種を導入中で、協力は可能である。

これからも交流することは双方にとって良いことと考える。友好な協力関係を築いていきたい。

8) 上海市農業科学院科研處、上海交通大学

調査日時：11月24日（金）10:00～12:00

面談相手：（以下4名）

李世誠	上海市農業科学院科研處	研究員
	上海市設施園芸技術重点実験室	元主任
	中国農学会葡萄分会	副理事長
	中国園芸学会	理事
吳鈺良	上海市農業科学院作物林果所	桃課題組
施標	上海市農業科学院国际合作办公室	室員
王世平	上海交通大学	植物科学系副主任 教授
	上海園芸学会	副理事長
	果樹専業委員会	主任
	中国農学会葡萄分会	常務理事
	中国園芸学会	理事

（1）上海市農業科学院からの説明

① 上海市農業科学院の概要について

農林科学院は、上海市所属の研究機関であり、植物の他動物、農業経済などの研究を行っている。果樹の研究所が1つあり（林果研究所）観賞植物も研究している。以前は園芸研究所であったが、果樹部門が分かれて設立された。

果樹研究は1960年代から始めており、歴史のある研究である。主にモモ、ブドウ、ナシ、ミカン、小果（イチゴなど）の研究を行っている。研究目的としては育種、栽培がある。モモについては、中国の主要な品種である黄桃「錦绣」（晩生品種）を育成した。上海周辺だけで13万畝、10数万本が栽培されている。育種目標は、品質の改善、日持ち性。「川中島白桃」が一番人気。モモの根域制限栽培も実施している。

ネクタリン（油桃）は、品種育成を開始したところ。酸味を減じ、裂果を防止するのが目標。揚子江以南に良い品種がなかったが、最近は改良した油桃「炉油018」（上海ネクタリン018号の意）（酸っぱくない、裂果しない）を育成した。この品種は、上海周辺ではなく、周辺の省でも栽培されている。

ぶどうの育種では、野生種と栽培品種を交雑して、育種を行っている。種なしブドウの育種を胚培養により進めしており、2～3の優良系統を育成中である。

ナシ、イチゴの研究も行っている。ナシ「早生新水」を育成した。この品種は日本の「新水」の子孫で成熟期が1週間早い。

ブドウ、モモの栽培面積が上海周辺で広がっている。

② 「生産許可」について

「白秋」を中国で実際に栽培した場合、どのような形質になるか、その形質が日本と同じようであれば、売れるかどうか判断できる。ただし、新しい品種を導入しようとする場合は、各地域の試験場において試験栽培をして、栽培の許可を政府から得なくてはならない。これは数年かけて、地域での栽培に適しているかを判断するものである。もし栽培した地域にあわないと賠償をしなくてはならない。90年代以降、政府の取締が厳しくなり、このような認定制度を行っている。

手順としては、品種登録後、上海での試験栽培による生産評価を受けて、生産許可証を得てから栽培を行うことになる。このような許可は外国品種についても要求されている。登録していない品種（昔の品種など）にも、生産許可が必要となっている。古い品種も、品種保護はできないが、許可無く生産すると、違反となり、罰せられる。そのため、品種登録申請と品種の生産許可申請を並行して進める必要がある。

生産許可申請については、農業部のホームページに掲載されているので参考されたい。一般に、国内育成者の場合は自分で許可を申請するが、外国品種の場合はその品種を導入する機関が申請する。農業科学院では、外国品種を含めて年間30～40品種についての生産許可をもらっている。試験栽培は地方部署が行う。大学等は、基礎研究が主な部分であるので、試験栽培は行わない。

試験栽培は仮保護後に行うことができる。検疫は60日以内で完了するが、穂木を高接ぎする時期としては2月となるので、事前に準備を進めておくことが必要であろう。

③ 948プロジェクトについて

上海交通大学の王博士は、948プロジェクトでブドウの外国品種を導入するために、北京市当局へ手続きを進めている。

④ 育成者権の保護について

研究所では、自ら農家への苗木の販売、業者への許諾を与えて、苗の増殖を行っている。品種の侵害事例としては、とうもろこし品種において発生した。不法に利益を得た業者に賠償請求を行った。

(2) 上海交通大学からの説明

① 上海周辺のモモの状況等について

上海は岡山県と同じ年平均気温である。当地では、日本品種の「川中島」も人気のある品種の一つで、8/1～6が成熟期となる。モモは多汁系で、外観の良いものを好む。今年は、穿孔細菌病によって、浦東地域周辺の20haの産地で「川中島白桃」が葉や果実に著しく被害が出、果実にも症状が出て収穫ゼロだった。中国ではヤニ病で樹勢が弱まる。最近は農薬管理の規制が厳しいので、導入する品種には耐病性があることが望ましい。「川中島白

桃」は空港周辺では 1 個 25 元で売れた。

「白秋」が、日本と同時期の収穫期で同じ品質なら、高値で売れると思う。中生はたくさん品種があるので、普通の品質なら普通に売れると思う。

新品種導入時には必ず栽培試験をする。生産者に勧めて栽培に問題があつたら、生産者に、試験場が賠償しなくてはならない。推奨するには政府の「許可証」（品質保証）が必要。1990 年代に品種の取り締まりが強くなり、こういった制度ができた。試験栽培をするなら、上海は 2~3 月に高接ぎをするので、急いだ方が良い。

9) 上海市内スーパーマーケット（カルフル古北店）

調査日時：11 月 24 日（金）14:00~16:00

カルフルは上海市内に 5 店舗あり、古北店は上海市のやや西部の外国人エリアに位置し、富裕層、外国人の買い物客が多い。8:30~24:00 まで営業している。モモの価格は 9.8 元／500g。

（参考：ふじリンゴの価格は、有機栽培 6.98 元／500g（割と甘く美味しかった）、普通栽培 5.88 元／500g、バーゲン品 1.88 元／500g（あまり甘みがない）、日本産 1 個 28 元）

4 現地調査のまとめ

1) 今後の全般的な進め方等について

今回の調査では、果樹特にモモに係る政府関係者、果樹研究者、果樹生産業者と懇談することできたので、中国側の各部署での対応窓口となるキーパーソンを確認することできた。また、会談によって、中国でのモモ育種、生産状況や嗜好などの様々な情報を得ることができた。

中国関係者の「白秋」に対する反応は極めて高く、大変興味を持っていた様子であった。各政府及び研究機関関係者も極めて友好的、協力的であり、多くの情報、アドバイスを得た。特に、中国で新たに品種を栽培するためには、品種登録とは別に栽培許可を中国政府から得なければならないことなど、日本では知り得なかった情報を入手することができ、非常に有意義なものであった。

今後は、品種登録に係る栽培試験の通知が届き次第、栽培試験用の穂木を送付できるよう、準備を進めるとともに、試験栽培の手続きについて中国側と確認する必要がある。

また、許諾先の選定が円滑に進められるよう、今回の調査で得られた様々なルートを通じて、情報を収集することが必要である。

さらに、本事業の目的であるマニュアル作成に向けて、全体的なタイムスケジュールを組んで、事業のポイントを確認しながら進めることが重要である。

2) 特に、許諾先の選定について

許諾先地域の選定については、「伝統的に北京は赤い硬肉モモを好み、上海は白く柔らかいモモを好む、との認識があったが、必ずしもそればかりではないと感じた。北京近郊の平谷区は現在中国第一のモモの産地であるが、現地の生産者によると、北京には全国の人が集まり、多様なモモのニーズがあるので、柔らかい果皮色が白いモモでもニーズがある、とのことであった。

一方、上海の生産地では、「やはり柔らかい肉質のモモが消費者に好まれるので、硬肉モモはほとんど栽培していない。」とのことであった。流通も、通常の流通経路の他に、消費者が直接現地に買いに行く産直販売でかなりのモモが販売されているとのことであり、品質が良ければ消費者は高くとも買う状況にある。

気候的にも、上海は日本の本州と大きく違わず、日本の品種は問題なく育つとのことであった。北京は冬期に-15~-20℃になるため凍害が心配されるが、上海は凍害の心配はなく、年間降雨量が1200mm程度で日本とあまり変わらない。

栽培管理状況は、北京では、硬肉モモを扱い慣れた生産者なので、丁寧な取り扱いに慣れていないし、摘果の習慣もない。これに対して上海では、摘果・袋掛けは通常の作業であり、柔らかい肉質を扱い慣れているので、栽培上のトラブルは少ないのではないかと考えられる。現地の指導層にあたる大学・研究所の研究者も日本への留学経験者が多く、品種の導入が速やかに進むと期待され、上海が導入地として適当ではないかと考えられる。

3) 育成者権の保護について

中国国内での育成者権の保護状況は、近年、法整備が進んできたところであるが、栄養

繁殖性の品種の保護はやはり難しい、と現地でも認識している。解決策の1つとして提案されたのが、まず栽培許可のための試験を現地の試験場で実施し、その間、品種の流出を防ぐ、許可証が発行された時点では、試験樹が十分生育しているので、一気に穂木を提供できる。違法増殖の心配が無くなるのではないか、というものであった。

4) 果実の販売状況等について

北京では、屋台の果物屋、店を構えた青果店、地元スーパー、外資スーパー（イトーヨーカ堂）、上海では店を構えた青果店、地元スーパー、外資スーパー（カルフール）の果実を購入したが、一般に品質はまだ不十分であった。しかし、価格は安く、1個3~5元（=48~80円）の間である。北京の屋台の「紅富士」リンゴは、2元（=32円）という金額でありながら、日本国内のスーパー並の味であり、脅威を感じた。外観はまだ不揃いで、日本人が外観にこだわり続けるなら、日本国内での国産果実の優位は揺るがないが、輸出の場合は、高級品志向の高所得者層は別としても、厳しい展開も予想される。

上海のカルフールには、日本からの輸入「ふじ」もあったが、28元（=448円）と破格に高く、外観はきれいで果実も大きかったが、内部が褐変し始めており、食味も悪く、日本産の評判を落とすものである。輸出段階での品質は管理されていると思うが、中国での店頭管理の改善も含めた品質管理対策の必要性が感じられる。

5 参考写真

[北京市内スーパーマーケット (イトーヨーカ堂十里堡店)]



[上海市内スーパー・マーケット (カルフール古北店)]



↑
店舗外観

← モモの販売状況

普通栽培ふじリンゴ (下図左)



有機栽培ふじリンゴ(下図右)



[その他補足用写真]



CN-KnowHow にて。右から 3 人目が謝董事長、右端が「白秋」出願担当者の張晶氏



北京市林業局果樹産業処にて。中央部が北京市農林科学院林業果樹研究所の姜氏、左から 3 番目が北京市林業局果樹産業処副処長の方氏



北京市内の八百屋。右のかごはお見舞い用。白いクッションでくるんでいるのがモモ



北京市内での果物の露店



北京空港での果物販売状況。白いネットでくるんでいるのがモモ (2006.11.22)



上海市林業総站にて。左端がキリンアグロバイオの張董事、右から4番目が沈站長、2番目が朱副站長、右端が夏果樹園芸科長。



上海市南匯桃子研究所のモモほ場視察状況。中央が紀所長



上海市南匯桃子研究所のモモほ場



南匯区でのモモの一般栽培ほ場（垣根の向こうがモモ畠）



上海市農業科学院科研処にて、右から 3 番目が王博士、2 番目が李氏、右端が吳氏



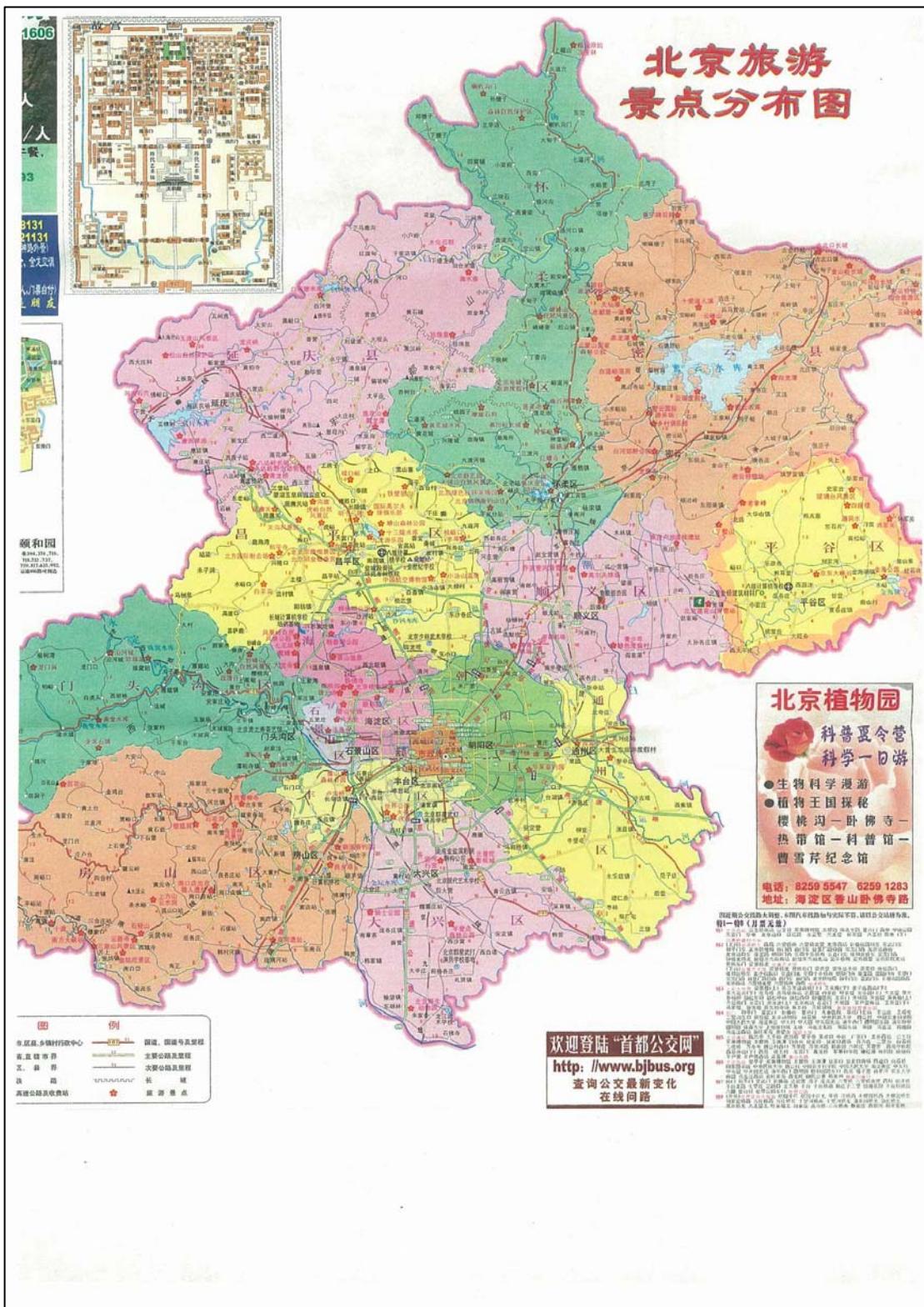
上海農業科学院正門横では、研究所で生産した冬虫夏草などの乾燥きのこ等を販売している。



上海市農業科学院の建物

6 補足資料

1) 北京市、上海市周辺地図





2) 北京名果（モモの部分を抜粋、日本語訳）：主編閃崇輝、科学技術文献出版社

(1) 本地古老品種

- 1 五月鮮：北京地方品種、平均 180g、糖度 11%、7 月上旬成熟
- 2 五月鮮扁干：原産北京、蟠桃品種、平均 115g、糖度 13%、7 月上旬成熟
- 3 魁桃：河北省原産、平均 250g、糖度 15.2%、9 月初め成熟
- 4 秋寶珠：来源不詳、平均 148.3g、糖度 12%、8 月中下旬成熟
- 5 秋蜜：北京平谷原産、平均 200g、糖度 14%、9 月下旬成熟
- 6 迎霜：北京密云農家選出の晚熟品種、平均 213g、糖度 17.5%、10 月上旬成熟
- 7 早久保（香山水蜜）：来源不詳、平均 154g、糖度 7.63%、収穫期 7 月上旬
- 8 早黃金：平均 88g、糖度 10%、7 月上旬成熟
- 9 夢卜桃：北京古老地方品種、平均 196g、糖度 11%、7 月中旬成熟
- 10 晩熟大蟠桃：北京原産、平均 150g、糖度 11%、8 月中旬収穫

(2) 導入品種

- 11 阿布白桃：日本由来、平均 243.8g
- 12 沙姆阿斯：来源日本、平均 200g
- 13 川中島白桃：日本由来、平均 191.8g
- 14 白鳳：日本由来、平均 125g、糖度 11%、7 月下旬成熟
- 15 大久保：原産日本、平均 260g、糖度 10.5%、収穫期 7 月末～8 月初め、北京地区の主栽品種の 1 つ
- 16 岡山白：原産日本、平均 153g、糖度 11%、8 月中下旬成熟
- 17 阿目斯丁：原産アメリカ、平均 102.5g、糖度 10.5%、7 月初め成熟
- 18 都白鳳：原産日本、平均 218g、糖度 9.3%、7 月下旬成熟
- 19 金童 5 号：アメリカ育成品種、平均 200g、糖度 9.9%、収穫期 8 月上旬
- 20 金童 6 号：アメリカ育成品種、平均 159g、糖度 10.5%、収穫期 8 月中旬
- 21 金童 7 号：アメリカ育成品種、平均 178.4g、糖度 10%、収穫期 8 月中旬
- 22 金童 8 号：アメリカ育成品種、平均 173.4、糖度 11%、成熟期 8 月下旬
- 23 NJN72：アメリカの油桃品種、平均 130g、糖度 10%、6 月末成熟

(3) 育成品種

- 24 早美：北京市林果所、94 年定名、平均 97g、糖度 8.5-9.5%、6 月上旬成熟
- 25 慶豐：北京 26 号、79 年定名、平均 150g、糖度 9%、6 月下旬～7 月初め
- 26 京紅：北京 1 号、75 年定名、平均 120g、糖度 8.8%、収穫期 7 月上旬
- 27 京玉：北京 14 号、75 年定名、平均 162g、糖度 9.5、収穫期 8 月上旬
- 28 華玉：北京 38 号、00 年定名、平均 400g、糖度 13.5、8 月中下旬成熟
- 29 京艶：北京 24 号、77 年定名、平均 250g、糖度 10.5%、収穫期 8 月末～9 月初め
- 30 艷豊 1 号：北京市平谷区政府選出、平均 250g、糖度 14%、9 月上旬成熟
- 31 八月脆：北京 33 号、77 年定名、平均 300g、糖度 10%、収穫期 8 月下旬
- 32 燕紅：綠化 9 号、84 年定名、平均 220g、糖度 13.6%、収穫期 8 月下旬～9 月上旬
- 33 晩蜜：北京市果林所、91 年命名、平均 230g、糖度 14.5%、9 月末成熟
- 34 早露蟠桃：北京市林果所、蟠桃、89 年定名、平均 103g、糖度 9-11%、6 月中旬収穫

- 35 瑞蟠 2 号：北京市林果所、蟠桃、94 年命名、平均 150g、糖度 8.5-13%、7 月中旬成熟
- 36 瑞蟠 3 号：北京市林果所、蟠桃、94 年命名、平均 200g、糖度 10-12%、7 月末成熟
- 37 瑞蟠 4 号：北京市林果所、蟠桃、94 年命名、平均 221g、糖度 8.5-13%、8 月末成熟
- 38 碧霞蟠桃：北京市平谷県画店郷桃園、92 年定名、平均 125g、糖度 15%、9 月下旬成熟
- 39 早紅珠：北京市農林科学院、94 年命名、平均 97g、糖度 11%、6 月中下旬成熟
- 40 香珊瑚：北京市農林科学院、95 年命名、平均 165g、糖度 10.5-14%、7 月下旬成熟
- 41 瑞光 5 号：北京市林果所、油桃、89 年命名、平均 170g、糖度 7.4-10.5%、7 月上中旬成熟
- 42 瑞光 7 号：北京市林果所、油桃、89 年命名、平均 150g、糖度 9.5-11%、7 月中旬成熟
- 43 瑞光 18 号：北京市林果所、油桃、94 年命名、平均 260g、糖度 9-12%、7 月下旬成熟
- 44 瑞光 19 号：北京市林果所、油桃、94 年命名、平均 150g、糖度 8.5-12%、7 月下旬成熟
- 45 瑞光 22 号：北京市林果所、油桃、平均 158g、糖度 11%、7 月初成熟
- 46 燕黃：北京市林果所、平均 191g、糖度 11.6%、9 月上旬成熟
- 47 瑞光 28 号：北京市林果所、油桃、平均 260g、糖度 10-14%、7 月下旬成熟
- 48 京川：北京市林果所、84 年定名、平均 212g、糖度 12.7%、9 月上旬成熟
- 49 瑞光 27 号：北京市林果所、油桃、平均 180g、糖度 10-11%、8 月中下旬成熟

(参考)

「北京名果」に掲載されている樹種と品種数

1 モモ

① 本地古老品種	10	品種
② 導入品種	13	品種
③ 育成品種	26	品種
計	46	品種

2 ブドウ

① 伝統品種	7	品種
② 育成品種	14	品種
③ 導入品種	17	品種
④ 加加工品種	8	品種
計	46	品種

3 ナシ

① 秋子梨系統	5	品種
② 白梨系統	6	品種

③ 砂梨系統	3 品種
④ 西洋梨系統	6 品種
⑤ 二十世紀八十年代以来發展的品種	15 品種
計	35 品種
4 リンゴ	
① リンゴ類	22 品種
② 小リンゴ類	7 品種
計	29 品種
5 カキ	
計	7 品種
6 ナツメ	
① 生食品種	16 品種
② 干果生食両用品種	6 品種
③ 干果加工品種	3 品種
④ 觀賞品種	6 品種
計	31 品種
7 アンズ	
① 生食加工類	32 品種
② 仁用アンズ	6 品種
計	38 品種
8 オウトウ	
計	19 品種
9 クリ	
計	8 品種
10 クルミ	
① 早実類	9 品種
② 晩実類	7 品種
③ 觀賞クルミ	2 品種
計	18 品種
11 スモモ	
計	12 品種

12 クワ

計

16 品種

13 サンザシ

① 大サンザシ類

8 品種

② 小サンザシ類

4 品種

計

12 品種

3) 日本からの農業部への出願状況

中国農業部ホームページより (2007.2.28 現在)

 中国农业植物新品种保护网
Http://www.cnpvp.cn

您现在的位置: 首页 > 品种权公告查询

查询结果

申请号	植物种类	品种名称	申请日	公告类型	申请/品种权人	公告号
20000100.0	辣椒属 Capsicum L.	卡普椒	2000-12-15	申请公告	有限会社日本农研	CNA000226E
20010187.0	菊属 Chrysanthemum L.	精兴之诚	2001-10-23	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA000392E
20020080.1	菊属 Chrysanthemum L.	精兴光玉	2002-5-20	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA000524E
20040003.7	兰属 Cymbidium Sw.	楠山幻想曲‘卡利奥卡’	2004-1-5	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001428E
20040004.5	兰属 Cymbidium Sw.	盐山森林‘玛吉利卡’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001429E
20040005.3	兰属 Cymbidium Sw.	盐山之泉‘赞美神’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001430E
20040006.1	兰属 Cymbidium Sw.	盐山小溪‘俄耳甫斯’	2004-1-6	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001431E
20040197.1	兰属 Cymbidium Sw.	多萝西-斯托克斯蒂尔‘遗忘的果实’	2004-4-13	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001432E
20040198.X	兰属 Cymbidium Sw.	普尔达森‘普罗金’	2004-4-14	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001433E
20040237.4	兰属 Cymbidium Sw.	美丽山谷‘世界和平’	2004-5-19	申请公告	株式会社向山兰园	CNA001434E
20040401.6	菊属 Chrysanthemum L.	精之波	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001814E
20040402.4	菊属 Chrysanthemum L.	精海	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001815E
20040403.2	菊属 Chrysanthemum L.	精兴新年	2004-9-24	申请公告	日本精兴园有限会社	CNA001816E
20050052.X	兰属 Cymbidium Sw.	火炬	2005-1-18	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002181E
20050053.8	兰属 Cymbidium Sw.	光彩	2005-1-18	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002182E
20050483.5	菊属 Chrysanthemum L.	岩之白扇	2005-8-22	申请公告	岩田悟	CNA002562E
20050503.3	兰属 Cymbidium Sw.	篝火	2005-9-1	申请公告	日本河野大花蕙兰育种株式会社	CNA002563E
20050708.7	甜瓜 Cucumis melo L.	伊洛晶	2005-11-23	申请公告	株式会社萩原农场生	CNA002714E
20060149.0	草莓 Fragaria ananassa Duch.	福S6号	2006-3-10	申请公告	日本国福冈县政府	CNA003336E
20000100.0	辣椒属 Capsicum L.	卡普椒	2000-12-15	授权公告	有限会社日本农研	CNA000499G
20010187.0	菊属 Chrysanthemum L.	精兴之诚	2001-10-23	授权公告	日本精兴园有限会社	CNA000501G
20020080.1	菊属 Chrysanthemum L.	精兴光玉	2002-5-20	授权公告	日本精兴园有限会社	CNA000502G

共查询到22条记录

农业部植物新品种保护办公室版权所有
主办: 农业部植物新品种保护办公室
承办: 农业部科技发展中心
电话: 010-64193029 65927554
E-mail: chenhong@agri.gov.cn

4) 面会者リスト

氏名	所属	職名
謝順星	北京路浩知識産権代理有限公司	董事長
張晶	北京路浩知識産権代理有限公司	企画部経理
高鋒	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理
朴仙	北京路浩知識産権代理有限公司	国際部助理
王光遠	北京光遠岩巍農業科技有限公司(双営果園)	総経理
王岩	北京光遠岩巍農業科技有限公司(双営果園)	(王光遠氏の次男)
方建輝	北京市林業局果樹産業処 北京市果樹産業協会 北京果樹学会	副処長 高級行程師 副秘書長 副理事長
姜全	北京市農林科学院林業果樹研究所	研究員
周士龍	北京市平谷区果品办公室	室員
岳長文	北京市平谷区果品办公室	室員
閃崇輝	北京果樹学会	理事長
付占方	北京市園林綠化局果樹処	処長
張志豪	麒麟生物農業(上海)有限公司	董事 総経理
池堅	上海振東園芸有限公司	高級農芸師 総経理
王世平	上海交通大学 上海園芸学会 果樹專業委員会 中国農学会葡萄分会 中国園芸学会	植物科学系副主任 教授 副理事長 主任 常務理事 理事
沈烈英	上海市林業總站	站長
朱心軍	上海市林業總站	党総支書記 副站長
夏琼	上海市林業總站	果樹園芸科長高級農芸師
楊波	上海市林業總站	果樹園芸科 副科長 高級農芸師
韓玉潔	上海市林業總站	林木種苗科 副科長
郁亜忠	上海南匯区人民政府農業委員会	副主任
郭國華	上海南匯区人民政府農業委員会農林办公室	室員
周建明	上海市南匯区林業站 上海市南匯区野生動物保護管理検査站 上海市南匯区林業病害虫防治检疫站	站長
紀仁芬	上海市南匯桃子研究所 上海市南匯区林業站	所長 高級農芸師 副站長
顧志新	上海市南匯桃子研究所	研究員
黃蓉	上海市南匯桃子研究所	研究員
李世誠	上海市農業科学院科研処 上海市設施園芸技術重点実験室 中国農学会葡萄分会 中国園芸学会	研究員 元主任 副理事長 理事
吳鈺良	上海市農業科学院作物林果所	桃課題組
施標	上海市農業科学院国際合作办公室	

III 現地調査報告書（クスノキ関係）

1 現地調査日程

2月 4日(日)	14:15	成田発 (JL621便)
	16:40	上海着、杭州へ移動
2月 5日(月)	09:30～17:00	杭州藍天園林種苗有限公司
	21:00～23:00	浙江省林業種苗管理総站
2月 6日(火)	09:30～12:00	杭州天香園林有限公司
	14:00～17:00	浙江花木城
2月 7日(水)	14:00～17:00	杭州藍天園林種苗有限公司
	17:00	上海へ移動
2月 8日(木)	12:00	上海発 (JL622便)
	15:40	成田着

2 現地調査参加メンバー

(有) 行徳緑化農場 代表取締役	行徳繁太郎
(有) 両筑植物センター 代表取締役	行徳 繁盛
平木国際特許事務所 種苗室	何 小萍
(社) 農林水産先端技術産業振興センター 企画部企画課長	下野 章司

・アドバイザー

N R T ガーデンプロダクツ 代表取締役	寒郡 茂樹
(株) ジェイ・アンド・シー貿易 代表取締役	進藤 興雄

3 調査概要

1) 杭州藍天園林種苗有限公司 余枕中泰農場の第一ほ場及び第二ほ場

調査日時：2月5日（月）9:30～

面談相手：（以下3名）

陳相強	杭州藍天園林集團	董事長
	浙江省園林花木商會	會長
	浙江省景觀生態研究會	會長
黃伍龍	杭州藍天園林科學研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
李先連	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理
	鷹潭市浙江企業家投資協會	工程師
	浙江花卉協會綠化苗木分會	副會長

（1）杭州藍天園林種苗有限公司からの説明

① 余枕中泰農場の概要について

杭州の西側、市内から車で一時間程度の場所に位置する。農場の広さは 160ha。杭州藍天園林種苗全体では、林木 300 樹種について 400 品種の苗木の生産を行う。ほぼ 1 樹種 1 品種の大量生産を行っている。この農場の土壤は pH8.3 でアルカリ性が強い。キンモクセイ、ケヤキ、メギ、モミジなどを生産している。クスノキなどの酸性土壤を好む林木の生産には適さない。北京周辺は砂漠化が進み、アルカリ性に強い林木が、最近は求められている。

黄副総經理が 19 ある農場農地、5 農場を管理。この農場には正規の社員が 13 名、作業員が 100 名程度。

第二ほ場ではケヤキ 2,000 本を生産している。現在、移植してから 4 年目。杭州藍天の農場全体では 2 万本を養成している。直径 8cm のものが日本円で 6,000 円程度の価格で販売でき、現在、杭州藍天の林木の売上げの中心になっている。

② 富春江農場について

2003 年に開設。農場の広さは 125ha。土壤は pH6.5。この農場には管理の社員が 10 名、作業員が 70 名程度で、ピーク時には 100 名ぐらいになる。クスノキの中国での卸売り価格は、直径 25~30cm のものが 1.7~2.0 万円。日本でも同サイズのものが 5 万円程度。直径 2~3cm の苗木を購入して 4 年もので、3,000 円程度。

③ 杭州藍天園林集團の紹介

グループ代表の陳董事長は 1963 年生まれ。91 年に浙江農業大学修士卒業と同時に園芸の会社を設立して現在に至っている。

現在グループ企業は 9 社で、林木園芸、林木研究、造園、設計、造園など。このグ

ループの特長は、造園関係の仕事を受注し、自ら設計し、その中で使う林木の提供まで一貫して行えることである。設計会社は15省にあり、売上げは6億円、造園・工事関係の会社の売上げは60億円。これまでの8年間の利益のうち、その1/2を林木の生産事業に投資を行ってきていたとの話であった。中国の金融制度として、種苗の生産関係には融資ができないので、グループの利益をその投資に向けてきた。今後の目標として、2020年には、中国全土に120の林木生産の農場を作り、全体では1,300haのほ場を確保したいという。年間の利益は150億円を目指すという。

中国において林木の育種をしている研究機関は非常に少なく、また、研究レベルも低いとの話であった。日本の林木育種の状況について視察した経験も陳董事長はあり、日本も個人レベルで非常に小規模でやっている印象を受けたとのこと。杭州藍天では、これまでにフランスから林木の品種の導入を行っている。3月に陳董事長は来日の予定。杭州と日本の気候は似ているので、日本からの林木の導入は非常に進めやすく、今後、中国に導入できる品種の視察を行う。陳董事長は、浙江省の林木花卉の団体の会長も務めているため、今後、日本の植木協会とも協力関係を築いていきたいとのことであった。

④ クスノキ「ミナギ」についての質疑

「ミナギ」の生産には、富春江農場の土壤（pH6.5）が適している。一般的には日本の品種の方が香りは強い。アルカリ性土壤で、「ミナギ」の新芽が赤くなるかどうかは、1年間現地での栽培試験を行って確認する必要がある。これまで、クスノキは揚子江以南にしか植えることができなかつたが、最近の温暖化の影響で、以北でも植えることが可能となっている。

耐寒性→従来品種と同様。種子繁殖可能か→挿し木と接ぎ木。台木は→クスノキ。成長の早さは→在来種より若干遅い。直径10cmのものに高接ぎできるか→育成者の行徳氏は可能。

⑤ 「ミナギ」の生産販売について

現在、中国でビジネスを行うなら、スピードが大切。スピードが速いほどビジネスチャンスも広がること。通常のクスノキの生産には5年程度が必要との日本側育成者の説明に対して、このような説明があり、3年ぐらいで販売を行うところまで是非、持っていきたいという希望があった。

「ミナギ」の販売については、3年ぐらい、一切市場に出さずに、その間、大量に増殖を行う。大きなものについては高接ぎなどを行い、小さなものについては、挿し木で増殖する。その間、ブランドイメージを高めるために積極的に広告などの宣伝活動を行った上で、一気に大量に、大小様々な「ミナギ」の販売を行う方法が最もよいと提案された。最初の3年ぐらいはこれまでにない新品種であるので高価格で販売し、数年して農家などが増殖して販売を始めたら、価格を下げて、引き続き販売を行う。ただ、最初の数年が勝負でその間にどのぐらいの数量を販売できるかにかかっている。現在、中国の林木の需要は、生産すればすぐそのまま売れる状態が続いている。ベニカナメモチ「レッドロビン」は、私達が聞いている情報ではこれまでに7千万本が売れたとのことであったが、ここではす

でに1億本売れていて、まだ、売れる状況にあるとの話であった。

クスノキは杭州市の木になっていて、浙江省を含めて近隣の6-7省で販売が可能であり、特に中国沿海部での需要は非常に高い。珍しい品種であれば高価格で一度に大量に販売することが可能であるとの話であった。

無断で新品種を増殖販売する育成者の侵害行為については、現在、中国で、農家が侵害行為を行ったとしても実際に取締りをすることは不可能とのことであった。ただ、公司のレベルにあるものについては、浙江省の林業局に取締りを頼むことができるのではないかという話であった。

「ミナギ」のロイヤルティーについては1本あたりのロイヤルティーを決めておき、生産販売した後、販売した数量に応じて支払いをする方式がよいのではないか、という話があった。

実際のクスノキの販売については、ほ場に移植後4年で高さ120cm、直径8cmのものは1,500円程度と価格が低いので、その2年後、つまり移植後6年後になると直径14cmで12,000円と高い価格での販売が可能なため、この程度の大きさに生育してから販売するが経営上は最もメリットが大きい。3年程度でこの大きさにまで生育させるには接木の技術が欠かせない。

杭州藍天側からは、この「ミナギ」だけでなく、幅広くいろいろな樹種の新品種の導入を進めたい意向があるとの話があり、新品種の導入に当たっては、増殖生産の技術指導も合わせて行ってほしいとの希望があった。また、現在は、林木の生産が主で、実際には育種を手がけるところまではいっていないため、是非、どのようなやり方で新品種の選抜を行うかについても、非常に高い関心を持っていることが農場の視察や会議での話し合いでも伺うことができた。

杭州藍天では、2006年には林木8千万本の販売実績があり、クスノキについては直径12cm程度の大きさのものを年間4~5万本販売している。現在持っている19農場では、最初3年間は全く利益が出ないで、4年目から販売を開始し、収益を上げることができるようになるとの説明があった。

2) 浙江省林業種苗管理総站

調査日時：2月5日（月）21:00～

面談相手：Wenjian Luo 浙江省林業種苗管理総站 站長・高級工程師

（1）浙江省林業種苗管理総站の紹介

林木を中心に、果樹、花木等の育種と生産を行っている。1,300haの農場を持ち、30数名のブリーダーがいる。育種と生産に係わる人は大学や民間に委託して行っている。主な業務は新品種の保護、1万種以上ある遺伝資源の管理、浙江省花卉協会の管理などを行っている。この浙江省花卉協会には、浙江省の主要な種苗会社はほとんど加入している。

浙江省は緑化木の生産量が中国でも一番。新品種は2品種マグノリアとモクレンを出願中である。これ以外にも現在数品種を育成の途中。浙江省では、緑化木の生産事業が拡大するにつれて権利保護の意識も高まっている。今後とも中国での生産量一位を維持していくためには権利保護意識が重要であり、権利保護がしっかりとできれば海外からもより

よい品種の導入が可能になり、生産者にも大きなメリットとなると考えている。

浙江省で育成者権の侵害があった場合には、杭州藍天などの種苗会社への指導は、この組織で十分に対応することができる。中国の品種保護制度では農家による侵害についても法律に基づいて取締りが可能でではないかとの日本側の質問に対し、現状では農家に対する取締りは不可能であるとの話があった。公司レベルでは全て取締りが可能であるかとの重ねての日本側からの質問に対しては、一定以上のレベルの公司の取締りは可能であるが、農家と同程度レベルの公司の取締りも不可能である。ただ、一定以上のレベルの公司、特に浙江省花卉協会に加盟している公司への取締りはしっかりと行うことができるとのことであった。

今回の「ミナギ」の中国種苗会社への生産許諾について意見を求めたところ、最初に大量に増殖して一気に販売をし、最初の販売の時点で1本当たりのロイヤルティーを決めて、ロイヤルティーを回収することが現在の中国の現状に一番合う方法ではないかという話であった。赤芽のクスノキであるなら、非常に中国での需要は高いと考えられることから、最初に50万本程度の契約は簡単に取ることができるのではないかとの意見であった。

3) 杭州天香園林有限公司

調査日時：2月6日（火）9:30～

面談相手：（以下2名）

朱之君 杭州天香園林有限公司 董事長

Wenjian Luo 浙江省林業種苗管理總站 站長・高級工程師（同行者）

（1）杭州天香園林有限公司の概要

造園設計会社、林木や花木種苗の生産会社、園芸学校を経営している。基本的な事業形態としては、公園などの設計を自社で行い、その設計の中に自社で生産した林木を販売していく方法をとっている。

新品種は海外から育成者権のないものを輸入し、増殖して販売している。高木、低灌木、研究用の3つの農場を持ち、全体の面積は100ha。現在、新品種の展示ほ場を約5,000万円で建設中、今年年末頃に完成予定。設計関係者が新品種を実際に見て使ってみないと新品種の導入が進まないことから、こういった新品種の展示ほ場を作ることにした。

中国では赤葉の林木や花木は非常に人気が高く、これまでに、ユキカズラをこの会社が海外から導入し、中国で大変な人気を呼んでいる。ベニカナメモチ「レッドロビン」も一番最初に3年間で600万本を販売した。中国での林木及び花木の新品種はまず、浙江省で使われる。浙江省の企業間の連携協力体制がよくできていることがその理由で、浙江省はチャレンジ精神に富んだ地域である。

クスノキの需要については不明であるが、赤芽のものであるなら、その赤芽の期間が長いのであれば、中国で大変な人気を呼ぶ可能性があるとの意見であった。現在、赤葉の林木はモンゴリアだけであるため、非常にたくさん販売できる可能性を秘めている。常緑樹で赤葉のものは多くないので、非常にいいものであるという評価を得た。ベニカナメモチ「レッドロビン」はすでに中国で1億本売れていて、たくさんの農家も生産しているが、いまだに不足していて、現在でもまだ、たくさん売れている状況にある。この会社は、中

国の造園関係の 10% 程度のシェアを現在抑えているが、売り上げの大半は浙江省内のものである。

育成者権のある品種についてロイヤルティーを回収することが可能かどうかを尋ねたところ、この会社では、海外から育成者権のないものを購入し、増殖し販売しているため、ロイヤルティー回収の経験はないが、相手が公司であれば、ロイヤルティーの回収も可能ではないかとのことであった。ただ、農家からロイヤルティーを回収することは困難である。一旦、新品種が市場に出ると、すぐに農家が増殖し販売を行ってしまうが、これを止めるることは非常に難しい。政府が農家をコントロールできるかどうかもわからないとのことであった。

(2) 「ミナギ」についての質疑

暖かい地域でも赤芽が出てくるか。「レッドロビン」は広東省では赤芽にならないが、「ミナギ」はどうか→これまで暖地での経験がないのでわからない。pH の高いアルカリ性の土壤でも赤芽となるか→これも経験がないのでわからない。増殖はどのように行うのか→挿し木や接ぎ木で行う。増殖が簡単であるとすぐに農家に増殖されて販売されてしまうので、増殖方法は難しい方がよいとのこと。生育も早いものが望ましく、一度にたくさん増殖して一気に販売してしまう方法がいいとの意見であった。中国では農家の手に渡ってしまうと、すぐに増殖されてそれを止めることができないので、その点をよく考慮する必要がある。

4) 浙江花木城（林木と花木の市場）

調査日時：2月6日（火）14:00～

林木及び花木を販売している店先を見学して回った。日本の育成者から見た印象では、各樹種毎の品種数が非常に少なく、昭和30年代頃の日本の植木市場を見ているような印象を受けたとのことであった。一方、その価格については、その品質を比較して、非常に高価な印象をもった。中国では現在、林木や花木の需要は非常に高く、品薄の状態であるという話をこれまでに聞いてきたが、この市場を視察して、実感することができた。現在、中国では、やはり、樹種毎の品種数が非常に少なく、日本から中国への新品種の導入には大きな期待が持てるのではないかと感じられた。

5) 杭州藍天園林種苗有限公司（本社会議室）

調査日時：2月7日（水）14:00～

(1) 「ミナギ」の育成者権許諾契約についての検討

許諾を行う場合の杭州藍天側の希望を聴取した。

- ① 許諾を行うのであれば、当社1社で行いたい。
- ② 技術的な指導を必要としており、種苗だけでなく、技術指導も十分に行って欲しい。
特に、接ぎ木の技術がないため、その技術指導を求めたい。
- ③ より早急に契約を締結し、より早く事業を進めたい。

そして、今後、契約を結ぶことができるのであれば、まず、中国政府から輸入許可書を取得する必要があるので、この輸入許可証取得のための準備を最優先に進めていきたいとのことであった。

今回の日本側の訪問は、許諾先候補を視察することが目的であり、許諾先の最終的な選定には、関係者間の十分な検討が必要であることを伝えた。

4 現地調査のまとめ

今回、杭州の林木種苗会社2社の代表者、及び浙江省の林木種苗を担当する責任者とも面会し、クスノキ等の林木の品種権保護について、意見交換を行った。3者が共通して述べていたことは、現在の中国では、農家による品種権侵害などを取り締まることは実質的には不可能であるが、一定以上のレベルの公司では、品種権保護の意識があり、利用許諾契約の遵守が可能であるということ。また、赤葉のベニカナメモチ「レッドロビン」が、現在、1億本以上売れていることなどから、赤葉のクスノキ「ミナギ」についても、数十万本の単位での販売可能性があるということであった。

実際の販売方法としては、農家による不法増殖を極力避けるために、市場に初めて新品種を出すにあたり、事前に一定期間、例えば、3年間なり5年間なり、ほ場等で大量増殖を行い、そして、一気に大量に林木を販売してしまう方法が現在の中国の実情にかなうことであった。日本では一般に林木の新品種は、登録期間満了の30年間でも数万本販売できればよいとのことで、もし、中国で数十万本単位で販売することができれば、そのロイヤルティー収入は、大変魅力あるものになる。

中国の林木種苗会社からは、中国の林木の生産増殖技術は日本に比べて低いために、品種権の利用許諾契約と併せて、技術指導も求められた。また、林木の新品種育成技術もまだ、未熟であるため、新品種の育成技術の指導や中国側関係者との積極的な技術交流なども必要であるとされた。

今後、具体的に利用許諾契約を締結するにあたり、その契約本数やロイヤルティーの利率だけでなく、技術指導をどのように行うかなど、総合的に検討し、進めていく必要がある。

5 参考写真



杭州藍天園林種苗有限公司にて、クスノキ「ミナギ」の概要説明と意見交換。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場にて、クスノキの販売サイズについて検討。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場。突き当たりまで、ほ場が続いている。



杭州藍天園林種苗有限公司の生産ほ場を視察



杭州藍天園林種苗有限公司の林木の展示場（建設中）を視察



杭州藍天園林種苗有限公司の浙江花木城（林木と花木の市場）の店舗。
会場入り口に最も近い一等地にある。



浙江花木城入り口。道路を挟んで、きれいな建物（この写真側）に入る店舗と、露天の店舗（この下の写真）にわかかれている。



浙江花木城の露天の店舗



浙江花木城にて。盆栽や花木、庭石などが店先にならぶ。



杭州の林木花木の生産農家のほ場。奥に見える建物は、全て、農家の家。
中国でも有数の裕福な農家。

6 捷足資料

1) 面会者リスト

陳相強	杭州藍天園林集團	董事長
	浙江省園林花木商會	會長
	浙江省景觀生態研究會	會長
黃伍龍	杭州藍天園林科學研究院	院長
	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理農場長
李先連	杭州藍天園林種苗有限公司	副總經理
	鷹潭市浙江企業家投資協會	工程師
	浙江花卉協會綠化苗木分會	副會長
朱之君	杭州天香園林有限公司	董事長
Wenjian Luo	浙江省林業種苗管理總站	站長・高級工程師

「中国における育成者権取得と権利行使のモデル構築事業」報告書
(平成18年度知識集約型産業創造対策事業)

平成19年3月

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
(STAFF)

〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階
TEL 03-3586-8644